342
0635m
(A)

Ir 5M-92

I+5M-92

大藏省編纂

明治大正財政史

第九卷

發行元　東京　財政經濟學會

342.1
O635m
(A)
340
14

2417

明治大正財政史　第九卷　目次

第七編　專賣（上）

第一章　煙草專賣……一
第一節　序說……一
第一款　緒言……一
第二款　葉煙草專賣實施以前に於ける煙草稅制の概要……二
第二節　葉煙草專賣法の制定及改廢……七
第一款　葉煙草專賣法の制定……七
第二款　葉煙草專賣法の實施……一六
第一項　葉煙草專賣所の開設……一六
第二項　持越葉煙草の處分……一八
第一目　製造人の持越葉煙草……一八
第二目　耕作人及仲買人の持越葉煙草……二一
第三項　製造煙草の市價の異同……三七

第四項　葉煙草專賣に對する一般の感情……三九
第三款　葉煙草專賣法の改正……四一
第一項　第一回改正……四二
第二項　第二回改正……五一
第三節　煙草專賣法の制定……八〇
第一款　煙草製造專賣制度の調査及立案……八〇
第二款　製造專賣計畫に對する當業者の動靜……一二五
第三款　煙草專賣法の成立及公布……一五五
第四節　煙草專賣法の實施……一八四
第一款　緒言……一八四
第二款　實施に關する準備……一八五
第一項　概說……一八五
第二項　交付金の給與……一八九
第一目　緒言……一八九
第二目　交付金額の算定……一九〇
第三目　交付金給與の方針……一九二
第四目　交付金給與の成績……一九六

第五目　葉煙草賣買業者等に對する交付金の給與……一九七
第三項　徵收及買上……一九九
第一目　緒言……一九九
第二目　葉煙草の買上……二〇四
第三目　葉煙草の徵收……二〇八
第四目　葉煙草以外の買上……二〇八
第五目　葉煙草以外の徵收……二〇九
第四項　器械其の他材料品の買入……二一一
第五項　土地建物倉庫の借入及假建築……二一三
第三款　實施の狀況……二一七
第一項　製造の狀況……二一八
第二項　販賣の狀況……二二二
第三項　民製品の處分問題……二二二
第四項　模擬品の流行……二二四
第五節　煙草專賣法の改正……二三〇
第一款　煙草專賣法の改正……二三二
第二款　煙草專賣法施行細則の改正……二五八
第六節　煙草の耕作……二七四

第一款　耕作の制限……二七五
第一項　緒言……二七五
第二項　耕作區域の制限……二七五
第三項　產地の整理……二七六
第四項　段別及種類の制限……二八一
第五項　耕作許可……二八一
第一目　許可の方針……二八六
第二目　許可の手續……二八九
第三目　許可の取消……二八九
第四目　試作許可……二九二
第二款　耕作組合……二九八
第三款　耕作の指導及奬勵……二九九
第一項　耕作試驗……二九九
第二項　改良指導……三〇一
第三項　奬勵金の交付……三〇一
第四款　罹災補償……三一〇
第六節附表……三一〇
第七節　葉煙草の收納……三一一
第一款　緒言……三一一
第二款　賠償價格……三一二
第一項　賠償價格の調査方法……三二二
第二項　賠償價格の等級……三二三
第三款　葉煙草の鑑定……三二三
第一項　鑑定の方法……三二三
第二項　再鑑定……三二三
第四款　收納の方法……三二三
第七節附表……三二三
第八節　葉煙草の輸入……三二三
第一款　輸入の沿革……三二三
第二款　輸入の方法……三二三
第一項　間接購買……三二三
第二項　直接購買……三二三
第八節附表……三二三
第九節　葉煙草の賣渡……三二三
第一款　製造用賣渡……三二三

第一款　緒言……三二九
第二款　賠償價格……三二九
第一項　賠償價格の調査方法……三二九
第二項　賠償價格の等級……三四〇
第三款　葉煙草の鑑定……三四〇
第一項　鑑定の方法……三四〇
第二項　再鑑定……三四六
第四款　收納の方法……三五三
第七節附表……三五三
第八節　葉煙草の輸入……三六三
第一款　輸入の沿革……三六三
第二款　輸入の方法……三六三
第一項　間接購買……三六三
第二項　直接購買……三六三
第八節附表……三六三
第九節　葉煙草の賣渡……三六三
第一款　製造用賣渡……三六三

第一項　收入率……三九四
第二項　賣渡價格……三九八
第三項　賣渡の方法……四〇〇
第二款　輸移出用賣渡……四〇六
第一項　輸移出の沿革……四〇六
第二項　賣渡の方針及方法……四〇八
第九節附表……四一七
第十節　煙草の製造……四二二
第一款　製造作業……四二二
第一項　緒　言……四二二
第二項　製造所……四二二
第三項　場外作業……四二七
第四項　直營作業……四三一
第五項　職　工……四四〇
第二款　製造煙草の種類及定價……四四三
第一項　葉卷煙草……四四四
第二項　紙卷煙草……四四六
第一目　口付紙卷煙草……四四六
第二目　兩切紙卷煙草……四四八
第三項　刻煙草……四五一
第三款　煙草の製造額……四五五
第十一節　製造煙草の輸移入……四六七
第一款　輸移入の方針及方法……四六七
第二款　輸移入煙草の種類及定價……四七〇
第三款　自用輸入及標本輸入……四八六
第一項　自用輸入……四八六
第二項　標本輸入……四八八
第十一節附表……四八八
第十二節　製造煙草の販賣……五〇一
第一款　販賣の方法及手續……五〇一
第一項　緒　言……五〇一
第二項　煙草賣捌規則……五〇三
第三項　煙草販賣事務取扱手續……五〇五
第四項　直接賣渡……五六八
第二款　販賣機關……五七一

第一項　緒言……五七一
第二項　販賣官署……五七三
第三項　元賣捌人……五八〇
第四項　小賣人……五八二
第三款　賣渡價格……五九〇
第一項　緒言……五九〇
第二項　明治時代の割引歩合……五九二
第三項　大正時代の割引歩合……五九五
第十二節附表……五九八
第十三節　製造煙草の輸移出……六四〇
第一款　製造煙草の輸出……六四〇
第二款　製造煙草の移出……六五七
第三款　輸移出煙草の賣渡價格……六六三
第十四節　煙草の回送……六六八
第十五節　煙草專賣實蹟概要……六八六
第一款　明治三十一年度……六八六
第二款　明治三十二年度……六八七

第三款　明治三十三年度……六八九
第四款　明治三十四年度……六九一
第五款　明治三十五年度……六九三
第六款　明治三十六年度……六九五
第七款　明治三十七年度……六九六
第八款　明治三十八年度……七〇一
第九款　明治三十九年度……七〇五
第十款　明治四十年度……七〇九
第十一款　明治四十一年度……七一七
第十二款　明治四十二年度……七二三
第十三款　明治四十三年度……七三〇
第十四款　明治四十四年度……七三六
第十五款　大正元年度……七四四
第十六款　大正二年度……七五一
第十七款　大正三年度……七五八
第十八款　大正四年度……七六六
第十九款　大正五年度……七七三

第二十款　大正六年度……七八一
第二十一款　大正七年度……七八九
第二十二款　大正八年度……七九七
第二十三款　大正九年度……八〇六
第二十四款　大正十年度……八一四
第二十五款　大正十一年度……八二一
第二十六款　大正十二年度……八二七
第二十七款　大正十三年度……八三四
第二十八款　大正十四年度……八四〇
第二十九款　昭和元年度……八四六—八五四

明治大正財政史　第九卷　目次終

圖版

一　葉巻煙草……四六六—四六七
イムペリアルス　ベルフエクトス　レガリヤ　プリンセサス　オリエンタレス　セニヨリタス
ロンドレス
二　口付紙巻煙草
敷島　國華　大和　朝日　カメリヤ　山櫻　やよひ　芙蓉　八雲　かをり
不二　たつ田　八千代　ベルタ
三　兩切紙巻煙草
スター　チエリー（二種）　ドラゴン　リリー（二種）　ロングライフ　オリエント　フエニックス
梅か香　ほまれ（二種）　朝櫻　ゴールデンペット　ハネーピー　エアーシップ　ナイル
ピーバー　ウエルス　アルマ　アイリス　ピース　サロン
四　刻煙草
鶴壽草　白梅　さつき　あやめ　もみぢ　なでしこ　はぎ　富貴蘭　蘆葉蘭
水府

第七編　專賣（上）

第一章　煙草專賣

第一節　序說

第一款　緒言

煙草に對する國用課徴の制度は三度の變遷を經たり。煙草稅の賦課・葉煙草專賣及煙草專賣之なり。前者は一般消費稅賦課の方法にして、後の二者は葉煙草の收納・賣渡又は煙草の製造・販賣を官業として施行したるものなり。

課稅と謂ひ專賣と謂ふも畢竟課徴の手段形式を異にするのみにて、其の國權に依り强力を用ひて一定率の額を賦課する點に於ては、毫も其の本質を異にするものにあらず。然れども消費課稅の方法たるや自ら其の率に限度ありて、無限に歲入の增加を圖ることを得ず、若し之を强行するに於ては却て脫稅等の弊害を誘發すると共に、國家歲入に齟齬を招來し、遂に救治の途なきに至るべく、既に煙草稅に於て其の兆顯然たりき。是を以て政府は日清戰後國費の膨脹に應じて新規歲入の大增收を圖るに及び、明治二十九年三月葉煙草專賣法を發布し、同三十一年一月一日より之を實施したり。之れ我國に於ける專賣制度の濫觴なり。由來煙草の專賣たる、單に葉煙草の專賣に止まるべからずして、必ず製造販賣を伴うて始めて完全なりと云ふべし。歐洲諸國の先例皆斯くの如くなるのみならず、當初大藏省の計畫する所も亦玆に在りたり。然れども製造販賣のことたる最も大事業に屬し、一

朝夕を以て準備を整ふべからざるが故に、政府は先づ葉煙草の專賣を施行し、追て相當の準備を了したる後、適當の機に製造專賣を斷行せんとの豫定を立てたるものなり。而して葉煙草專賣に在りても、實施後漸次其の制度の不備判然し、僞罔逋脫の弊日に增長したるのみならず、豫定歲入も一定限度に達して絕對に之れ以上增加するを得ざるに至りしを以て、政府は會〻日露戰役物發の爲め莫大の軍資を必要とするに及びて、明治三十七年四月煙草專賣法を發布し、同年七月より製造專賣を斷行するに至れり。現行煙草專賣制度の實施後、就中主として現行煙草專賣實施後の事蹟に在りと雖も、先づ其の先行制度たる煙草稅則に關して略說し、以て葉煙草專賣に至るの經路を明にすべし。尙ほ煙草專賣機關の設置及改廢等に就ては別に第二編財政機關の部に之を詳說する所あるを以て、本章に於ては特に必要とする場合の外、總て之が記述を省略することとせり。

第一款　葉煙草專賣實施以前に於ける煙草稅制の概要

煙草に關する課稅は明治八年十月布告第百五十號煙草稅則の施行に依りて始めて起りしものにして、蓋し從來最大の稅源たりし地租を輕減し、且つ無數の雜稅を整理したるに當り、新に設けられたる稅目の一種なり。今其の大要を述ぶれば、課稅は之を營業稅・印紙稅に大別し、更に營業稅を二種に分ち、製造煙草を煙草商人に賣渡す者を卸賣人とし、消費者に賣渡す者を小賣人とし、卸賣には十圓、小賣人には五圓の年額を課す。卸賣人は其の資格を以て直に小賣を爲すを得べく、小賣人は卸賣を行ふを得ざるものとす。印紙稅は量目を問はず等級從價稅となし、定價五錢未滿は一厘、十錢未滿は五

厘、二十錢未滿は一錢、三十錢未滿は二錢、四十錢未滿は三錢、其の他は之に準じて增加せしむることとしたり。而して營業稅の方法は、營業稅は年額を二期に分ち、徵稅令書を發し町村を經て納付せしめ、別に營業免許及仕入出賣の鑑札を製し、下付の際一定の料金を直接に徵收することとし、印紙稅は營業人より消費者に賣渡す際に於て、之に相當印紙を貼用せしむるを以て徵收の手段と爲したり。

煙草稅の收入額は初年五十五萬圓（營業稅二十萬圓、印紙稅三十五萬圓）と豫定し、漸次增加して二百萬圓に至らしむることを期待せり。然るに其の實收は初年以來年々僅に二十四五萬圓を出入するに止まり、此の內營業稅は二十萬圓の豫定に對し實收は僅に四五萬圓に過ぎず、卽ち實施の初より旣に違算を生じたり。蓋し其の賦課方法として採用したる賣渡の際相當印紙を貼用せしむる方法は、素と消費者に直接に賦課し、成るべく營業者をして不利と不便とを感せしめざるの趣旨に出でたるものなれども、營業人に在りては印紙稅の立替と手數との煩勞ありて、成るべく之を避けんことを欲し、需要者に在りても亦其の印紙稅額を購買價格より控除せしめ、成るべく支拂額を少からしめんことを希ひ、幸にも脫稅の容易にして非行の痕跡を留めざるに乘じ、相謀りて無印紙品を授受したることと實に其の原因なり。茲に於て政府は明治十年二月に至り此の課稅方法を改正し、販賣に充つるものには豫め之を貼用せしむることとしたりしも、一旦此の脫稅非行の惡慣例を生じたる後なりしを以て、規定改正の趣旨は之を遵守せしむるに由なく、其の違算は到底補正するを得ざりき。

仍て明治十五年十二月に至り更に之を改正し、營業稅の種目を製造・仲買・小賣の三種とし、製造及仲買は年額十五圓、小賣は五圓とし、各營業者若し兼業するときは各別に營業稅を納付せしめることと

し、又印紙稅は量目と定價とに依り三等級として、各級五匁より百匁に至り、卸賣定價百匁二十五錢未滿は四錢、五十錢未滿は六錢、五十錢以上は八錢の割合を以て印紙を貼用せしめたり。而して貼用の方法は玉造は帶印紙を以て結束せしめ、箱詰紙包は其の封緘要部に角形印紙を貼付し、其の封緘と彩紋とに懸け製造人の印章を以て抹消せしむることとし、以て前法の缺陷を補はんことを力めたり。此の改正規定は翌十六年七月より實施せられしが、而も弊害は更に新規定に就ても發生したり。蓋し當時の裝置方法は主として玉造に係り、箱詰紙包は稀なりしを以て、其の最も多く使用せらるるものは帶印紙なりしが、帶印紙の用法は唯刻煙草に纏繞せしむるのみにて、糊著せしむるものにあらざるが故に、一旦使用濟のものも數次之を利用して脫稅を行ふことを得るのみならず、賃切職工は此の法規に依り賃切名義を以て原料を外部に搬出し得るの便宜あるに乘じ、多く密製造を爲し、其の製造したる煙草は無印紙を以て販賣するを得たり。卽ち此等の缺陷は遂に改正の效果を全うせしめざりし所以にして、强て之を拘束せんとせば、年々徒に犯則檢擧數を七八千件に上らしむるのみにて、稅額の實收は年々却て減少するの事實を示したり。故に明治二十一年四月再び之を改正し、營業稅は場所數に應じて之を課し、從來他の支店・出張店等に假託して營業稅を逋脫したるものを取締ると共に、印紙稅率は之を改めて總て定價の二割とし、新に紙卷煙草に課稅し、又從來の帶印紙は之を廢して包裝は皆密封となし、印紙稅は必ず之に印紙を貼用せしむるを以て賦課方法とし、其の他製造業者よりは證約狀を徵し、製品を授受する者の資格を制限し、賃切人就業の區域を限る等の規定を設け、同年七月より之を實施したり。是れ總て脫稅に備へ犯則を豫防し、流弊を救治する爲に最も考案を盡したるものなり。

此の改正は稍〻前法に優るものありしを以て、收入額は年々遞增して、明治二十六年以後は二百萬圓を下ることなく、往々三百萬圓に達せんとしたり。卽ち初め二百萬圓を期待したるに比すれば、已に百萬圓の超過を示したり。然れども是れ唯表面の計數に止まり、煙草の稅額は實際に於て尙ほ其の半數を逋脫せられ居りしものなり。抑〻初め煙草稅の收入額を二百萬圓と豫定したる所以は、創定當時に於ける全國の煙草生產額を四百萬貫と見積り、百匁一斤の平均價格二十錢と爲したる推算に基くものなり。爾來人口の增加と生活狀態の向上とに伴ひ、煙草の需要は急劇に增加し、之と同時に生產額も千二百萬貫に上り、又物價の騰貴に伴ひ百匁一斤の平均價格は二十五錢となれり。故に之より積算するときは、稅額收入は少くも六百萬圓に達せざるべからざる理なるに、實收は最高三百萬圓弱なりしに見れば、當時其の半數以上を逋脫せられ居たるものとすべし。蓋し此の印紙稅の賦課方法たる、定價の二割を以て直に包裹に貼用せしむるものなるに由り、極めて正確なるが如しと雖も、脫稅の手段には窮極なく、密造密賣の如きは勿論、或は低き定價を裝ひ、其の割合に依り印紙を貼用し、却て其の賣價を三四倍にするものあり、或は他品に假裝して全く印紙を貼用せざるものあり、或は私に包裹を切解して崩賣するものあり、姦猾巧詐は殆んど之を防遏するに由なきに至り、遂に此の不成績を齎したるものなり。

斯くの如く法制一步を進むれば巧詐僞罔も亦一步を進め、之を防遏せんが爲め檢査の施行を嚴密にすれば、犯則件數の累增を來すのみにて、收入の增加は毫も之を認むるに由なく、結局三百萬圓を最高として之れ以上の增加は到底期すべからず、唯刑を免れ法を侮るの弊風日に增長するの狀態なりき。

煙草稅則の不備の制度たること斯くの如く、改善の手段なきこと亦右の如し。然るに會、明治二十七八年の戰役あり、其の戰後の國政を經營せんとするに方り、從來八千萬圓の歲出入は一躍して二億圓に達したるが、此の內臨時費に屬するものは公債及償金の繰入を以て之を支辨すべしと雖も、經常費に屬するものは別に補充の方法を講せざるべからざるに至れり。玆に於て政府は酒造稅を改正し、又營業稅及登錄稅を新設することと爲せしが、煙草の如く半奢侈品にして大衆の需要最も廣汎なるものに至りては、率先之が增稅を計畫せられしは固より其の所なりしなり。要は如何にして其の增稅の目的を達すべきや、問題は唯玆に存したり。

是より先き明治十五年第一回稅則改正に先ち、當局者は從來の施行成績に徵し、現行煙草稅則を以てしては徵收の目的を達することの困難なるを察知し、制度改正の議を起したり。其の最先に起りたるものを會社稅とす。會社稅の大要は、內國の耕作地を分ちて數十區域とし、一區域に一會社を置きて其の區域內の耕作人を會社に屬出で收穫量目を確定し、會社の仲介に依りて卸賣人に賣渡し、會社の定めたる樣式に從ひて其の賣渡代金を申報したる時、其の賣渡代金に應じ國稅を賦課せしむるに在り。然れども是れ一種の理想論に止まり、實行の準備は一朝夕を以て辨ずべからざりしを以て、更に其の方法を變更して葉煙草賣渡印紙稅制度を採らんとしたり。卽ち營業者を分ちて耕作人、直買人、小賣人とし、煙草證書用紙を發行し、直買人をして煙草買入の際買入量目に從ひ、該用紙の定むる受取證書に煙草印紙を貼用せしむるものにして、之れ卽ち大藏卿より太政官に提出したる煙草稅則改正原案なりき。然るに太政官の議は之を以て國情に適せざるものとして容れず、參事院及元老院の討議を經て全然其の精神を沒却し、之に大修正を加へて確定したるもの、卽ち前記明治十五年十二月の改正稅則なりき。尋いで同十八年に至り更に煙草條例の起草あり、之れ卽ち煙草の製造を以て官營となさんとするものにして、其の大要は、政府は煙草の耕作を許否し、其の收穫量目を檢查して之を買收し、又之を製造して製造煙草となし、卸賣人、小賣人を經て一般に販賣するに在りしものなるが、是れ亦當時に在りては創法新奇に過ぎ、實施に便ならずとの理由に依り、成案となるに至らずして止みたり。然れども所謂專賣の議が始めて萌芽したるは正に此の際に在りとす。

煙草條例は右の如くにして成案に至らざりしと雖も、現行の稅則制度は永久に持續すべからずして、早晩根本的の改正を必要とするに至るべきは明かにして、而も其の場合に於ては、結局專賣制度を採るの外なきを以て、政府は一方には其の調查に從はしむると共に、他方には現行法の缺陷に改正を加へて尙ほ姑く該制度の存續を圖りたり。之れ明治二十一年の稅則改正なりとす。爾來當局者は專賣制度の調查を繼續し、或は之を歐洲の制度に照し、或は之を內國の生產及消費に稽へ、其の施行の必す奏功すべきを明にしたれども、其の計畫の廣大にして人心を動搖せしむるを虞り、暫く其の實施の決定を見るに至らざりしが、今や日淸戰後の經營に方り、增稅の必要は斷じて止むべからざるに至りたるを以て、玆に始めて專賣斷行の議一決したり。

第二節　葉煙草專賣法の制定及改廢

第一款　葉煙草專賣法の制定

前述の如く煙草專賣斷行のこと一決したりと雖も、由來專賣の制度たる商賈に緣遠き國家が商業

を行ふものなるを以て、其の成否必ずしも豫斷し難く、況んや本邦に在りては前古未曾有の新事業なるが故に、制度若し其の當を得ざるものあらば再び收拾すべからざるに至るべし。而して歐洲諸國の制度は耕作・收納より製造・販賣に至る迄擧げて官營とする所にして、我國に在りても曾て煙草條例を起草するに方りては此の制に倣ひたりと雖も、製造官營のことたる其の事業複雜にして愼重なる準備を要すべきを以て、今急遽增稅の必要に應じて之を斷行するに適せざること論なし。是を以て政府は先づ葉煙草專賣の制度を採ることとなし、明治二十九年一月其の法案を第九回帝國議會に提出して協贊を得、同年三月法律第三十五號を以て之を公布し、準備期間二年を置きて三十一年一月より之を實施したり。

葉煙草專賣の大要は、葉煙草を耕作者より收納して賠償金を交付し、其の賠償金額に一定の收入率を加算して之を賣渡すものにして、賣渡代金と賠償金との差額を以て收入純益とするものなり。從て耕作者の耕作したる葉煙草は總べて之を政府に納付せしめ、決して之を他に賣渡し又は自ら消費するを得しめず、又製造業者は政府より拂下を受けたる葉煙草に非ざれば、原料として之を使用するを得ざるものとす。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

葉煙草專賣法（明治二十九年三月二十八日法律第三十五號）

第一條　政府ハ葉煙草ノ專賣權ヲ有ス

第二條　葉煙草ハ政府之ヲ收納シ總テ定價ヲ以テ之ヲ賣渡スヘシ
何人ヲ問ハス政府ヨリ買受ケタル葉煙草ニ非サレハ之ヲ賣買スルコトヲ得ス

第三條　葉煙草ヲ耕作スル者ハ乾燥ノ後總テ其ノ葉煙草ヲ政府ニ納付スヘシ之ヲ他ニ讓渡シ又ハ消費スルコトヲ得ス

第四條　葉煙草ヲ耕作シタル者葉煙草ヲ納付スルトキハ政府ハ之ニ對シ賠償金ヲ交付スヘシ」
葉煙草ノ賠償金ハ政府之ヲ定メ豫メ公示スヘシ其ノ品位等級ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシム若此ノ鑑定ニ不服アルトキハ更ニ鑑定ヲ求ムルコトヲ得

第五條　葉煙草ヲ耕作セムトスル者ハ毎年四月三十日迄ニ政府ニ其ノ段別ヲ届出ヘシ

第六條　葉煙草ハ政府ニ届出テタル土地ニ非サレハ耕作スルコトヲ得ス

第七條　葉煙草耕作者ノ變更シタルトキハ其ノ耕作ヲ繼承シタル者ヨリ其ノ旨政府ニ届出ヘシ

第八條　煙草製造ヲ業トスル者及葉煙草賣買ヲ業トスル者ハ葉煙草ヲ耕作スルコトヲ得ス

第九條　葉煙草ヲ耕作スル者ハ葉煙草收穫ノ前及葉煙草乾燥ヲ了リタル後政府ニ届出テ檢查ヲ受クヘシ

第十條　葉煙草ヲ耕作スル者ハ葉煙草ノ乾燥ヲ了リタル後翌年三月三十一日迄ニ政府ノ指定シタル場所ニ之ヲ納付スヘシ此ノ期限ヲ過キ葉煙草ヲ貯藏セムトスルトキハ政府ノ認許ヲ受クヘシ

第十一條　葉煙草ヲ耕作スル者ハ葉煙草ヲ買受クルコトヲ得ス又自己ノ耕作セサル葉煙草ヲ貯藏スルコトヲ得ス但シ當該官吏ノ承認ヲ受ケ標本トシテ買受クルハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　輸出ニ供スル葉煙草ハ政府ノ認許ヲ受クルトキハ之ヲ政府ニ納付セスシテ他ニ賣渡スコトヲ得

第十三條　前條ノ葉煙草ハ政府ノ保管ニ付スヘシ

第十四條　政府ニ於テ保管スル葉煙草ハ其ノ保管證ヲ以テ賣買スルコトヲ得

第十五條　政府ニ於テ保管スル葉煙草ハ保管後一箇年內ニ輸出セサルトキハ政府ハ之ヲ收納シ第四條ニ依リ賠償金ヲ交付スヘシ

第十六條　政府ニ於テ保管シタル葉煙草ハ輸出ノ際之ヲ輸出者ニ交付スヘシ

第十七條　保管若ハ運搬ノ爲ニ生シタル費用ハ保管證所有者ノ負擔トス

第十八條　政府ハ何人ノ所屬ヲ問ハス葉煙草耕作地及貯藏所其ノ他所在ノ場所ヲ檢查スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ當該官吏ハ葉煙草所在場所又ハ葉煙草ノ所在ト認ムル場所ニ立入又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得其ノ運送中ニアルモノハ其ノ所在ニ就キ之カ檢查ヲ爲スコトヲ得

第十九條　政府ハ各地方便宜ノ地ニ葉煙草取扱所ヲ設ケテ葉煙草ノ收納及賣渡ヲ取扱ハシム

第二十條　耕作ノ屆出ヲ爲サスシテ葉煙草ヲ耕作シタル者又ハ屆出ヲ爲サヽル土地ニ葉煙草ヲ耕作シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處シ仍其ノ葉煙草ヲ沒收ス

第二十一條　葉煙草ヲ耕作スル者政府ニ納付スヘキ葉煙草ヲ他ニ讓渡又ハ消費シタルトキハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ノ現存スルトキハ何人ノ所有ヲ問ハス政府ハ之ヲ收納シ第四條ニ準シテ其ノ賠償金ヲ交付スヘシ

第二十二條　葉煙草ヲ耕作スル者葉煙草ヲ買受ケ又ハ自己ノ耕作セサル葉煙草ヲ貯藏シ又ハ政府ノ認許ヲ受ケスシテ翌年三月三十一日ヲ過キ葉煙草ヲ貯藏シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル葉煙草ノ現存スルトキ其ノ收納及賠償金ノ交付ハ前條但書ヲ適用ス

第二十三條　葉煙草耕作者變更ノトキ其ノ繼承ノ屆出ヲ爲サヽル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十四條　葉煙草ノ收穫ヲ始ムル前又ハ葉煙草ノ乾燥ヲ了リタル後之カ屆出ヲ爲サヽル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條　政府ニ對シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ對シ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ之ヲ怠リタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條　葉煙草ノ檢查ニ際シ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第二十七條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用井ス但シ刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條　葉煙草ヲ耕作スル者ハ其ノ代理人、家族、同居者、雇人ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

附　則

第二十九條　本法ハ明治三十一年一月一日ヨリ施行ス

第三十條　遠隔ノ島嶼ニシテ內地ト一般ノ狀勢ヲ異ニスルモノアルトキハ其ノ地方ニ對シ勅令ヲ以テ本法ヲ施行セサルコトヲ指定スルコトヲ得

本法ヲ施行セサル地方ヨリ本法施行地ニ葉煙草ヲ輸入スルコトヲ得ス

第三十一條　明治二十一年勅令第二十號煙草稅則ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス但シ煙草製造營業者ニ於テ本法施行前ヨリ持越タル葉煙草ヲ以テ製造シタル煙草ニ關シテハ仍明治二十一年勅令第二十號煙草稅則ヲ適用ス

第三十二條　本法施行ノ際煙草仲買人又ハ葉煙草耕作者ノ所持スル葉煙草ハ政府ニ納付スヘシ但シ納付ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法中葉煙草とあるは當然の解釋として、內外產葉煙草を總稱するものとせざるべからず。然れども此の時未だ改正條約は實施せられず、輸入葉煙草は之を拘束するに由なかりしを以て、別に省議を以て之が適用を一定し、本法に葉煙草と稱するは唯內國葉を指稱するものとせり。但し第三十一條但書に於ける葉煙草は持越品の處分にして、條約實施と相關する所なきが故に、該葉煙草に限り內外品を包含するものとし、明治三十年十二月八日主稅局長より各稅務管理局長に通牒したり。

葉煙草專賣法は既に公布せられたるも、其の規定は大綱に止まり、耕作·收納·賣渡に關する諸般の手續は未だ定まらず、然るに本法の運用より生ずる利害得失と繁簡とは、一に懸りて此の手續法に在るを以て、大藏省は愼重の調査を遂げ、明治三十年三月に至り之を發布したり。其の全文を揭ぐれば左の如し。

葉煙草專賣法施行細則（明治三十年三月二十六日大藏省令第六號）

第一條　葉煙草專賣法第五條ノ屆出ヲ爲ス者ハ第一號ノ書式ニ準シタル書面ヲ所管葉煙草專賣所ニ差出スヘシ

第二條　枯葉蝕損其他不熟葉等ニシテ政府ニ納付スルコト能ハサルモノハ當該官吏ノ承認ヲ受ケ廢棄ノ處分ヲ爲スヘシ

第三條　葉煙草耕作者生葉ノ收穫ヲ了シタルトキハ直チニ其幹根ヲ拔除スヘシ

第四條　葉煙草ハ總テ左ノ葉分ニ據リ調理スヘシ但土地ノ狀況ニ依リ當該官吏ノ承認ヲ得テ葉分ヲ增加スルコトヲ得

一　土葉　　最下ニアル三四枚
二　中葉　　土葉ノ上本葉マテ
三　本葉　　中葉ノ上天葉マテ
四　天葉　　最上ニアル三四枚

屑葉等ニシテ前項ノ葉分ニ據リ難キモノハ雜葉トシテ之レヲ調理スヘシ

第五條　聯干ノモノハ各自同尺ノ繩ヲ用キ種類葉分毎ニ區分スヘシ

幹干ノモノハ葉ノ採收後種類葉分毎ニ各自一定ノ把ト爲スヘシ

第六條　葉煙草ハ其種類及葉分ニ依リ區別シ其品類、葉竝同等ノモノヲ取揃ヘ成ルヘク一定ノ枚數ヲ以テ一把トシ輕量ノ藁、苧、紙等ヲ以テ結束シ凡ソ六貫匁ヲ以テ一包トシ每包ニ種類、葉分、產地、姓名ヲ標記シ第二號書式ノ納付書ヲ添ヘ所管葉煙草專賣所ニ納付スヘシ但本文ノ量目ニ滿タサルモノハ別ニ結束シ納付スヘシ

包裝ハ蕭、吳座或ハ菰ノ類ヲ用キ葉先ヲ內ニシ十字形ニ積重ネ遠路ノ運搬ニ差支ナキ樣堅固ニ結束スヘシ

第七條　左ニ揭クル如キ調理ノ不充分ナル葉煙草ハ耕作者ニ於テ相當ノ調理ヲ施シタル後ニ

アラサレハ納付スルコトヲ得ス

一過度ノ濕氣ヲ含ムモノ

一幹子付又ハ鍵付ト稱シ其幹ノ部分ヲ附著シアルモノ

一種類、葉分、葉竝、包裝ノ亂雜ナルモノ

第八條　葉煙草專賣法第十條ノ認許ヲ受ケムトスル者ハ其旨所管葉煙草專賣所ニ申出テ認許ヲ受クヘシ但貯藏期限四箇月以上ニ渉ルモノハ葉煙草ノ種類、葉分毎ニ量目ヲ記載シタル書面ヲ差出スヘシ

第九條　葉煙草耕作者葉煙草ヲ輸出ニ供セムトスルトキハ第三號書式ノ書面ニ現品ヲ添ヘ所管葉煙草專賣所ニ差出スヘシ

第十條　前條ニ據リ葉煙草專賣所ニ保管シタル葉煙草ニ調理ヲ加ヘムトスルトキハ調理ノ理由、場所及日時等ヲ詳記シタル書面ニ保管證ヲ添ヘ所管葉煙草專賣所ニ差出シ承認ヲ受クヘシ

第十一條　前條葉煙草ノ調理ヲ了シタルトキハ撰屑、葉莖等葉煙草ヨリ出テタル一切ノ屑ヲ葉煙草ト共ニ所管葉煙草專賣所ニ提供シ其處分ヲ受クヘシ

第十二條　保管葉煙草ヲ輸出セムトスルトキハ其輸出港ヲ指定シテ所管葉煙草專賣所ニ申出テ廻送ノ請求ヲ爲スヘシ

前項ノ葉煙草輸出港ニ到達シタルトキハ葉煙草專賣法第十七條ノ費用ヲ納付シテ保管證ヲ差出シ葉煙草ノ交付ヲ請フヘシ

第十三條　保管證ヲ毀損汚染シタル者ハ所管葉煙草專賣所ニ申出テ保管證ノ交換ヲ求ムルコトヲ得

第十四條　保管證ヲ亡失シタル者ハ葉煙草ノ價格ニ相當スル金錢又ハ國債證券ヲ擔保トシテ提供シ又ハ葉煙草專賣所ニ於テ相當ト認ムル資產ヲ有スル者二名以上ノ保證人ヲ定メ損害ノ保證ヲ爲ストキハ保管葉煙草ノ交付ヲ爲スヘシ

第十五條　收穫ノ葉煙草若クハ認許ヲ受ケタル貯藏葉煙草ヲ亡失シタルトキハ其事由ヲ詳記シ直チニ所管葉煙草專賣所ニ屆出ヘシ

第十六條　葉煙草ノ賣渡ヲ請フ者ハ葉煙草ノ名稱、品類、葉分、數量ヲ葉煙草專賣所ニ申出ヘシ

第十七條　葉煙草ハ包裝ノ儘賣渡ヲナシ分割スルコトナシ但標本トシテ賣渡ヲ爲スモノハ此ノ限ニアラス

第十八條　葉煙草ノ賣渡ヲ受ケタル者ハ直チニ代金ヲ納付シ現品ヲ引取ルヘシ

第十九條　葉煙草ノ賣渡ヲ受ケタル者葉煙草專賣所ノ指定スル金額又ハ之レニ相當スル國債證券ヲ擔保トスルトキハ代金ノ延納ヲ請フコトヲ得

第二十條　葉煙草ノ賣渡ヲ受ケタル者賣渡契約ノ日ヨリ三日以内ニ現品ヲ引取ラサルトキハ相當ノ保管料ヲ徵收ス但契約ヲ解除シタルトキハ此ノ限ニアラス

（書式省略）

施行細則は葉煙草耕作及賣渡に關する手續の通則にして、納付鑑定等の方法に及ばざりしも、此等に就ては尙ほ調査を重ね、漸を追て規定するの方針なりしを以て、公布と同時に主稅局長より各地方

長官に其の旨を通知して、誤解なからしめたり。

尙ほ葉煙草專賣法を施行せざる地方に關しては、同法第三十條に依り明治三十年六月三日勅令第百六十九號（三十四年勅令第二百二十七號を以て沖繩縣宮古郡を追加）を以て公布せられたり。卽ち左の如し。

一　北海道廳管下國後郡、色丹郡、得撫郡、新知郡、古守郡、紗那郡、振別郡、擇捉郡、蘂取郡

一　東京府管下小笠原島及伊豆七島

一　鹿兒島縣管下大島郡ノ內硫黃島、黑島、竹島、口ノ島、臥蛇島、平島、中ノ島、惡石島、諏訪ノ瀨島、寶島、沖永良部島、與論島

一　沖繩縣管下伊平屋島、伊是名島、具志川島、野甫島、久米島、渡嘉敷島、前島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、久場島、粟國島、渡名喜島、鳥島、多良間島、大神島、水納島、鳩間島、波照間島、與那國島、大東島、魚釣島、宮古郡

第二款　葉煙草專賣法の實施

葉煙草專賣は本邦未曾有の事業なるを以て、其の實施に當りては殊に愼重を盡さざるべからず。茲に於て政府は特に之が施行の機關を設備し、其の取扱の例規を整へ、持越葉煙草の處分を定め、價格の昂低を調和する等の點に大に意を用ひ、又葉煙草專賣に對する國民の感情を良好ならしむるに努めたり。今明治三十一年一月本制度實施當時に於ける狀況を、各事項に分ちて略說すべし。

第一項　葉煙草專賣所の開設

葉煙草專賣法の施行に關する事務を處理する爲め、全國六十一箇所に設置せらるるものにして、明治三十一年一月一日葉煙草專賣法實施の日を以て各所在地に於て開廳したり。是より先き明治三十年四月本專賣所官制の發布せらるるや、大藏省は先づ其の職員に充つべきものを採用して開廳準備員と爲し、之を大藏省に召集して取扱に關する一般の事務を練習せしめ、尋いで同年七月各專賣所長を任命して各任所に赴かしめ、實施の準備に從はしめたり。而して當時各專賣所の廳舍は未だ全く完成せず、或は一部の假引渡を受け、或は一時の借舍を以て之に充てしが、爾後各所の廳舍建築は漸次竣工し、三十一年一月の實施に當りては十餘箇所を除くの外は、概ね新廳舍に於て開廳するを得たり。今專賣所を設置せられたる地名を擧ぐれば左の如し。

稅務管理局	所在地
東京	東京、橫濱、吉井、秦野
大阪	大阪、和歌山、神戶、高田
名古屋	名古屋、見付、岐阜、山田、富士
仙臺	米澤、千厩、大迫、東根
金澤	勝山、鶴來
廣島	廣島、岡山、久世、高梁、府中、三原
丸龜	池田、後免、貞光、琴平
熊本	熊本、臼杵、竹田、志波、高森
京都	八日市
長崎	長崎
宇都宮	水戶、太田、大田原、岩井、大宮、茂木、鳥山、馬頭
松本	松本、飯野
松江	米子
鹿兒島	鹿兒島、高千穗、出水、國分、垂水、指宿
新潟	關原、小出雲
郡山	須賀川、三春、若松
秋田	增田
松山	松山、三島

以上の專賣所の外、更に其の管內必要の地に葉煙草專賣支所を設くるものと爲し、全國百數十箇所に之を設置したり。

第二項　持越葉煙草の處分

持越葉煙草とは本法實施以前に生產せられたる葉煙草にして、耕作者・仲買人及製造業者の手に存し、未だ製造せざるものを謂ひ、本法實施の日卽ち明治三十一年一月一日に現在するものは合計七百九十二萬六千餘貫の多きに及べり。今之を製造人の所有に屬するものと、仲買人・耕作者の所有に屬するものとに分ちて、其の處分方法を述ぶべし。

第一目　製造人の持越葉煙草

製造人が一旦原料として購入したる葉煙草は、法律實施以前正當に仕入れたるものに係り、法律實施後に至り之を徵收して再び賣渡すは無用の手數なるを以て、專賣法は之に對する過渡時の便法として、尙姑く煙草稅則を適用し、其の製品に印紙を貼用せしむることとしたり（葉煙草專賣法第三十一條）。然れども此の方法たる、持越葉煙草が少量なるときは弊害なかるべしと雖も、若し多量なる場合速に處分を了せず、之をして政府賣渡葉煙草と竝存せしむるときは、何れが持越原料の製品にして、何れが政府賣渡原料の製品なるや、之を識別するに由なく、其の結果僞罔脫稅の非行を誘發して、國庫は爲めに多大の損失を受くべきこと明かなり。蓋し一旦專賣の實施に至らば一切の葉煙草は之を政府に納付し、政府は之に一定の收入率を乘じて賣渡すものなるが、此の收入率の加乘は從來印紙稅の賦課に代るものならと雖も、其の收入豫定額は千三十萬圓に達し、印紙稅の三百萬圓なるに比すれば三倍餘の增加となるが故に、右兩種の原料に依りて製造したる煙草は、其の生產費に莫大の差あるは自明の理なるを以てなり。此の爲に法律實施の期漸く切迫するに及び、民間の葉煙草取引は益〻繁劇となり、製造人は品質價格を問はず資力の及ぶ限り購買是れ競ふの有樣にして、市場の價格は暴騰を告ぐると同時に、製造人の所有に屬する持越品は七百萬貫を超ゆるの多量に達したり。之れ固より法律過渡の際必然に生ずべき現象にして、豫知に難からざる所なるを以て、政府は明治三十年四月法律第四十號を以て、印紙貼用に代へて現金を納付するの制を定め、以て取締の困難と印紙稅納付者の不便とを除去し、前記の弊害を豫防せんとしたり。法律の全文左の如し。

法律第四十號（明治三十年四月一日）

第一條　明治二十九年法律第三十五號葉煙草專賣法第三十一條但書ノ場合ニ於テ煙草製造業者ハ煙草製造高ヲ豫定シ之ニ貼用スヘキ印紙ニ相當スル稅金ヲ納付スルコトヲ得其ノ製造高及定價計算方法ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ納金額ハ政府ノ認許ヲ得テ之ヲ分納スルコトヲ得但明治三十一年六月三十日ヲ過ク

第二項ニ依レル納稅濟ノ煙草ニ對シテハ明治二十一年勅令第二十號煙草稅則ヲ適用セス

附　則

第二條　此ノ法律ハ明治三十一年一月一日ヨリ施行ス

本法第一條に依る施行規則は同年十月六日を以て左の如く公布せられたり。

勅令第三百四十號（明治三十年十月六日）

第一條　明治三十年法律第四十號ニ依リ煙草稅ヲ現金ニテ納付セムトスル者ハ葉煙草ノ量目及豫定製造量目、豫定定價、豫定稅額ヲ記載シタル申請書ヲ明治三十一年一月三十一日限リ所轄稅務署ニ提出スヘシ其ノ稅金ヲ分納スヘキ時期及各期ノ納金額ヲ附記スヘシ

第二條　豫定製造量目ハ明治三十年六月ヨリ十二月ニ至ル各自ノ製造歩合ニ依リ之ヲ定ム

豫定定價ハ明治三十年六月ヨリ十二月ニ至ル各自ノ製造總量目ニ對スル定價ノ歩合ニ依リ之ヲ定ム

煙草製造業ニシテ前二項ノ期間ニ製造ヲ爲ササル者ノ豫定製造量目及豫定定價ハ同期間ニ於ケル所轄稅務署管內ノ煙草製造業者ノ平均歩合ニ依リ之ヲ定ム

卽ち製造業者は明治三十年六月より十二月に至る六箇月間の製造に歩合して其の量目及定價を推定し、之に對する印紙稅の相當額を算出し、現金を以て卽時若くは三十一年六月三十日に至るまでに之を分納して其の課稅を了し、爾後其の原料に依る製品をして稅則の檢束を免かれしめむとするものなり。然れども此の事たる素と便宜に出で、其の納否は製造業者の自由にして、之を强行するのに非ざるのみならず、一方に於て專賣法第三十一條は尙ほ依然として存在するを以て、當業者は兩者の規程を選擇するを得、遂に民間の持越品にして、印紙を貼用するものと竝び存し動もすれば弊害を生せんとしたり。今各地稅務管理局長の報告に基き、其の二三の例を擧ぐれば、製造業者は其の買入量目を帳簿に記載せず、現物は之を隱匿して他人の倉庫に置き、現はれたる量目のみに就き調査を受け、現金の納付を了したる後始めて隱匿の分を混淆して脫稅するが如き、或は法律實施の後故意に劣等の葉煙草を拂下げ、之を持越優等の分と變更し、却て其の劣等の分を持越品と稱して相當印紙を貼用し、持越品を拂下品に假裝し、無印紙を以て販賣するが如き、或は製品に對し故意に半價若は三分の一の定價を付し、其の相當印紙を貼用して外面を裝ひ、其の實包裏を二重にして、內部に無印紙の包裏を隱蔽し、之に相當の價格を記入して、現金納付濟の原料に依りて製造したるものと爲すが如き等之なりとす。

此等製造人所有の持越葉煙草に對する處分の結果に就ては、今明細の調査を缺くと雖も、其の總額に就て觀れば、製造人の所持したるものは、量目七百十四萬九千三百貫餘、之に對する稅額は印紙貼用の分と現金納付高と合せて四百八十四萬八千六百餘圓に上れり。之に仲買人及耕作人の持越に係る葉煙草を收納賣渡して得たる益金二十九萬二千百餘圓を加ふるときは、總額五百十四萬七百五十圓となるを以て、明治二十九年度印紙稅の收入額三百萬圓に比するときは、二百十四萬圓餘の增加を示し、必ずしも不成績と云ふを得ざりき。

尙ほ製造者の持越したる葉煙草は之を他に販賣するを得るや否やは、持越品の處分に關聯して生せし問題なりしが、主稅局は總て之を他に販賣するを得す、又稅金を前納せざる製造人廢業したるときの未製造煙草は、之を收納することを得ざるものと決定せり。但し法律に制裁の明文なきを以て若し製造人にして他に販賣するものありとするも、之を不問に付するの他なかりしものとす。

第二目　耕作人及仲買人の持越葉煙草

耕作人及仲買人の持越に係る葉煙草に對する處分方法は、葉煙草專賣法第三十二條に於て、總て之を政府に納付すべく、但し納付に關する規程は別に命令を以て定むべき旨を規定したり。仍て明治三十年九月大藏省令第十七號を以て、左の如く納付規程を公布したり。

煙草仲買人及葉煙草耕作者葉煙草納付規程（明治三十年九月九日大藏省令第十七號）

第一條　煙草仲買人又ハ葉煙草耕作者ニシテ葉煙草專賣法施行ノ際葉煙草專賣所ニ納付スヘシ但葉煙草耕作者ニシテ此ノ期限ヲ過キ葉煙草ノ期限ニ從ヒ所管葉煙草專賣所ノ認許ヲ受クヘシ

ヲ貯藏セントスルトキハ所管葉煙草專賣所ノ認許ヲ受クヘシ

一煙草仲買人　明治三十一年一月三十一日限

一葉煙草耕作者　明治三十一年三月三十一日限

第二條　煙草仲買人及葉煙草耕作者ヨリ納付スル葉煙草ニ對シテハ大藏大臣定ムル所ノ賠償金ヲ交付ス

第三條　煙草仲買人及葉煙草耕作者納付葉煙草ノ再鑑定ヲ求ムルトキハ明治三十年大藏省令第十六號ヲ準用ス

第四條　葉煙草耕作者ヨリ納付スヘキ葉煙草ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヽ外葉煙草專賣ニ關スル一般ノ規程ヲ準用ス

收納葉煙草の賠償價格は、同年十二月六日大藏省告示第八十號を以て之を公示せしが、其の賠償金表は各專賣所の本所及支所毎に別々の等級を定め、各一等級内の範圍を限定し、尚其の產出種類乾燥區分葉分に依り適當範圍を區分したるものなり。其の區分數百八十六なりしが、更に一等級を上中下の三に分ちたるを以て、適用等級は總て五百五十八の多きに及べり。今其の全表を掲ぐるは頗る煩瑣なるを以て、一例として東京專賣所の賠償金表を掲げ、以て各所の分を類推するに便すべし。

東京葉煙草專賣所本所葉煙草賠償金

等級	一貫目當賠償金
一等	四錢一・四六以上
二等	一・二九以上
三等	一・一五以上
四等	一・〇一以上
五等	八八以上
六等	七四以上
七等	六四以上
八等	五四以上
九等	四三以上
十等	三三以上
十一等	二六以上
十二等	一九以上

桐ケ作葉	聯干土葉
七等以下 十二等ニ至ル	四錢一・六三以下
一・四六未滿	
一・二九未滿	
一・一五未滿	
一・〇一未滿	
八八未滿	
七四未滿	
六四未滿	
五四未滿	
四三未滿	
三三未滿	
二六未滿	

東京葉煙草專賣所北條支所葉煙草賠償金賠償金額表

等級	一貫賠償金額	備考
一等	一二・八錢以上	
二等	一〇・四以上	
三等	八・一以上	
四等	六七以上	

東海葉　聯千上葉　五等以下
同葉　聯千本葉　四等以下
同葉　聯千中葉　三等以下
同葉　聯千天葉　二等以下
同葉　聯千本葉　一等以下
秩父留柳葉　聯千上葉　五等以下
同葉　聯千中葉　四等以下
同葉　聯千天葉　三等以下
同葉　聯千本葉　二等以下
同葉　聯千中葉　一等以下
同葉　聯千天葉　五等以下
同葉　聯千本葉　四等以下
同葉　聯千中葉　三等以下
同葉　聯千天葉　二等以下
同葉　聯千本葉　一等以下
同葉　聯千中葉　五等以下
同葉　聯千天葉　四等以下
北條葉　幹千中葉　二等以下
同葉　幹千本葉　一等以下
同葉　幹千天葉　五等以下
同葉　幹千本葉　四等以下
同葉　幹千中葉　三等以下
同葉　幹千天葉　二等以下
秩父通華葉　聯千上葉　五等以下
同葉　聯千本葉　四等以下
同葉　聯千中葉　三等以下
同葉　聯千天葉　二等以下
北條葉　聯千上葉　六等以下
同葉　聯千中葉　二等以下
同葉　聯千天葉　一等以下
同葉　聯千本葉　七等以下
小糸葉　聯千上葉　四等以下
同葉　聯千天葉　二等以下
同葉　聯千本葉　一等以下
桐ヶ作葉　聯千中葉　五等以下

五等	七三錢以上	八七錢未滿
六等	六三以上	七三未滿
七等	五三以上	六三未滿
八等	四三以上	五三未滿
九等	三三以上	四三未滿
十等	二六以上	三三未滿
十一等	一九以上	二六未滿

地葉	幹干中葉	一等以下八等ニ至ル
同葉	幹干本葉	一等以下八等ニ至ル
同葉	幹干天葉	五等以下九等ニ至ル
同葉	聯干土葉	五等以下十一等ニ至ル
同葉	聯干中葉	一等以下十等ニ至ル
同葉	聯干本葉	一等以下十等ニ至ル
同葉	聯干天葉	五等以下十一等ニ至ル

東京葉煙草專賣所秋元支所葉煙草賠償金

等級	一貫目當賠償金	
一等	四錢一・四五以上	一・四五未滿
二等	一・二八以上	一・二八未滿
三等	一・一四以上	一・一四未滿
四等	一・〇一以上	一・〇一未滿
五等	八七以上	八七未滿
六等	七三以上	七三未滿
七等	六三以上	六三未滿
八等	五三以上	五三未滿
九等	四三以上	四三未滿
十等	三三以上	三三未滿
十一等	二六以上	二六未滿
十二等	一九以上	

小葉	聯干土葉	四等以下十二等ニ至ル
同葉	聯干中葉	一等以下十等ニ至ル
同葉	聯干本葉	二等以下十等ニ至ル
同葉	聯干天葉	五等以下十二等ニ至ル

東京葉煙草專賣所一ノ宮支所葉煙草賠償金

一等	四錢一・六二以下	一・六二未滿
二等	一・四五以下	一・四五未滿
三等	一・二八以下	一・二八未滿
四等	一・一四以下	一・一四未滿
五等	一・〇一以下	一・〇一未滿
六等	八七以下	八七未滿
七等	七三以下	七三未滿
八等	六三以下	六三未滿
九等	五三以下	五三未滿
十等	四三以下	四三未滿
十一等	三三以下	三三未滿
十二等	二六以下	二六未滿

等級	一貫目當賠償金
一等	四錢一二八以上
二等	一・一四五以下
三等	一・一四以上
四等	一・〇一以上
五等	八七以上
六等	七三以上
七等	六三以上
八等	五三以上
九等	四三以上
十等	三三以上
十一等	二六以上
	一九以上

東海	一等以下九等ニ至ル
同	二等以下九等ニ至ル
同	四等以下十等ニ至ル
同	五等以下十一等ニ至ル
同	一等以下十等ニ至ル

葉幹干中葉	
葉幹干本葉	
葉幹干天葉	
葉聯干土葉	
葉聯干中葉	

	一貫目當賠償金
一等	四錢一二八以上
二等	一・一四五以下
三等	一・一四未滿
四等	一・〇一未滿
五等	八七未滿
六等	七三未滿
七等	六三未滿
八等	五三未滿
九等	四三未滿
十等	三三未滿
十一等	二六未滿

同	葉聯干本葉　二等以下十等ニ至ル
同	葉聯干天葉　五等以下十一等ニ至ル

東京葉煙草專賣所野田支所葉煙草賠償金

等級	一貫目當賠償金
一等	四錢一二八以上
二等	一・一四以上
三等	一・〇一以上
四等	八七以上
五等	七三以上
六等	六三以上
七等	五三以上
八等	四三以上
十等	三三以上
十一等	二六以上
	一九以上

桐ヶ作葉	聯干土葉　六等以下十一等ニ至ル

桐ヶ作葉　聯干中葉　四等以下十　等ニ至ル
同　葉　聯干本葉　一等以下九　等ニ至ル
同　葉　聯干天葉　六等以下十一等ニ至ル

東京葉煙草專賣所大宮支所葉煙草賠償金

等級	一貫目當賠償金	
一等	一・四五以上	四圓一錢
二等	一・二八以上	
三等	一・二四以上	
四等	一・〇一以上	
五等	八七以上	
六等	七三以上	
七等	六三以上	
八等	五三以上	
九等	四三以上	
十等	三三以上	
十一等	二六以上	
十二等	一九以上	

等級	一貫目當賠償金	
一等	一・四五未滿	四圓一錢
二等	一・二八未滿	
三等	一・一四未滿	
四等	一・〇一未滿	
五等	八七未滿	
六等	七三未滿	
七等	六三未滿	
八等	五三未滿	
九等	四三未滿	
十等	三三未滿	
十一等	二六未滿	
十二等	一九未滿	

館柳葉　聯干土葉　五等以下十二等ニ至ル
同　葉　聯干中葉　一等以下十　等ニ至ル
同　葉　聯干本葉　三等以下十一等ニ至ル
同　葉　聯干天葉　五等以下十二等ニ至ル
蓮華葉　聯干土葉　五等以下十二等ニ至ル
同　葉　聯干中葉　三等以下十一等ニ至ル
同　葉　聯干本葉　四等以下十二等ニ至ル
同　葉　聯干天葉　五等以下十二等ニ至ル

東京葉煙草專賣所小鹿野支所葉煙草賠償金

等級	一貫目當賠償金	
一等	一・四五以上	四圓一錢
二等	一・二八以上	
三等	一・二四以上	
四等	一・〇一以上	
五等	八七以上	
六等	七三以上	
七等	六三以上	

等級	一貫目當賠償金	
一等	一・四五未滿	四圓一錢
二等	一・二八未滿	
三等	一・二四未滿	
四等	一・一四未滿	
五等	一・〇一未滿	
六等	八七未滿	
七等	七三未滿	

八　等	五三錢以上	六三錢未滿
九　等	四三以上	五三未滿
十　等	三三以上	四三未滿
十一等	二六以上	三三未滿
十二等	一九以上	二六未滿

館　柳　葉　聯干土葉	五等以下十二等ニ至ル	
同　葉　聯干中葉	一等以下十等ニ至ル	
同　葉　聯干本葉	三等以下十一等ニ至ル	
同　葉　聯干天葉	五等以下十二等ニ至ル	

而して持越品に對する賠償價格を、右の如く決定したる標準に就ては、左の「葉煙草賠償價格評定頗末」の記する所に依りて明なり。

「　葉煙草賠償價格評定頗末

（一）　各專賣所本所及支所管轄區域毎に、煙草作一反歩に要する最近生産費を最高・最低・中庸の三樣に分ち、實地に就き之を調査し、同時に二十七八兩年分をも調査參考せり。而して其生産費を一反歩收穫葉煙草量目に應じ、專賣法施行細則の規定に據り調製したる葉分毎に割當て之を換算し、以て最高・最低・中庸各一貫目當葉煙草生産價格を算出したり。於是該生産價格を當時其地方に於て耕作者が實際賣渡しつゝある葉煙草の市價に對照し、果して幾何の差違あるかを調査し、併て相當の利益歩合を考査せり。且つ本項調査方法に據り其地方重要農作物の一反歩に要する生産費をも調査し、煙草作に對する收支の比較竝に産額の盛衰等を鑑み、以て利益歩合斟酌の腹案に供したり。

（二）　二十九年中稅務管理局に於て調査を爲したる、全國各種類葉分毎の最近三箇年耕作者葉煙草賣渡價格表を、專賣所本所及支所管轄區域毎に類別合計を附し、專賣所管轄內價格表を作り尙實地に就き其誤謬を正し、前項生産價格に對する假設品位等級表を作りたり。

（三）　各專賣所本所及支所管轄區域內に於て本年産出に係る葉煙草の標本を品類葉分毎に蒐集せり。而して每一品に對する前三箇年耕作者賣渡平均價格及蒐集當時の時價を評定し、以て第一項の生産價格に相當利益歩合を加へたるものと對比し、各標本に對する賠償價格を定めたり。

（四）　前數項の調査に基き、各專賣所本所及支所管轄區域毎に最高最低生産價格に相當利益歩合を加へたるものと、最近三箇年耕作者葉煙草賣渡價格表竝に標本に對する賠償價格等を參酌し、賠償價格の最高最低の範圍を定めたり。而して最高等位以下遞次最低等位に達するまで數箇等級に之を分割し、種類・葉分・乾燥法の異なる每に、賠償價格等級表を作りたり。

之を要するに耕作者の持越葉煙草に對する賠償價格は、生産價格に相當利益歩合を加へたるものを基礎とし、之に最近三箇年耕作者賣渡價格と時價とを參酌し、各所同一の手續を以て制定

したるものにして、全國葉煙草の品位を一系統と見做し、其品位の優劣と需用供給の關係等に鑑み、秩序的に價格の高低を付したるものなりと雖も、左に掲ぐるが如き事實は斟酌上最も考慮を要したるものとす。

（一）近時工藝作物の進歩と共に米價の好況を呈し、諸物價及賃銀の騰貴に由り葉煙草生産價格の如き比較的高價なるにも拘はらず、農民知識の發達運輸交通の變化に伴ひ有利的作物に移るの狀勢を示し、漸く品位粗惡に流るるの傾向あるを以て、是等に對し一定の利益歩合を見込むときは、却て品位不相當の價格となるのみならず、他品と權衡を失するの虞あるを以て、其利益歩合の如きも勢斟酌を加へざる可からず、故に生産價格に對しては到底全國劃一なる利益歩合を付すること能はず。

（二）賠償價格調査は全國同時に着手し、其結了を告げたるも亦殆んど同時期にして、概ね三十年十一月初旬に完了せしものなり。然るに同年春來市場の景況は未曾有の動搖にして、尤も需用の增進在荷の缺乏等は重なる原因なるべしと雖も、或る二三の地方を除くの外は一般に價格暴騰の際に臨み之が調査を爲したるものなれば、賠償價格を當時の市價に對比するに、一高一低殆んど其關係を知る能はざるものあり。又或る地方のものは他地方に輸送需用せらるるも、或る地方は生産地に於て直に消費し盡すものあるが如く、是等兩地方の生産價格は調査上敢て著しき差異を認めざるも、市價に至りては非常の高低を視るものあり。蓋し局部の嗜好に止まるものは隨て從來特別の市價を保つも、他は汎く需用供給の關係に支配せらるるが如し。

以上の如き事實は僅に其重なる一二の事例を掲げたるに過ぎずと雖も、要するに右の如くにして調査したる賠償價格を、最近三箇年の平均價格に比較するときは凡一割三分内外、又前數年間を平均したる平均價格に比較すれば、凡四割弱の騰貴を見る割合となれり。』

次に仲買人持越葉煙草賠償價格等級表は、各專賣所に於て調査したる明治三十年九·十兩月の市價を基礎とし、尚ほ前三箇年仲買人賣買利益歩合及全國各地に於ける新葉賣出前後の市況等を通觀參照し、以て一定の割增金を耕作人納付葉煙草賠償價格等級表に加ふることとして、之を調定したり。而して此の方針を以て調査したる結果は、商業上の慣習·價格昇降の狀勢等に於て、殆んど同一なりと認めたる專賣所毎に類別して、左の十三區とし、毎區同一の乘率を以て割增金を加へたり。

	割
第一區（東京各支所、吉井、岩井、横濱各支所、二	一·三〇
第二區（水戸、大宮、太田、茂木、烏山、馬頭、大田原）	一·三〇
第三區（須賀川、三春、若松）	一·三〇
第四區（千葉、大迫、增田、東根、米澤）	一·〇〇
第五區（關原、小出雲、松本、飯野）	一·〇〇
第六區（富士、見付、名古屋、岐阜）	一·二〇
第七區（山田、和歌山、高田、八日市、大阪各支所）	一·〇〇
第八區（勝山、鶴來）	一·〇〇
第九區（神戸、岡山、久世、高梁、府中、三原、廣島、米子）	一·〇〇
第十區（貞光、池田、琴平、三島、松山、後免）	一·一〇

第十一區（志波、長崎、熊本、高森、臼杵、竹田、高千穗）　一・〇〇
第十二區（國分、出水、鹿兒島、垂水、指宿）　一・〇〇
區域外　東京本所　一・四〇
大阪本所　一・二〇
橫濱本所　一・四〇

仲買人及耕作者の持越葉煙草にして收納賣渡の目的たるべきものの量目は、嚮に主稅局長より稅務管理局をして調査報告せしめたるに、結局明治三十一年一月に持越したる葉煙草は左の確定高となれり。

一　七百十四萬九千三百五十七貫餘　製造人持越高
一　二十三萬八千六百四十五貫餘　仲買人持越高
一　五十三萬八千九百二十五貫餘　耕作人持越高
計　七百九十二萬六千九百二十七貫餘

右の內製造人の持越に係るものは法律の適用を受けざるものなるが故に、收納賣渡の目的たるべきものは仲買人及耕作人の所持高合計七十七萬七千五百七十貫餘なりき。

右持越葉煙草の收納及賣渡の取扱は明治三十一年一月開所と共に行はれたり。葉煙草の納付人特に耕作者に在りては、從來は仲買人に依り其の利益を左右せられしに反し、今や一定の價格を以て買上げらるるを以て、掛引に因り偶然の損失を蒙ることなく、又其の代金は多くは卽日支拂を受けて遲滯と不安とを免るるを得たり。但し一部には賠償價格の低廉と納付手續の煩瑣とを難ずるものありたれども、價格に關する不平は主として、前年製造者が買收を競爭したる際不時に騰貴したる價格を標準とするに基くものなるが故に、不服を申立つる者は皆當該吏員の說明に滿足し、實際再鑑定を求めたる者は僅に十四人に過ぎず、又納付手續の繁雜なる點は、官民未だ其の取扱に習熟せざる間に在りては蓋し已むを得ざる所なりしと雖も、專賣所は心を盡して之を指導援助したるを以て、此等の苦情は漸次に消散したり。賣渡の狀況は亦繁劇を極めたり。申請の數は常に納付の數に數倍し從て入れば從て出で、倉庫は常に貯藏品を有することなかりき。但し其の請求競爭より生じたる弊害なきに非ざるも、之は別に賣渡の節に記述すべきを以て茲には省略す。

以上の如くにして耕作人及仲買人の持越葉煙草にして、實際收納を爲したるものは七十一萬三千九百八十一貫、回送其の他の受入に係るもの二千八十六貫餘に達し、此の內賣渡に係るもの七十萬四千三百十七貫、回送其の他拂出二千四百四貫餘にして、明治三十一年四月一日倉庫に現在したるもの九千三百四十五貫なりき。其の他事故の爲め同年三月三十一日までに納付すること能はずして、延納認許を受けたるもの六萬貫餘を存したり。而して右の收納葉煙草に對する賠償金は、三十七萬二千八百八十七圓餘、賣渡代金の收入は六十五萬八千七百七十六圓餘にして、內翌年度に繰越したる葉煙草の價格は六千二百五十三圓餘なりき。從て差引き政府に收入したる益金は二十九萬二千百四十二圓餘となれり。

第三項　製造煙草の市價の異同

專賣收入率の決定標準は後に收入率制定の項に於て詳細すべしと雖も（第九節第一款第一項）、要するに

に將來輸入の製造煙草には其の原價に三割五分の關稅を課する豫定なるを以て、內國製造煙草も亦之と均衡を保持する爲め、現行定價より印紙稅を控除したるものに、三割五分を乘加したるものを以て、其の標準と爲したり。斯くの如く從來の印紙稅に比すれば一割五分の增稅たるべき割合なるが故に、法律實施後は製造煙草の市價に異同を生ずべきは自然の數なり。然れども商況の盛衰需要の增減購買力の消長一般物價の昂低等の影響を受け、直に增稅額を轉嫁せしむるを得すして、時に格外に增加することもあるべく、又之に及ばざることもあるべし。其の騰貴の割合高きときは需要者の購買力を害して一般に不利を蒙らしむると同時に、其の割合に騰貴せざるは煙草の販賣不振を意味するものにして、又葉煙草專賣の好狀況と云ふべからず。唯其の割合に相伴うて市價の昂低することとに依り、始めて專賣狀況の良好なるを證明すべし。

茲に於て法律實施の前後に涉り政府は、煙草の時價の調整に關しては常に注意を怠らず、卽ち明治三十一年四月主稅局長は舊新價格の異同に關し、各事項を擧げ各專賣所長に照會して之を調査せしめしが、其の結果本法の實施に依りては、概して一般の購買力を減殺せず、又煙草の一般需要をも減せしめざりしこと明となれり。但し紙卷煙草は關稅率の關係に依り多少の減價を見たりしが、之れ卽ち內國產葉煙草は旣に八割四分の收入率を負擔するに比し、紙卷煙草の原料たる米國葉煙草は僅に五分の輸入稅を負擔するに過ぎざればなり。從て當時に於ける米國葉原料の紙卷煙草製造者が、若し法律實施前に於けると同樣の利益に滿足するものとせば、其の販賣價格は遙に之を低下することを得たりしものなり。然るに實際に於ては其の割合に價格を低落せしめざりし所以は、蓋し將來に於て關稅定率賦課の日あるを慮り、其の際に至り俄に其の價格を劇變せしむることを避くるが爲に現在に於て刻煙草の價格と比較を保たんことを圖りしに由るものなり。又紙卷煙草中本邦葉原料に依るものが、刻煙草の騰貴と同一の割合に騰貴すべき理なるに、其の然らざりし所以は、米國產原料の製品の爲に自然に牽制を受けたるが爲めにして、此の場合に於ては其の減額は製造人及仲買人の利益を侵蝕するの結果となりしものとす。

第四項　葉煙草專賣に對する一般の感情

葉煙草專賣の實施に對する國民の感情は、其の一般に影響したる利害と便否とに依りて異なる。而して專賣實施の影響を最も直接に蒙る者は耕作者なるが、今此等耕作者の從來に於ける取引慣習を見るに、全國の耕作者は一に命を仲買人に聽き、其の實量目は仲買人に依り減少せられ、其の價格は仲買人の自由に定められ、而も其の代金は延となり懸となりて時々正確に受領することなく、且つ其の取引は仲買人の便宜の時に任せしものなり。然るに專賣實施の結果、其の量目は一定の秤器に依りて納付者の目前に於て之を量定し一毫も損益する所なく、其の賠償價格は各地方の耕作上實際に要する地代肥料公課金利手間代其の他の諸費用と他作物の比較とに考へて之を決定し、前年に於て公示したる確定不動の賠償金表に依り、其の品質の優劣に隨ひ之を決定し、又其の賠償金は葉煙草納付の日に於て直に確實に交付せられ、且つ其の納付先は便宜の地に設立せられたる專賣所及出張所に一定せるを以て、賣捌先の見出に勞を要することなきのみならず、其の收穫の時に方り一時に賣出の競合に依る賣崩等の弊を免れ、更に又其の納付煙草の等級決定に不服あるときは再鑑定を申請し得、而も其の年收穫すべき葉煙草の賠償金額は、每年播種時季に先だち之を公示するを以て、豫め耕作

上の收支損益を打算し、利益ありとせば耕作すべく、然らずとせば他作を爲すの便ある等、本法の施行が耕作者に取りて絶大の利益となりたるは、爭ふべからざるの事實なりき。唯其の納付の際に於ける諸般の手續に至りては、當初耕作者の之を難事としたるは事實なるも、日を逐うて之に慣るる所あり、且つ吏員は心を盡して之を指導し、包裝の不充分なるものは指示して之を調理せしめ、又は倉庫夫をして助力せしめ、文字を解せざる者は官吏之を代筆して辨せしめ、其の他の些事に至りても鄭重親切を極めたるを以て、耕作者の安心と悅服とは次第に加はり、明治三十二年に至りては耕作段別は激增し、遂に區域及段別を制限するの已むなきに至りし程なりき。

營業者中仲買人が專賣制度に依り不利益を蒙るべきは、上述する所に依り多言を要せずして明かにして、爾後再び耕作人を愚にして利益を壟斷すること能はざるに至れり。次に又製造業者に就ては、其の大なる者と小なる者とに依り其の利害觀念を異にせり。卽ち小なる者は專賣實施の結果を豫想して曰く、大資本家若し收納の全額を一手に拂下げ、更に之を販賣するに至らば、端なく第二の專賣を現出して小資本家の獨占に歸し、小資本家は結局廢業の已むなきに至るべしと。又大製造家は他の方面より專賣實施の結果を憂慮して曰く、從來煙草製造の營業を爲すには證約金の納付印紙貼用の制限ありて、自から營業者員數の增加を妨げたるも、本法實施後に至らば此の制限なきを以て人々皆製造業を爲すを得べく、隨て製品の濫出となりて需要供給の均衡を破り、從來の製造業者は大に其の製造量目を侵蝕せらるるに至るべしと。又曰く、從來定價の制は法實施と共に消滅に歸すべきを以て、煙草の市價は一定の標準を失ひ全く混亂狀態に陷るべしと。然るに專賣實施せられ葉煙草の賣渡開始せらるるに至るや、政府は一般に公平に分割して賣渡すの方針を採りしを以て、別に大資本家獨占の事實を生ずることなく、又從來の製造業者は旣に一定の販路と固定資本とを有し居れるを以て、單に證約狀の制限を除去したるのみを以て、俄に製造業者を激增せしむる筈なく、上述製造家の憂慮は何れも皆杞憂に過ぎざりしこと明となれり。但し葉煙草の賣渡方法は後日之を改正して、其の資格を限ることとなりしも、之は別の原因に基くものとす。

以上之を要するに、耕作者は專賣制度に依り始めて正當の利益を全うするを得、營業者は從來繁苛の檢束に苦みたるもの、今は何等の拘束を受くることなく、任意に製造し自由に販賣するを得るに至りしものにして、而も煙草價格の騰貴歩合は前項に記するが如く、當時の物價に比し必ずしも劇甚と云ふを得ずとせば、需要者も亦專賣の實施に依りて過大の不利を蒙りしものと云ふを得べし。

第三款　葉煙草專賣法の改正

葉煙草專賣法は其の實施期間中二回の改正を見たり。第一回改正は施行後一年卽ち明治三十二年三月二日法律第二十八號を以て公布せられし所にして、卽ち此の改正に依り葉煙草の輸入を以て政府の特權に屬せしめ、又耕作區域を定め種類及段別を制限するを得しむると共に、耕作禁止の制を置き、且つ葉煙草の賣渡は定價に依るの外必要の場合に於ては競爭に付することを得ることとし、更に又葉煙草を賣買し得る者の資格を煙草製造業者及葉煙草賣買業者に限定して其の免許制度を立て、葉煙草に非ざる品類の賣買を禁じ、及之に對する制裁を定めたるものなり。第二回改正は明治三十四年四月八日法律第二十四號を以て公布せられしものにして、其の主要なる改正事項は、葉煙草は

收穫前に於て其の葉數又は量目を査定し、正當の事由なくして納付の葉數又は量目に不足を生じたるときは、其の不足額に對し賠償價格に相當する金額を納付せしむることと爲し、又從來爲さしめたる耕作の申告制を廢して許可制度に改め、其の他納付期日を指定し、又運搬の場所・通路・時間及方法を制限し、輸出葉煙草は特別價格に依り政府より直に賣渡し、製造免許料の標準を營業場數に依らずして製造場數に依らしめ、且つ耕作者・製造業者及賣買業者に對し、耕作又は營業を許否し又は之を取消すことを得しめ、又煙草製造業者をして組合を設けしむること等之なり。此等は皆實施の跡に鑑み其の改正を餘儀なくせられたるものに屬す。今項を分ちて之を敍述すべし。

第一項　第一回改正

初め葉煙草專賣法の制定に當りては外國輸入葉煙草に對しても之を適用するの方針なりしが、當時未だ改正條約の實施せられざる爲め、輸入葉煙草に對しては法の效力を全うすること能はざるものありしを以て、其の解釋を制限して總て內國產にのみ之を適用するものとしたり。而も當時に在りて外國より輸入する葉煙草は其の價格五六萬圓に止まり、さまで影響する所なかりしが、法實施以來葉煙草の賣買價格は自然騰貴し、同時に內國に輿りたる米國產原料紙卷煙草の製造も漸く隆盛となり、明治三十二年には新に外資を輸入して其の業務を擴張する者ありて、原料葉煙草の輸入は益〻增加し、前年二百三十萬斤此の價格三十二萬圓なりしもの、此の年十月までに早くも二千萬斤、二百七十萬圓に及びたり。斯くて葉煙草の範圍を擴張し、輸入葉煙草をも併せて專賣とするに非ざれば、法の效果は之を全うするを得ざることとなりたり。而して改正條約の實施期日も漸く近づきたるを以て、玆に法律を改正して輸入に關する規定を增補するの必要に迫られたり。

次に又專賣法制定の初め葉煙草の賣渡方針を定むるや、買受人の資格を制限することなく、一定の價格に依り何人も之を申請し拂下を受くることを得しめたるが、實施以來の經驗は此の方針の變更を餘儀なくするに至れり。蓋し此の方針は政府の倉庫が常に各種の葉煙草を以て充實し、買受人は常に其の種類・等級・數量を選定して之を申請し得るに於ては、其の遂行に何等の障碍あることなしと雖も、實際に於ては一年の產出は概ね一年の需要に充つるに過ぎず、殆ど貯藏に餘裕あらざるが故に買受人の間に競爭起り、之が爲め賣渡に當る專賣所は何れも其の賣渡の公平を得るに苦心せざるものなかりき。卽ち或は到着の先後に依り、或は申込の順序に依り、或は分頭の割合に依り、或は抽籤の方法に依り、或は買受人間の協議に依り、其の他各種の方法を用ひたりと雖も、其の公平を得るの難きに至りては一なり。是を以て速に本法を改正して公平の賣渡方法を設くることは、當時煙草營業者一般の切望する所なりき。

其の他不正品の取締竝に犯則者の制裁等に關しても、現行法に缺漏あるものを補正するの要ありたるを以て、政府は明治三十一年十二月改正法律案を草し、第十三回帝國議會に提出したり。其の法律案の全文左の如し。

葉煙草專賣法中改正法律案

明治二十九年法律第三十五號葉煙草專賣法中左ノ通改正ス

第二條　葉煙草ハ政府之ヲ收納シ又ハ輸入シテ賣渡スヘシ

第九條　削除

第十五條中「收納シ」ヲ「收納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ」ニ改ム

第十九條ノ次ニ左ノ四條ヲ加フ

第十九條ノ二　葉煙草ハ總テ定價ヲ以テ賣渡スモノトス

但シ必要ト認ムル場合ニ於テハ競賣ニ付スルコトヲ得

第十九條ノ三　何人ヲ問ハス政府ヨリ賣渡ササル葉煙草ノ讓渡ヲ受クルコトヲ得ス

第十九條ノ四　葉煙草ハ政府ノ外之ヲ外國ヨリ輸入スルコトヲ得ス

第十九條ノ五　政府ヨリ賣渡ヲ爲ササル葉煙草ヲ所持スル者アルトキハ何人ノ所有ヲ問ハス政府ハ之ヲ收納シ第四條ニ準シテ其ノ賠償金ヲ交付スヘシ

第二十條ニ左ノ一項ヲ加フ

煙草製造ヲ業トスル者若ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者葉煙草ヲ耕作シタルトキ亦前項ニ同シ

第二十一條　葉煙草ヲ耕作スル者政府ニ納付スヘキ葉煙草ヲ他ニ讓渡シ若ハ消費シタルトキ又ハ何人ヲ問ハス情ヲ知リ政府ヨリ賣渡ササル葉煙草ノ讓渡ヲ受ケタルトキ又ハ氏名居所不明ノ者ヨリ葉煙草ヲ讓受ケタルトキハ十圓以上百圓以下ノ割金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ノ現存スルトキハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徵ス

第二十四條　削除

第二十八條中「葉煙草ヲ耕作スル者」ノ下ニ「又ハ煙草製造ヲ業トスル者葉煙草賣買ヲ業トスル者」ヲ加フ

第三十條　特別ノ狀況アル地方ニ限リ勅令ヲ以テ本法ヲ施行セサルコトヲ指定スルコトヲ得」

政府ノ外本法ヲ施行セサル地ヨリ葉煙草又ハ製造煙草ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス犯シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ノ現存スルトキハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徵ス

第三十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十三條　外國ヨリ輸入スル葉煙草ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ其ノ施行期日ヲ定ム

衆議院委員會は大體に於て之を可決すべきものと決したるも、尙ほ時宜を參酌して原案に幾多の修正增補を加へたり。卽ち(一)葉煙草耕作地區域を定め(二)其の種類及段別を制限し(三)本法違犯の耕作者に對し三箇年以內の耕作を禁止するを得しめ(四)葉煙草を賣買するものの資格を限定して煙草製造業者及賣買業者とし、竝に每年免許料を納付して其の許可證を受けしめ(五)葉煙草に混和すべき葉煙草以外の品類の賣買を禁じたる等之なり。

此の修正案に對しては政府に於ては何等の異議をも存することなかりき。蓋し政府の明治二十九年一月始めて葉煙草專賣法律案を帝國議會に提出するや、其の第五條には『葉煙草ヲ耕作セントスル者ハ每年四月三十日迄ニ政府ニ申出耕作ノ免許ヲ受クヘシ』、第六條には『葉煙草ハ政府ノ免許ヲ得タル土地ニアラサレハ耕作スルコトヲ得ス』『第七條には『政府ハ葉煙草耕作地ノ段別及區劃ヲ定ムルコトヲ得』との規定を設けたりしに、衆議院は第五條及第六條の免許制を屆出制に改め、第七條を刪除して現行の法文となしたるものなり。從て右の修正は寧ろ政府當初の趣旨に近づくものと云ふべく、又其の他の修正事項の如きも、政府は別に施行細則其の他適當の方法に依りて之を規定せんと豫定したりしものを、委員會案は併せて之を本法中に收めたるものにして、其の本旨に於ては敢て徑庭

あるに非す。仍て政府は直に此の修正案に同意を表し、又該修正案は尋いで兩院の可決するところとなりたるを以て玆に確定し、明治三十二年三月二日法律第二十八號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十八號（明治三十二年三月二日）

明治二十九年法律第三十五號葉煙草專賣法中左ノ通改正ス

第二條　葉煙草ハ政府之ヲ收納シ又ハ輸入シテ賣渡スヘシ

第五條　政府ハ豫メ葉煙草耕作地ノ區域ヲ定ムルコトヲ得但シ官費又ハ公費ヲ以テスル葉煙草試作地ハ此ノ限ニ在ラス

第六條　葉煙草ヲ耕作セムトスル者ハ政府ノ指定シタル期限內ニ毎年耕作スヘキ葉煙草ノ種類土地及段別ヲ政府ニ届出ヘシ其ノ届出事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

政府ハ葉煙草ノ需要供給ノ如何ニ依リ前項ノ種類及段別ヲ制限スルコトヲ得

葉煙草耕作者ニシテ本法ニ違犯シ葉煙草ヲ耕作シ又ハ讓渡シ若ハ消費シタルトキハ其ノ情狀ニ依リ政府ハ三箇年以內葉煙草ノ耕作ヲ禁スルコトヲ得

第九條　削除

第十一條　葉煙草ヲ耕作スル者ハ自己ノ耕作セサル葉煙草ヲ貯藏スルコトヲ得ス又葉煙草耕作者以外ノ者ハ總テ政府ニ届出ヲ爲スニ非サレハ他人ノ葉煙草ヲ貯藏スルコトヲ得ス

第十五條中「收納シ」ヲ「收納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ」ニ改ム

第十九條ノ次ニ左ノ七條ヲ加フ

第十九條ノ二　葉煙草ハ總テ定價ヲ以テ賣渡スモノトス但シ必要ト認ムル場合ニ於テハ競爭ニ付スルコトヲ得

第十九條ノ三　葉煙草ハ政府ノ外之ヲ外國ヨリ輸入スルコトヲ得ス

第十九條ノ四　煙草製造ヲ業トスル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者ニ非サレハ葉煙草ノ讓渡ヲ受クルコトヲ得ス但シ當該官吏ノ承認ヲ受ケ標本トシテ葉煙草ヲ買受クルハ此ノ限ニ在ラス

政府ヨリ賣渡シタル葉煙草ハ之ヲ質物トシテ占有シ之ニ對スル質權ヲ行使スルヲ妨ケス

第十九條ノ五　煙草ノ製造又ハ葉煙草ノ賣買ヲ業トセムトスル者ハ每年政府ニ申出テ免許ヲ受ケ左ノ免許料ヲ納ムヘシ其ノ業ヲ廢セムトスルトキハ其ノ際届出ヘシ

一煙草ノ製造ヲ業トスル者　　營業場一箇所每ニ金五十圓

一葉煙草賣買ヲ業トスル者　　金五十圓

第十九條ノ六　煙草製造ヲ業トスル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者ハ葉煙草ニ非サル品類ヲ使用シテ煙草ヲ製造シ又ハ煙草製造ニ供スヘキ目的ヲ以テ葉煙草ニ非サル品類ヲ賣買スルコトヲ得ス

第十九條ノ七　煙草製造ヲ業トスル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者ハ帳簿ヲ調製シ營業ニ係ル要領ヲ記載スヘシ當該官吏ハ隨時之ヲ檢查スルコトアルヘシ

第十九條ノ八　煙草製造ヲ業トスル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者政府ヨリ賣渡ヲ爲ササル葉煙草ヲ所持スルトキハ何人ノ所有ヲ問ハス政府ハ之ヲ收納シ第四條ニ準シテ其ノ賠償金

ヲ交付スヘシ

第二十條　葉煙草ノ耕作地域外又ハ屆出ヲ爲ササル土地ニ葉煙草ヲ耕作シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處シ仍其ノ葉煙草ヲ沒收ス其ノ收穫前ニ係ルモノハ之ヲ廢棄セシム煙草製造ヲ業トスル者若ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者又ハ葉煙草ノ耕作ヲ禁セラレタル者葉煙草ヲ耕作シタルトキ亦前項ニ同シ

第二十一條　葉煙草ヲ耕作スル者政府ニ納付スヘキ葉煙草ヲ他ニ讓渡シ若ハ消費シタルトキ又ハ葉煙草ノ讓渡ヲ受ケタルトキ又ハ煙草製造ヲ業トスル者若ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者情ヲ知リ政府ヨリ賣渡ササル葉煙草ノ讓渡ヲ受ケタルトキ若ハ氏名居所不明ノ者ヨリ葉煙草ノ讓渡ヲ受ケタルトキ若ハ氏ニ係ル葉煙草ノ現存スルトキハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪使用シテ煙草ヲ製造シ又ハ煙草製造ニ供スヘキ目的ヲ以テ葉煙草ニ非サル品類ヲ賣買シタル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トシタル者又ハ葉煙草ノ現存スルトキハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徵ス

第二十一條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第二十一條ノ二　免許ヲ受ケスシテ煙草製造ヲ業トシタル者ハ免許料ノ二倍以上五倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草若ハ製造煙草ノ現存スルトキハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徵ス

第二十一條ノ三　煙草製造ヲ業トスル者葉煙草ニ非サル品類ヲ使用シテ煙草ヲ製造シ又ハ煙草製造ニ供スヘキ目的ヲ以テ葉煙草ニ非サル品類ヲ賣買シタル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トシタル者又ハ葉煙草ノ現存スルトキハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徵ス

第二十二條　葉煙草ヲ耕作スル者自己ノ耕作セサル葉煙草ヲ貯藏シ又ハ政府ノ認許ヲ受ケスシテ翌年三月三十一日ヲ過キ葉煙草ヲ貯藏シタルトキハ三圓以上三十圓以下但シ犯罪ニ係ル葉煙草ハ何人ノ所有ヲ問ハス政府之ヲ收納シ第四條ニ準シテ其ノ賠償金ヲ追徵ス

第二十四條　煙草製造ヲ業トスル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者營業ニ係ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ虛僞ノ記載ヲ爲シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條中葉煙草ノ下ニ「及帳簿」ヲ加フ

第二十八條中「葉煙草ヲ耕作スル者」ノ下ニ「又ハ煙草製造ヲ業トスル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者」ヲ加フ

第三十條　特別ノ狀況アル地方ニ限リ勅令ヲ以テ本法ヲ施行セサルコトヲ指定スルコトヲ得」政府ノ外本法ヲ施行セサル地ヨリ葉煙草又ハ製造煙草ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス犯シタル者ハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草若ハ製造煙草ノ現存スルトキハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徵ス

第三十二條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第三十三條　本法施行後葉煙草ノ讓渡ヲ受クルコトヲ得サル者本法施行ノ際所有スル葉煙草ハ明治三十二年四月三十日迄ニ煙草製造ヲ業トスル者若ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者ニ讓渡スヘシ若此ノ期限ヲ過キ仍葉煙草ヲ所有セムトスル者ハ其ノ種類、量目ヲ政府ニ申出テ認許ヲ受クヘシ犯シタル者ハ其ノ葉煙草ヲ沒收ス

第三十四條　外國ヨリ輸入スル葉煙草ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ其ノ施行期日ヲ定ム

本法ハ法例ノ規定ニ基キ、公布ノ後二十日、卽チ同年三月二十二日ヨリ實施セラレシモ、外國ヨリ輸入スル葉煙草ニ關スル規定ノミハ、改正條約實施ノ日（同年八月十五日）ヲ以テ其ノ施行期日トセラレタリ（同年三月三十日勅令第八十三號）。

葉煙草專賣法ノ改正ニ伴ヒ其ノ施行細則モ亦改正ノ必要ヲ生ジタルヲ以テ、同年三月大藏省令第三號ヲ以テ左ノ如ク改正公布シタリ。

大藏省令第三號（明治三十二年三月三日）

葉煙草專賣法施行細則中左ノ通改正シ本年三月二十二日ヨリ施行ス

第一條　葉煙草ヲ耕作セムトスル者ハ苗床ノ所在地及坪數、耕作地ノ所在地、段別、植付見込株數、煙草ノ種名、貯藏及乾燥ノ場所ヲ所管葉煙草專賣所ニ申告スヘシ

第六條中「第二號書式ノ」ヲ削ル

第八條ノ二　他人ノ葉煙草ヲ貯藏セムトスル者ハ葉煙草所有者ト連署シ其ノ都度種類、量目及貯藏場ヲ所管葉煙草專賣所ニ屆出ヘシ貯藏場ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第八條ノ三　葉煙草專賣法第十九條ノ五ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ住所所管ノ葉煙草專賣所ニ申請スヘシ

第八條ノ四　煙草製造ヲ業トスル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者營業場外ニ葉煙草貯藏場ヲ有スルトキハ之ヲ所管葉煙草專賣所ニ屆出ヘシ貯藏場ヲ變更シタルトキ亦同シ

第八條ノ五　煙草製造ヲ業トスル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者葉煙草ノ賣渡ヲ請求スルトキハ葉煙草專賣所ハ其ノ請求者ニ對シ營業者タル證明ヲ求ムルコトアルヘシ

第八條ノ六　葉煙草專賣所ハ煙草製造ヲ業トスル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者タルノ證明ヲ求ムル者アルトキハ之ヲ證明スヘシ

第九條中「第三號書式ノ書面」ヲ「種類、葉分、包數、量目ヲ記載シタル保管願」ニ改ム

第二項　第二回改正

葉煙草專賣法は右の如く明治三十二年中之に改正を加へ、以て本法の缺漏を補充し、其の施行を正確ならしめんことを期したりと雖も、實際に於ては此の改正を以てしても尙ほ其の所期の目的を達するを得ず、年々の收入實蹟は豫定に比し常に缺陷を生じ、遂に當初の計畫に齟齬を來すと共に、犯則處罰の件數は年々遞增して底止する所なきに至れり。蓋し葉煙草の收納賠償價格と政府の賣渡價格との間には當時既に十割以上の差額あるに加へ、市場取引價格は更に賣渡價格に二三割若くは四五割を加ふるものなるを以て、若し政府に納付することなく密に之を賣買するときは、其の賠償價格と市場取引價格との差額は、耕作人、仲買人及製造人に分歸し、各其の利益を得べきなり。故に法令に

斯かる密賣買を爲し得る餘地を存するに於ては、此の種の非行の滔々として行はるるは敢て怪むに足らざるなり。

明治三十三年十一月全國の煙草營業者は、本法實施以來收入額の常に豫算に達するを得ざるは、全く葉煙草の密賣買之が主因を爲し、密賣買の原因は法規の缺漏に基くものなりとし、聯合の名を以て大藏大臣に對し其の修正を請願したり。今其の請願の項目を揭ぐれば左の如し。而して其の內第一・第二・第五・第八・第九の各項は其の後間もなく容認を得たるものなり。

（一）煙草業組合を政府命令の下に組織せしむること
（二）營業區域を制限すること
（三）專賣利率を十割に復舊せしむること
（四）既成煙草仲買及小賣人の取締法を定め賣買免許料を課すること
（五）葉煙草密賣買犯則者の取締を嚴にすること
（六）製造業者は既成品に對して包裝を施し住所氏名を記入すること
（七）葉煙草の回送は營業者より出願するにあらざれば行はざること
（八）延納擔保の範圍を擴張すること
（九）葉煙草を輸出に供する爲め賣下を請求するときは收納價格を以て賣渡すこと

又翌年第十五回帝國議會に於ては、衆議院議員中此の密賣買問題に關して質問書を提出する者あり、本法改正の止むべからざるは一般の認むる所となれり。

是より先き政府も亦實施以來の成績に鑑み、嚴正の取締法を設け密賣買の弊害を杜塞するに非ざれば、專賣の效果を完うすること能はざるを認め、之に關する講究を重ねたりしが、結局密賣買の因つて生ずる所以は、其の收穫したる數量を適確にし、之を保證せしむるの制度を缺く點に在りと爲し、即ち其の收穫すべき數量を豫め調定し、其の調定したる數量に對照して收納するの外なきことを明にしたり。而して其の方法としては耕作段別・區域・種類に制限を置くと共に、耕作は必ず許可に依るものと爲し、且つ苗床・作付の檢查を勵行すると共に、葉數又は量目を收穫前に查定することとなし、此の方針の下に審議を重ぬること八回、第十五回帝國議會の開會に先ち終に一成案を得たり。卽ち左の如し。

葉煙草專賣法改正案

第一條　政府ハ葉煙草ノ專賣權ヲ有ス

第二條　煙草耕作者ノ收穫シタル葉煙草ハ政府之ヲ收納ス

第三條　煙草ノ耕作區域ハ政府之ヲ定ム

第四條　政府ハ每年耕作スヘキ煙草ノ種類、耕作段別及葉煙草ノ賠償價格ヲ定メ豫メ之ヲ公示ス

第五條　煙草ヲ耕作セムトスル者ハ每年煙草苗床ノ位置及坪數、煙草耕作地ノ位置及段別、煙草ノ種類、本數、乾燥場及貯藏場ヲ定メ政府ニ申請シ許可ヲ受クヘシ其之ヲ變更シ又ハ耕作ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第六條　煙草耕作者ニ非サレハ煙草苗ヲ育成スルコトヲ得ス

第七條　煙草耕作者ハ政府ノ定ムル方法及手續ニ依リ耕作ヲ完成スルノ義務ヲ負フ

第八條　政府ハ收穫前ニ於テ葉煙草ノ收穫量目又ハ葉數ヲ査定ス

前項査定ノ場合ニ於テハ煙草耕作者ハ之ニ立會フヘシ若立會ハサルトキハ其査定ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第九條　煙草耕作者前條ノ量目又ハ葉數ノ査定ニ不服ナルトキハ卽時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

異議申立人ノ主張ニ係ル葉煙草ノ量目又ハ葉數ト前項決定額トノ差カ前條ノ査定額ト前項決定額トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ其申立人ノ負擔トス

第十條　煙草耕作者ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非サレハ第八條ノ査定前ニ於テ葉煙草ヲ採取シ又ハ幹根ヲ拔除スルコトヲ得ス第九條ニ依リ異議ノ申立ヲ爲シタル者其決定前ニ於テモ亦同シ

第十一條　煙草耕作者一番葉ノ收穫ヲ終リタルトキハ直ニ其幹根ヲ拔除シ其幹ニ附著スル葉煙草ハ之ヲ廢棄スヘシ

政府ニ於テ種子ノ採取又ハ二番葉ノ收穫ヲ許可シタルトキハ煙草耕作者其採取又ハ收穫ヲ終リタル後前項ノ處置ヲ爲スヘシ

第十二條　煙草耕作者ノ納付シタル葉煙草ノ等級ハ鑑定官吏ヲシテ之ヲ鑑定セシメ其等級ニ依リ賠償金ヲ交付ス

煙草耕作者前項ノ鑑定ニ不服ナルトキハ直ニ再鑑定ヲ求ムルコトヲ得但賠償金ノ請求ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

再鑑定申立人ノ主張ニ係ル葉煙草ノ等級ト再鑑定等級トノ差カ第一項ノ鑑定等級ト再鑑定等級トノ差ヨリ大ナルトキハ再鑑定ニ關スル費用ハ其申立人ノ負擔トス

再鑑定ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條　煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ査定若ハ決定シタル量目又ハ葉數以上ノ葉煙草ヲ納付セサルトキハ政府ハ其不足額ニ對シ第十四條第二項ノ規定ニ準シテ算定シタル金額ヲ納付セシムルコトヲ得

煙草耕作者第五十八條、第五十九條、第六十二條及第七十二條ニ依リ處分ヲ受ケタルトキ其犯罪ニ係ル葉煙草ニ對シテハ前項ノ規定ヲ適用セス

第十四條　煙草耕作者政府ノ許可ヲ受ケスシテ耕作段別ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シタルトキハ政府ハ其減作地又ハ廢作地ニ生產スヘキ葉煙草ノ價格ニ相當スル金額ヲ納付セシム

前項葉煙草ノ價格ハ其年ニ於ケル近傍類似煙草耕作地ノ葉煙草生產額及之ニ對スル賠償金額ヲ標準トシ之ヲ算定ス

第十五條　煙草耕作者其耕作段別ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シタル場合ニ於テ其耕作ヲ繼續スル者ナキトキハ其現存スル葉煙草ハ之ヲ廢棄セシメ又ハ之ヲ收納ス

第十六條　煙草耕作者ノ葉煙草ハ其耕作地、乾燥場、貯藏場又ハ其收納官署ノ外他ニ運送スルコトヲ得ス

第十七條　特ニ設ケタル試作場ニ於テ煙草ノ試作ヲ爲サムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ」

前項ノ試作ニ關シテハ第二條、第五條及第十二條第一項ヲ準用ス

第十八條　外國產葉煙草ハ政府ノ外之ヲ輸入スルコトヲ得ス但政府ノ命ヲ受ケタル者ハ此限ニ在ラス

第十九條　學校、試作場、博物館、物品陳列場、煙草製造業者、葉煙草賣買業者又ハ葉煙草輸出業者ハ標本ニ供スルモノニ限リ政府ノ許可ヲ受ケ葉煙草ヲ輸入スルコトヲ得

第二十條　政府ハ定價ヲ以テ葉煙草ヲ煙草製造業者ニ賣渡スヘシ但必要ト認ムル場合ニ於テハ競爭ニ付スルコトヲ得

政府ハ特ニ定メタル價格ヲ以テ葉煙草輸出業者ニ輸出葉煙草ヲ賣渡スコトヲ得

第二十一條　政府ハ標本ニ供スルモノニ限リ葉煙草ヲ交付スルコトヲ得

第二十二條　煙草製造又ハ葉煙草賣買ヲ業トセムトスル者ハ製造場、貯藏場又ハ販賣場ヲ定メ毎年政府ニ申請シ許可ヲ受クヘシ其之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

煙草製造業者又ハ葉煙草賣買業者其業ヲ廢止セムトスルトキハ政府ニ屆出ツヘシ

第二十三條　前條營業ノ許可ヲ受クルトキハ左ノ免許料ヲ納ムヘシ但家督相續人營業ヲ繼續シタル場合ハ此限ニ在ラス

一　煙草製造業者　製造場一箇所ニ付　百圓

一　葉煙草賣買業者　百圓

第二十四條　製造煙草賣買ヲ業トセムトスル者ハ政府ニ屆出ツヘシ其業ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第二十五條　煙草製造業者ハ其葉煙草ヲ他ニ讓渡スコトヲ得ス但已ムコトヲ得サル事由ニ因リ其葉煙草ノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ政府ノ許可ヲ受ケ之ヲ讓渡スハ此限ニ在ラス

第二十六條　葉煙草賣買業者ハ其葉煙草ヲ煙草製造業者又ハ葉煙草賣買業者ニ非サル者ニ讓渡スコトヲ得ス

第二十七條　煙草製造業者又ハ葉煙草賣買業者其業ヲ廢止シタル場合ニ於テ其葉煙草ヲ讓渡シタルトキハ政府ニ屆出ツヘシ

第二十八條　煙草製造業者ハ他人ノ煙草ヲ製造スルコトヲ得ス

煙草製造業者ハ其製造場外ニ於テ煙草ヲ製造スルコトヲ得ス但紙卷煙草ノ賃卷ヲ爲サシムルハ此限ニ在ラス

第二十九條　煙草製造業者ハ政府ノ指定スル方法ニ依リ其製造煙草ニ包裝ヲ施スヘシ

前項ニ依リ包裝シタル製造煙草ハ製造煙草賣買業者ニ於テ之ヲ解包シ又ハ改裝スルコトヲ得ス

製造煙草賣買業者ハ包裝ヲ施ササル製造煙草ヲ所持スルコトヲ得ス

前三項ノ規定ハ之ヲ葉卷煙草及自用ニ供スル製造煙草ニ適用セス

第三十條　煙草製造業者又ハ葉煙草賣買業者ハ葉煙草ニ代用スヘキ目的ヲ以テ葉煙草ニ非サル物品ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

煙草製造業者ハ葉煙草ニ代用スヘキ物品ヲ使用シテ煙草ヲ製造スルコトヲ得ス

第三十一條　煙草製造業者政府ノ賣渡ササル葉煙草ヲ所持スルトキハ何人ノ所有ヲ問ハス政府ハ之ヲ收納シ第十二條ニ準シテ其賠償金ヲ所有者ニ交付スヘシ但第七十五條ニ該當スル場合ハ此限ニ在ラス

第三十二條　葉煙草ノ輸出ヲ業トセムトスル者ハ貯藏場ヲ定メ政府ニ申請シ許可ヲ受クヘシ其貯藏場ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

葉煙草輸出業者其業ヲ廢止セムトスルトキハ政府ニ屆出ツヘシ

第三十三條　葉煙草輸出業者其輸出葉煙草ヲ輸出シタルトキハ政府ノ指定シタル期限內ニ輸出免狀ニ外國仕向港ニ陸揚ヲ爲シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添ヘ政府ニ差出スヘシ

葉煙草輸出業者正當ノ事由ナクシテ前項ノ證明書ヲ差出ササルトキハ政府ハ其輸出額ニ對シ定價ト其賣渡シタル代金トノ差額ニ相當スル金額ヲ納付セシム

第三十四條　葉煙草輸出業者其輸出葉煙草ヲ政府ノ賣渡シタル日ヨリ一箇年ヲ過キ輸出セサルトキハ使用ニ適スルモノニ限リ政府之ヲ收納ス

輸出葉煙草ニシテ輸出ニ適セサルトキハ使用ニ適スルモノニ限リ政府ハ葉煙草輸出業者ノ請求ニ因リ之ヲ收納ス

政府前二項ノ收納ヲ爲ストキハ鑑定官吏ヲシテ鑑定セシメ賠償金ヲ交付ス但其賠償金ハ賣渡價格ニ超過スルコトヲ得ス

第三十五條　輸出葉煙草ニシテ使用ニ適セサルニ至リタルモノ又ハ其乾燥調理ニ因リテ生シタル葉屑ハ政府ノ許可ヲ受ケ直ニ之ヲ廢棄スヘシ

第三十六條　本法ノ規定ニ依リ輸出シ、讓渡シ、廢棄シ又ハ收納セラレタル葉煙草又ハ葉屑ノ總量目カ本法ノ規定ニ依リ政府ヨリ買受ケ又ハ他ヨリ讓受ケタル葉煙草ノ總量目ニ比シ正當ノ事由ナクシテ不足シタルトキハ政府ハ葉煙草輸出業者ヲシテ其不足額ニ對シ定價ト其賣渡シタル代金トノ差額ニ相當スル金額ヲ納付セシム

葉煙草輸出業者第五十九條、第六十五條、第七十條、第七十二條及第七十四條ニ依リ處分ヲ受ケタルトキ其犯罪ニ係ル葉煙草ニ對シテハ前項ノ規定ヲ適用セス

第三十七條　葉煙草輸出業者其業ヲ廢止シタルトキハ其輸出葉煙草ノ使用ニ適スルモノハ政府之ヲ收納シ其使用ニ適セサルモノハ之ヲ廢棄セシム

前項收納ノ場合ニ於テハ第三十四條第三項ヲ適用ス

第三十八條　輸出葉煙草輸出業者ニ非サル者ニ讓渡シ又ハ之ヲ消費スルコトヲ得ス

葉煙草輸出業者其輸出葉煙草ヲ讓渡サムトスルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第三十九條　煙草製造業者、葉煙草賣買業者、葉煙草輸出業者又ハ製造煙草賣買業者ハ營業ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第四十條　政府ハ必要ト認ムルトキハ葉煙草運送ノ通路及時間ヲ指定スルコトヲ得

第四十一條　葉煙草ハ相當ノ包裝ヲナシ且政府ノ指定スル方法ニ依リ一定ノ目標ヲ附スルニ非サレハ之ヲ運送スルコトヲ得ス

第四十二條　煙草耕作者ノ葉煙草及輸出葉煙草ハ質權、留置權又ハ先取特權ノ目的トナルコトヲ得

第四十三條　標本葉煙草ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ他ニ讓渡シ又ハ消費スルコトヲ得ス

第四十四條　煙草耕作者ハ他人ノ葉煙草ヲ所持スルコトヲ得ス

煙草耕作者以外ノ者ハ運送人、倉庫營業者、質權者、留置權者及賣買ノ委托ヲ受ケタル葉煙草賣買業者タル場合ヲ除クノ外他人ノ葉煙草ヲ所持スルコトヲ得ス

前項ニ依リ他人ノ葉煙草ヲ所持シタル者ハ政府ニ屆出ヘシ但運送人ハ此限ニ在ラス

第四十五條　煙草製造業者ニ非サレハ葉煙草ヲ讓受クルコトヲ得ス

第四十六條　權利者ノ不明ナル煙草ヲ所持スル者アルトキハ政府ハ其煙草ヲ無償ニテ收納スルコトヲ得

第四十七條　煙草耕作者、及其同居者ハ煙草製造又ハ葉煙草賣買ノ業ヲ爲スコトヲ得ス又煙草製造業者若ハ葉煙草賣買業者及其同居者ハ煙草ノ耕作ヲ爲スコトヲ得ス

第四十八條　煙草製造ニ使用スヘキ刻器械ノ製作又ハ販賣ヲ業トセムトスル者ハ政府ニ屆出ヘシ其業ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第四十九條　煙草製造業者又ハ煙草製造用刻器械ノ製作者、發明者及販賣業者ニ非サレハ煙草製造用刻器械ヲ所持スルコトヲ得ス但學校、博物館又ハ物品陳列場ニ於テ之ヲ備置クハ此限ニ在ラス

第五十條　煙草耕作者、煙草製造業者、葉煙草賣買業者又ハ葉煙草輸出業者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ耕作又ハ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ三箇年以內ニ於テ政府ノ指定シタル期間煙草及其製造出入ニ關スル帳簿ヲ檢查シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十一條　政府ハ煙草苗床、耕作地、試作地又ハ煙草若クハ製造器械ノ所在ト認ムル場所又ハ當該官吏ハ前項ノ檢查ニ際シ必要ト認ムルトキハ關係人ヲシテ之ニ立會ハシムルコトヲ得

第五十二條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ命シタル行爲ニシテ義務者之ヲ爲ササルトキハ政府之ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得此場合ニ於テハ義務者ヲシテ其費用ヲ納付セシム

前項ノ費用ヲ納付セシムル場合ニ於テ義務者ニ交付スヘキ金額アルトキハ其內ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得

第五十三條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ納付ヲ命シタル金額ヲ政府ノ指定期間ニ納付セサルトキハ政府ハ國稅徵收法ノ規定ニ準シ之ヲ徵收スルコトヲ得

第五十四條　本法第十三條、第十四條、第三十三條及第三十六條ニ依リ金額ノ納付ヲ命セラレタル者其處分ニ不服ナルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第五十五條　特別ノ狀況アル地方ニハ勅令ヲ以テ本法ヲ施行セサルコトヲ得

政府ノ外本法ヲ施行セサル地ヨリ煙草ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス

第五十六條　煙草耕作者ニ非スシテ煙草ヲ耕作シ又ハ煙草苗ヲ育成シタル者ハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル煙草又ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス許可ヲ受ケスシテ試作ヲ爲シタル者亦同シ

第五十七條　煙草耕作者許可ヲ受ケサル土地ニ煙草ヲ耕作シ若ハ煙草苗ヲ育成シ又ハ許可ヲ受ケサル種類ノ煙草ヲ耕作シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル煙草又ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス

第五十八條　煙草耕作者許可ヲ受ケサル場所ニ葉煙草ヲ乾燥シ又ハ貯藏シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十九條　第十條、第十六條及第四十一條ニ違反シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第六十條　第十一條及第十五條ニ依リ葉煙草ヲ收穫シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第六十一條　煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル收納期日ニ葉煙草ヲ納付セサルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十二條　政府ノ收納スヘキ葉煙草ヲ他ニ讓渡シ又ハ消費シタル者ハ其葉煙草ノ價格ノ三倍ニ相當スル罰金ニ處ス之ヲ隱蔽シタル者ハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第六十三條　免許ヲ受ケスシテ煙草ヲ製造シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル煙草及其製造器械ハ之ヲ沒收ス

第六十四條　第二十二條第二項、第二十四條及第三十二條第二項ニ違反シタル者ハ一圓以上ノ科料ニ處ス第四十八條ニ違反シ廢業ノ屆出ヲ爲ササル者亦同シ

第六十五條　煙草製造業者、葉煙草賣買業者又ハ葉煙草輸出業者其煙草ヲ許可ヲ受ケサル場所ニ藏置シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス

第六十六條　煙草製造業者第二十八條ニ違反シタルトキハ二十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス

第六十七條　第二十九條ニ違反シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス

第六十八條　第三十條ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル煙草及葉煙草ニ代用スヘキ物品ハ之ヲ沒收ス

第六十九條　第二十五條但書又ハ第三十八條第二項ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス其之ヲ讓受ケタル者亦同シ

第七十條　葉煙草輸出業者其輸出葉煙草ヲ消費シタルトキハ其葉煙草ノ價格ノ三倍ニ相當スル罰金ニ處ス

第七十一條　第二十七條又ハ第四十四條第三項ニ違反シ屆出ヲ爲ササル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十二條　政府ノ指定シタル通路又ハ時間外ニ葉煙草ヲ運送シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第七十三條　政府ノ許可ヲ受ケスシテ標本葉煙草ヲ他ニ讓渡シ又ハ消費シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス之ヲ讓受ケタル者亦同シ

第七十四條　左ノ場合ニ該當スル者ハ二十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス但本法各條ノ規定ニ該當スル者ハ此限ニ在ラス

一　葉煙草ヲ所持スルコトヲ得サル者葉煙草ヲ所持シタルトキ

二　葉煙草ヲ讓渡スコトヲ得ル者葉煙草ヲ讓受クルコトヲ得サル者ニ之ヲ讓渡シタルトキ

三　葉煙草ヲ讓渡スコトヲ得サル者之ヲ讓渡シタルトキ

四　葉煙草ヲ讓受クルコトヲ得ル者葉煙草ヲ讓渡スコトヲ得サル者ヨリ之ヲ讓受ケタルトキ

五　葉煙草ヲ讓受クルコトヲ得サル者之ヲ讓受ケタルトキ

第七十五條　政府ノ賣渡ササル葉煙草ヲ情ヲ知リ讓受ケタル者又ハ氏名居所不明ノ者ヨリ葉煙草ヲ讓受ケタル者ノ罰前條ニ同シ

第七十六條　第四十八條ニ違反シ屆出ヲ爲サスシテ刻器械ノ製作又ハ販賣ヲ業トシタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其刻器械ハ之ヲ沒收ス第四十九條ニ違反シタル者亦同シ

第七十七條　第五十五條第二項ニ違反シタル者ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス

第七十八條　煙草製造業者、葉煙草賣買業者、葉煙草輸出業者又ハ製造煙草賣買業者第三十九條ニ違反シ帳簿ノ記載ヲ怠リタルトキハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ故意ニ帳簿ノ記載ヲ爲サス又ハ虛僞ノ記載ヲ爲シタルトキハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十九條　當該官吏ノ尋問ニ對シ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第八十條　本法ニ依リ沒收スヘキ煙草ニシテ既ニ他ニ讓渡シ若ハ消費シタルトキハ其價格ニ相當スル金額ヲ追徵ス

第八十一條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪、減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス但刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此限ニ在ラス

第八十二條　煙草耕作者、煙草製造業者、製造煙草賣買業者、葉煙草賣買業者又ハ葉煙草輸出業者ハ其代理人、家族、同居者、雇人其他ノ從業者其業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附　則

第八十三條　本法ハ明治三十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十四條　本法施行ノ際既ニ煙草ヲ耕作スル者ハ本法ニ依リ煙草耕作ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第八十五條　煙草製造業者ニシテ本法施行以後ニ於テ其營業ヲ繼續セムトスル者ハ其製造場貯藏場及販賣場ヲ定メ本法施行ノ日ヨリ一箇月內ニ政府ニ屆出ツヘシ

前項煙草製造業者ニシテ數箇ノ製造場ヲ定メタルトキハ一箇所以外ノ製造場ニ對シテハ本法施行ノ日ヨリ一箇月內ニ本法ニ定ムル免許料ヲ納ムルコトヲ要ス

第八十六條　本法施行ノ際現ニ葉煙草賣買業ノ免許ヲ受ケ其業ヲ營ム者ハ其貯藏場及販賣場

ヲ定メ本法施行ノ日ヨリ一箇月內ニ政府ニ屆出タル場合ニ限リ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

第八十七條　本法施行ノ際煙草耕作者ノ所持ニ係ル納付未濟ノ葉煙草又ハ輸出ニ供スル葉煙草ノニ關シテハ仍明治二十九年法律第三十五號葉煙草專賣法ヲ適用ス

第八十八條　本法ニ依リ葉煙草ヲ所持スルコトヲ得サル者ニシテ本法施行ノ際葉煙草ヲ所持スル者ハ本法施行ノ日ヨリ一箇月內ニ其種類及量目ヲ政府ニ屆出テ明治三十四年十月三十一日迄ニ相當處置ヲ爲スヘシ若此期限ヲ過キ其處置ヲ爲ササルトキハ政府之ヲ收納シ第十二條ニ準シ賠償金ヲ交付ス

第八十九條　本法ニ依リ煙草製造ニ使用スヘキ刻器械ヲ所持スルコトヲ得サル者本法施行ノ際之ヲ所持スルトキハ本法施行ノ日ヨリ一箇月內ニ其種類及箇數ヲ政府ニ屆出テ明治三十四年十月三十一日迄ニ相當處置ヲ爲スヘシ若此期限ヲ過キ其處置ヲ爲ササルトキハ政府ニ申出テ封印ヲ受クヘシ

政府ノ封印ヲ受ケタル刻器械ヲ他ニ讓渡サムトスルトキハ政府ニ申出テ封印ノ解除ヲ求ムヘシ

政府ニ申出テ刻器械ノ封印ヲ受ケサル者又ハ封印ノ解除ヲ受ケスシテ之ヲ他ニ讓渡シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處シ其刻器械ハ之ヲ沒收ス

第九十條　本法施行ノ際製造煙草賣買業者ノ所有スル製造煙草ニ關シテハ本法施行ノ日ヨリ一箇年間ハ第二十九條第三項ノ規定ヲ適用セス

第九十一條　本法施行ノ際煙草耕作者ノ同居者ニシテ煙草製造又ハ葉煙草賣買ヲ業ト爲ス者竝煙草製造業者又ハ煙草賣買業者ノ同居者ニシテ煙草ノ耕作ヲ爲ス者ニハ本法施行ノ日ヨリ一箇年間ハ第四十七條ノ規定ヲ適用セス

此の改正案は專賣法の效果を全うする上に於て已むを得ざるに出づと雖も、新に加ふる檢束甚だ嚴峻にして、耕作者に及ぼす利害關係亦少からず、之が實施は容易の業に非ざるを以て、猥に發表せずして徐に提案の時機を待ちしが、會〻帝國議會は北清事件費の支出の爲の增稅案に關して政府と議合はず、停會相踵ぎて會期も漸く切迫したるを以て、其の提案は次期の議會に讓るの外なきに至れり。然るに一方全國の煙草製造業者は、密賣犯則の侵害を蒙りて其の業に安んずる能はずと爲し、現行法を改正して其の取締を勵行せんことを希望し、聯合して帝國議會に請願する所あり、議會も亦之を採擇したり。爾來衆議院は政府に謀りて屢〻協議を遂げし結果、兩者の間に其の改正方針の一致を見たり。然れども法律全部の改正を圖るに於ては法文頗る浩瀚となり、審議の餘日乏しき當期議會に提案するに適せざるを以て、差當り密賣防止に關する必要の規定を追加するに止むることとなし、明治三十四年三月十九日衆議院議員の名を以て之を其の院に提出せしめたり。改正法律案の全文左の如し。

葉煙草專賣法中左ノ通改正ス

第六條　葉煙草ヲ耕作セムトスル者ハ每年煙草苗床ノ位置及坪數、煙草耕作地ノ位置及段別、煙草ノ種類、本數、乾燥場及貯藏場ヲ定メ政府ニ申請シ許可ヲ受クヘシ若之ヲ變更シ又ハ耕作ヲ

廢止セムトスルトキ亦同シ

第六條ノ次ニ左ノ四條ヲ加フ

第六條ノ二　葉煙草耕作者ハ政府ノ定ムル方法及手續ニ依リ耕作ヲ完成スルノ義務ヲ負フ

第六條ノ三　政府ハ收穫前ニ於テ葉煙草ノ收穫量目又ハ葉數ヲ查定ス

前項查定ノ場合ニ於テハ煙草耕作者ハ之ニ立會フヘシ若立會ハサルトキハ其ノ查定ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第六條ノ四　煙草耕作者前條ノ量目又ハ葉數ノ查定ニ不服ナルトキハ卽時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

異議申立人ノ主張ニ係ル葉煙草ノ量目又ハ葉數ト前項決定額トノ差カ前條ノ查定額ト前項決定額トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ其ノ申立人ノ負擔トス

第六條ノ五　葉煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ查定若ハ決定シタル量目又ハ葉數以上ノ葉煙草ヲ納付セサルトキハ政府ハ其ノ不足額ニ對シ其ノ年ニ於ケル近傍類似煙草耕作地ノ葉煙草生產額及之ニ對スル賠償價格ニ相當スル金額ヲ納付セシムルコトヲ得

第十條　葉煙草耕作者ハ政府ノ指定シタル期日ニ其ノ葉煙草ヲ政府ニ納付スヘシ

第十一條ノ二　葉煙草ヲ耕作スル者ハ其ノ耕作シタル葉煙草ヲ耕作地、乾燥場、貯藏場又ハ收納官署ノ外他ニ運送スルコトヲ得ス

政府ハ必要ト認ムルトキハ葉煙草運送ノ通路及時間ヲ指定スルコトヲ得

第十一條ノ三　葉煙草ハ相當ノ包裝ヲ爲シ且政府ノ指定スル方法ニ依リ一定ノ目標ヲ附スルニ非サレハ之ヲ運送スルコトヲ得ス

第十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ特ニ定メタル價格ヲ以テ葉煙草輸出者ニ輸出葉煙草ヲ賣渡スコトヲ得

第十九條ノ五第一號中「營業場一箇所每ニ」ヲ「製造場一箇所每ニ」ニ改ム

第十九條ノ五ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ取締上必要ト認ムルトキハ煙草製造又ハ葉煙草賣買ノ營業ヲ免許セサルコトヲ得

第十九條ノ八ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十九條ノ九　煙草製造ヲ業トスル者ハ他人ノ煙草ヲ製造スルコトヲ得ス

煙草製造ヲ業トスル者ハ其ノ製造場外ニ於テ煙草製造ヲ爲スコトヲ得ス但シ紙卷煙草ノ賃卷ヲ爲サシムルハ此ノ限ニ在ラス

第二十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

葉煙草耕作者ニ非スシテ葉煙草ヲ耕作シ若ハ煙草苗ヲ育成シタルトキ又ハ葉煙草耕作者ニシテ許可ヲ受ケサル土地ニ葉煙草ヲ耕作シ若ハ煙草苗ヲ育成シ又ハ許可ヲ受ケサル種類ノ葉煙草ヲ耕作シ又ハ許可ヲ受ケサル場所ニ葉煙草ヲ乾燥シ又ハ貯藏シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草又ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス

第二十一條ノ二中「業ト」ヲ「爲」ニ改ム

第二十二條　葉煙草耕作者他人ノ葉煙草ヲ貯藏シ又ハ葉煙草耕作者以外ノ者屆出ヲ爲サス他人ノ葉煙草ヲ貯藏シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

權利者ノ不明ナル葉煙草ヲ運送スル者アルトキハ政府ハ其ノ葉煙草ヲ無償ニテ收納スルコトヲ得

第二十二條ノ次ニ左ノ四條ヲ加フ

第二十二條ノ二　葉煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル納付期日ニ葉煙草ヲ納付セサルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條ノ三　第十一條ノ二ノ第一項及第十一條ノ三ニ違反シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

政府ノ指定シタル通路及時間外ニ葉煙草ヲ運送シタル者ノ罰前項ニ同シ

第二十二條ノ四　第十九條ノ九ニ違反シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル製造煙草及葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第二十二條ノ五　葉煙草耕作者、煙草製造ヲ業トスル者又ハ葉煙草賣買ヲ業トスル者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ耕作又ハ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ三箇年以內ニ於テ政府ノ指定シタル期間之ヲ許可セサルコトヲ得

第二十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十八條ノ二　煙草製造ヲ業トスル者ハ組合ヲ設クヘシ組合ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第三十五條　本法施行前旣ニ屆出ヲ爲シ現ニ葉煙草ヲ耕作スル者ハ本法ニ依リ葉煙草耕作ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十六條　煙草製造ヲ業トスル者ニシテ數箇ノ製造場ヲ有スルトキハ一箇所以外ノ製造場ニ對シテハ本法施行ノ日ヨリ一箇月內ニ本法ニ定ムル免許料ヲ納ムルコトヲ要ス

今試に本改正法案提出の說明要旨を見るに、曰く『葉煙草專賣法中改正法律案は現行法を基礎とし耕作葉煙草運搬製造等の取締に關し詳密なる規定を設け、之を嚴重に取締るを目的としたるものなり。蓋し本法は明治三十一年の實施以來、益金の實收は常に其の豫定額に及ばず、法制定の趣旨を徹底するに足らざるに似たり。然る所以のものは現行法の規定不備の爲め密賣買の犯則其の跡を絕たざるのみならず、比年累增の趨勢を示すに由るものにして、殊に其の犯行たる多數結合して公然暴行を爲し、甚しきは官吏抗拒、兇徒嘯聚、持兇器强盜等の犯罪を敢行し、殆ど官憲を蔑如し、之を矯正するの途なきが如し。斯かる犯則の結果市場の價格は非常に紊亂し、正當營業者は却て爲に莫大なる損害を蒙るに至りたり。蓋し政府收入率の引上に伴ひ製品の時價は自然に騰貴せざるべからざる理なるに、其の八割時代、十割時代、十三割時代の實績に徵すれば、却て市價は漸減するの奇現象を呈したり。之れ德島、愛媛、鹿兒島等主產地に於ける統計の證明する所にして、畢竟密賣買葉煙草の累增して原料仕入價格の低廉となりたるに因るものなり。卽ち誠實の業者は之が競爭に堪へずして損害を受くる所以にして、彼等は擧て本法の改正を切望し、兩院に請願し來ること一再ならず。殊に本年度

豫算に於ては收入率を引上げ、三百五十萬圓の增收を圖り、合計千二百餘萬圓に達せしめんとするものなるを以て、此の際取締を嚴重にし、法の效果を全うするは最も緊要のことと信ず。而も政府は夙に本法全部を改正するの必要を認め、曩に九十餘條より成る改正案を作成し、將に議會に提出せんとしたるも、會〻貴族院の引續きたる停會に遭ひて提案の機を得ず、今や會期切迫して浩瀚なる法案を通過せしむるの困難なるを慮り、之が提案を見合したりと云ふ。然れども本法の改正は目下の急務にして已むを得ざるを以て、玆に本案を提出するに至りたり。而して本案は政府の實驗に基き、改正を要するの程度を當局者の意見に參考し、傍ら當業者請願の希望點に酌み、玆に最も簡單にして事實已む能はずと認めたる事項を集成したるものなり云々』。衆議院は本法律案の全部を可決したるが、此の外原法律第五條『政府ハ豫メ葉煙草耕作地ノ區域ヲ定ムルコトヲ得』との條中『區域』の下に『、耕作段別及葉煙草ノ種類』の十一字を挿入するの修正を加へ、尋いで貴族院も亦異議なく此の改正竝に修正案を可決せしを以て、本案は同年四月八日法律第二十四號を以て公布せられたり。法文は右第五條の外は皆原案と同じきを以て再揭せず。

本法の改正せらるるや、從來の施行細則も亦從て變更の必要を生じたるを以て、同年四月二十二日大藏省令第四號を以て其の全部を改正公布したり。卽ち左の如し（第三十八條ノ二は同年十一月大藏省令第二十二號を以て追加せられたるものなり）。

葉煙草專賣法施行細則（明治三十四年四月二十二日大藏省令第四號）

第一條　葉煙草ヲ耕作セムトスル者ハ專賣局長又ハ專賣支局長ノ定ムル期限內ニ第一號書式ノ申請書ヲ專賣局又ハ專賣支局ニ差出シ許可ヲ受クヘシ

前項耕作ノ許可ヲ得タル者ニハ第二號書式ノ許可證ヲ交付スヘシ

第二條　專賣局長又ハ專賣支局長ハ左ノ順序ニ依リ葉煙草ノ耕作ヲ許可スヘシ

一　前年ニ於テ葉煙草ノ耕作、乾燥、調理、包裝、品質等他ノ模範トナルヘキモノト認ムル者

二　前年迄葉煙草ノ耕作ヲ繼續シタル者

三　本年新規耕作ヲ申請セル者

第三條　專賣局長又ハ專賣支局長ハ耕作許可申請ニ係ル耕作段別カ申請者ノ資力及其ノ耕作上ノ設備ニ比シテ過當ト認ムルトキハ其ノ段別ヲ減少シテ許可スルコトアルヘシ

第四條　專賣局長又ハ專賣支局長ハ左ノ各號ニ該當スルモノニハ葉煙草耕作ヲ許可セサルコトアルヘシ

一　葉煙草ニ關スル法律命令ニ違反シタルモノ

二　葉煙草耕作ノ成績不良ナリシモノ

三　葉煙草ノ耕作ニ不適當ト認ムルモノ

四　葉煙草ノ耕作取締上不便ト認ムルモノ

五　耕作段別五畝歩未滿ノモノ

第五條　葉煙草耕作者苗床ノ位置、坪數、耕作スヘキ土地段別、煙草ノ種類、本數、乾燥場及貯藏場ヲ變更增減シ又ハ耕作ヲ廢止セムトスルトキハ第一號書式ニ準シ專賣局又ハ專賣支局ニ申請シ許可ヲ受クヘシ

第六條　葉煙草耕作者其ノ耕作段別ノ減少又ハ耕作廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ其ノ現存スル

葉煙草ハ當該官吏ノ承認ヲ受ケ相當ノ處置ヲ爲スヘシ葉煙草專賣法第二十二條ノ五ニ依リ耕作ノ許可ヲ取消サレタルトキ亦同シ

第七條　葉煙草耕作者其ノ許可證ヲ亡失シタルトキハ直ニ事由ヲ具シ之カ再渡ヲ專賣局又ハ專賣支局ニ申請スヘシ

第八條　左ニ揭クル事項ハ專賣局長又ハ專賣支局長ノ指示スル所ニ從フヘシ

一　苗床ノ設備及其ノ管理
二　播種期
三　移植期
四　一坪當植付株數竝畦間及株間ノ距離
五　腋芽ノ摘搔
六　心止期
七　其ノ他ノ耕作方法
八　葉分ノ撰別
九　乾燥方法
十　聯繩ノ長サ
十一　一繩ノ吊垂葉數
十二　一坪ノ吊垂幹數
十三　葉煙ノ方法
十四　一把ノ葉數
十五　一包ノ量目又ハ把數
十六　結束材料
十七　包裝ノ方法

第九條　煙草ノ移植ヲ了シタルトキハ殘存セル煙草苗ハ直ニ廢棄スヘシ但シ移植後三週間ヲ限リ豫備苗トシテ必要ノ本數ヲ保存スルコトヲ得

第十條　葉煙草耕作者ハ其ノ耕作地一箇所毎ニ字、地番及耕作者ノ氏名ヲ記シタル目標ヲ設クヘシ

第十一條　葉煙草專賣法第六條ノ三ニ依リ葉煙草ノ量目又ハ葉數ヲ査定セムトスルトキハ專賣局長又ハ專賣支局長ハ其ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ公示スヘシ

第十二條　葉煙草耕作者當該官吏ノ査定シタル量目又ハ葉數ニ對シ異議ノ申立ヲ爲サムトスルトキハ卽時其ノ不服ノ要領ヲ當該官吏ニ申出ヘシ

第十三條　葉煙草專賣法第六條ノ四第二項ノ鑑定人ハ專賣局長又ハ專賣支局長ニ於テ少クトモ其ノ半數ヲ專賣局員以外ヨリ選定スルモノトス

第十四條　專賣局長又ハ專賣支局長葉煙草專賣法第六條ノ四第二項ノ決定ヲ爲シタルトキハ之ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

第十五條　葉煙草耕作者災害其ノ他ノ事故ニ因リ其ノ耕作葉煙草ニ損害ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ專賣局又ハ專賣支局ニ屆出ヘシ

第十六條　葉煙草耕作者種子採取ノ爲メ母木ヲ保存セムトスルトキハ其ノ種類、本數ヲ定メ豫メ當該官吏ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第十七條　葉煙草耕作者葉煙草ノ收穫ヲ終リタルトキハ直ニ其ノ幹根ヲ拔除スヘシ

第十八條　枯葉、不熟葉、蝕損葉、立枯等アルトキハ當該官吏ニ申出テ其ノ指揮ヲ受ケ相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第十九條　葉煙草ハ其ノ種類、乾燥法、葉分、品質、葉竝ニ依リ區分調理スヘシ

第二十條　前條ノ葉分ハ總テ左ノ區分ニ據ルヘシ

一　土葉
二　中葉
三　本葉
四　天葉

前項ノ葉分ニ據リ難キモノハ雜葉トスヘシ

第二十一條　乾燥調理ノ際生シタル葉屑等ニシテ納付ニ堪ヘサルモノハ當該官吏ノ承認ヲ經テ之ヲ處分スヘシ

第二十二條　葉煙草納付ノ場所及期日ハ專賣局長又ハ專賣支局長之ヲ定メ豫メ公示スヘシ

第二十三條　葉煙草耕作者納付ノ爲メ葉煙草ヲ運送スルトキハ耕作許可證ヲ携帶スヘシ

前項ノ許可證ハ納付ノ際之ヲ專賣局又ハ專賣支局ニ提出シ葉煙草納付量目、賠償金等ノ記入ヲ受クヘシ

第二十四條　葉煙草耕作者ノ納付セムトスル葉煙草ニシテ乾燥、調理、包裝ノ不完全ナルモノハ耕作者ヲシテ更ニ相當ノ處理ヲ爲サシムヘシ

第二十五條　葉煙草耕作者以外ノ者葉煙草ヲ運送スルトキハ外部瞭易キ箇所ニ葉煙草ト記シタル布片ヲ付著スヘシ

第二十六條　他人ノ葉煙草ヲ貯藏セムトスル者ハ葉煙草所有者ト連署シ其ノ都度種類、包數、量目及貯藏場ヲ專賣局又ハ專賣支局ニ屆出ヘシ其ノ貯藏場ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二十七條　煙草製造ヲ業トセムトスル者ハ其ノ製造場毎ニ第三號書式ノ申請書ニ製造場、貯藏場、販賣場ノ圖面及製造器械ノ種類、箇數ノ調書ヲ添ヘ專賣局又ハ專賣支局ニ差出シ免許ヲ受クヘシ

葉煙草賣買ヲ業トセムトスル者ハ其ノ店舖毎ニ第三號書式ニ準シタル申請書ニ營業場、貯藏場ノ圖面ヲ添ヘ專賣局又ハ專賣支局ニ差出シ免許ヲ受クヘシ

前二項ノ場合ニ於テ前年ニ引繼キ免許ヲ申請セムトスル者ハ異動アルトキノ場合ノ外附屬書類ノ添付ヲ要セス

專賣局又ハ專賣支局ニ於テ第一項又ハ第二項ノ申請ヲ許可シタルトキハ第四號書式ノ免許證ヲ交付スヘシ

第二十八條　煙草製造業者又ハ葉煙草賣買業者其ノ製造場又ハ營業場ヲ移轉セムトスルトキハ第三號書式ニ準シタル申請書ニ免許證ヲ添ヘ專賣局又ハ專賣支局ニ差出シ許可ヲ受クヘシ

第二十九條　煙草製造業者又ハ葉煙草賣買業者其ノ業ヲ廢止シ又ハ其ノ製造場、營業場ヲ減セムトスルトキハ免許證ヲ添ヘ專賣局又ハ專賣支局ニ屆出ヘシ

第三十條　煙草製造業者又ハ葉煙草賣買業者ノ帳簿ニハ少クモ左ノ事項ヲ記載スヘシ

煙草製造業者

一葉煙草受拂ニ關シテハ

受拂ノ月日、包裝番號、種類、葉分、量目及買入代金、買入先

一煙草製造ニ關シテハ

製造ノ月日、卷葉量目、製造箇數（本數別又ハ量目別）、總本數又ハ總量目

一製造煙草賣渡ニ關シテハ

賣渡ノ月日、箇數（本數別又ハ量目別）、代金、賣渡先

葉煙草賣買業者

一葉煙草買入ニ關シテハ

買入ノ月日、包裝番號、種類、葉分、量目、代金、買入先

一葉煙草改裝ニ關シテハ

改裝ノ月日、元包裝番號、元量目、改裝番號、改裝量目

一葉煙草賣渡ニ關シテハ

賣渡ノ月日、包裝番號、量目、代金、賣渡先

第三十一條　葉煙草ノ賣渡ヲ受ケタル者ハ直ニ代金ヲ納付シ又ハ延納ヲ許可セラレタル場合ニ於テハ擔保物ヲ提供シ現品ヲ引取ルヘシ若賣渡契約ノ日ヨリ三日以內ニ現品ヲ引取ラサルトキハ相當ノ保管料ヲ徵收ス但シ契約ヲ解除シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條　葉煙草耕作者輸出ニ供スル葉煙草ヲ他ニ賣渡サムトスルトキハ其ノ種類、葉分、包數、量目ヲ記載シタル申請書ヲ專賣局又ハ專賣支局ニ差出シ認許ヲ受クヘシ

第三十三條　專賣局長又ハ專賣支局長ニ於テ輸出葉煙草ヲ保管シタルトキハ第五號書式ノ保管證ヲ交付スヘシ

第三十四條　專賣局又ハ專賣支局ニ保管シタル輸出葉煙草ニ調理ヲ加ヘムトスルトキハ保管證ヲ提出シ其ノ旨專賣局又ハ專賣支局ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

前項葉煙草ノ調理ニ依リ其ノ包數、量目ニ異動ヲ生シタルトキハ更ニ保管證ヲ交付スヘシ

第三十五條　前條調理ノ爲メ生シタル撰屑、葉莖等ハ當該官吏ノ指揮ニ依リ相當處分ヲ爲スヘシ

第三十六條　保管葉煙草ノ讓渡ヲ爲ストキハ其ノ保管證ニ裏書ヲ爲スヘシ

前項ノ保管葉煙草ヲ讓受ケタル者ハ其ノ旨專賣局又ハ專賣支局ニ申出ヘシ

第三十七條　保管證ノ分割又ハ書換ヲ要スルトキハ專賣局又ハ專賣支局ニ申出ヘシ

第三十八條　保管證ヲ亡失シタル者專賣局又ハ專賣支局ニ於テ相當ト認ムル資產ヲ有スル二名以上ノ保證人ヲ定メ損害ノ保證ヲ爲ストキハ保管葉煙草ノ交付ヲ受クルコトヲ得

第三十八條ノ二　保管葉煙草ノ保管證ヲ亡失シタル者其ノ保管葉煙草ノ交付ヲ請フトキ又ハ葉煙草ノ賣渡ヲ受ケタル者代金ノ延納ヲ請フ場合ニ於テ擔保トシテ提供スル金錢、有價證券

ハ提供者之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ專賣局又ハ專賣支局ニ提出スヘシ。

第三十九條　保管葉煙草ヲ輸出セムトスルトキハ其ノ輸出港ヲ指定シテ專賣局又ハ專賣支局ニ申出テ回送ノ請求ヲ爲スヘシ

前項ノ葉煙草輸出港ニ到達シタルトキハ葉煙草專賣法第十七條ノ費用ヲ納付シテ保管證ヲ差出シ葉煙草ノ交付ヲ受クヘシ

附　則

第四十條　本省令ハ明治三十四年四月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

第四十一條　明治三十年三月大藏省令第六號葉煙草專賣法施行細則ハ本省令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

（書式省略）

葉煙草專賣法及同施行細則は爾來改正を見ずして明治三十七年に至りしが、同年新に煙草專賣法發布せられ、製造專賣の實施せらるるに及び、特殊なる條項を除く外其の效力を失ふに至れり。

第三節　煙草專賣法の制定

第一款　煙草製造專賣制度の調査及立案

初め政府が葉煙草專賣法を制定するや、固より之を以て永久の制度と爲したるにあらず。蓋し專賣制度は製造販賣を併せて獨占するに非ざれば其の效果を全うするを得ずとは、當局者の夙に了知する所にして、既て明治二十一年第二回の稅則改正以來の方針は卽ち玆に在りたり。唯製造販賣の事たる、規模更に廣大にして資金亦巨額を要し、決して一朝夕を以て之を辨ずべからざるが故に、先づ姑く葉煙草の專賣を施行し、漸次準備の步を進め、然る後機會を見て之を斷行せんと欲したるものなり。而して葉煙草專賣施行後の實蹟は既に述べたるが如く、脫稅犯則の弊續出し、實收は豫算に及ばざること遠く、到底其の施行を持續するに足らざることを示したり。於是政府は早晩制度改革の已むなきを認め、明治三十三年四月大藏省に煙草專賣調査委員會を設け、先づ現行葉煙草專賣の利害得失竝に各國制度の調査研究を爲さしむることとしたり。

煙草專賣調査委員會は其の調査に關する細目を左の如く定めたり。

（一）財政上に及ぼせる效果

事業施行に所要の資本及資金

事業施行に所要の經費

益　金

資本資金との比較割合

經費と益金との比較割合

（二）經濟上に及ぼせる效果

內地生產消費の狀況

品質に及ぼせる效果

價格に及ぼせる效果

生產者仲買人製造人小賣人に及ぼせる效果

(三)　現行制度實施上の便否

犯則及其取締に關すること

收入率及賠償賣渡に關すること

右の內第一項は專賣法施行當年より累年の調査を要すること、第二項は施行前の狀況より調査を要すること

調査會は調査の結果、現行制度は永久の法となすに足らず、創定の本旨を完うせんとするには、制度を改造して煙草製造の一切を擧げて官營と爲さざるべからず、而して其の實施は必ずしも難事に非ずと爲し、明治三十三年九月十三日此の旨を大藏大臣に答申したり。同會に於て調査の上、大臣に提出したる製造制度施行要領の大略左の如し。

(一)　賠償の範圍及方法

製造專用の土地營造物は禁業不使用に依り減少したる價格、諸機械器具及未使用の消耗品は評價格、葉煙草は賣渡定價に相當する代金及之に對する三箇月分の利子及回送費を加算したる金額。

此の價格は各郡市に於ける專賣支局員、郡市參事會員より成る審査會に於て之を決定す。

但し葉煙草の賠償に關しては耕作人の葉煙草賠償の方法を準用するものとし、現製品は一切賠償せざるものとす。

(二)　施行の設備

東京に中央局を置き、地方に製造所收納所を置き、刻煙草七百七十萬貫、紙卷七十萬貫、洋風紙卷五十二萬五千貫を製造せしめ、特殊の外國製品は之を輸入す。

販賣の機關は官設卸賣所六百六十六所、小賣所六萬二百五十八所を置きて之に當らしむ。

其の他右に要する敷地建物職工員數製品種類は一定算出標準に基き之に適應せしむ。

(三)　施行の準備

大藏省に準備局を置き、實施四年半前より著手し、營業賠償建築其の他諸般の調査に從はしむ。

本計畫に依るときは、其の實施後に於ける收支計算は、調査著手當時の收入率二十割に依りて計算すれば、收入三千八百八十萬二千三百六十六圓、支出二千五百四十四萬八千九百五十三圓、差益一千三百三十五萬三千四百十三圓となり、答申當時の收入率二十二割八に依りて計算すれば、收入四千三百十九萬六千六百四十五圓、支出二千五百四十四萬八千九百五十三圓、差益一千七百七十六萬九十二圓となり、之を明治三十三年度豫算に於ける差益九百七十九萬餘圓と比較するに、前者は三百五十六萬圓餘、後者は七百九十五萬圓餘の增加を見る。而して其の創業費は三千五百八十三萬八千六百八十二圓なりとす。

調査の結果は以上の如くにして、其の實施は確に有望なりしと雖も、此の計畫に依れば製造より生ずる利益は、製造所建築竣工後卽ち準備著手より五年後に非ざれば實收するを得ざるが故に、此の期間政府の收入は甚しく缺陷を生ずべく、之れ到底財政上の許す處にあらざるを以て、其の實效を速ならしむる目的を以て更に左の如き別案を立てしめたり。

(一)　製造所建築に關すること

明治三十四年四月一日より建築事務局を開始し、建築に關する諸般の計畫を爲す。

製造所の建設は同年九月一日より著手して之を四期に分ち、三十九年三月三十一日に至り完成せしむ。

（二）煙草製造に關すること

製造は先づ洋風紙卷煙草より著手し、爾後製造所の竣工したる分より製造を開始し、三十六年度乃至三十九年度の四期を經、四十年四月に至り全國五十箇所の製造所皆完備し、全力を以て製造を爲すものとす。

而して右の如く製造專賣を四期に分ちて開始するとせば、年々の收入は固より同じきを得ず。卽ち實施初年の差益は七百七十三萬九千七百七十六圓にして、四十一年に至り初めて千九百二十萬四千百三十四圓を得べき計算なり。之を現行制度に於ける三十三年度豫算純益金九百七十九萬餘圓に比するときは、其の完成期卽ち四十一年度に於て九百四十一萬圓の增收となり、尙ほ前記第一案の七百九十五萬圓に比し、更に百四十六萬圓を增加するものなり（收入率二十割五を以て計算す）。

以上は第一回調査の成績なり。其の第一案は既に其の效果の實收を得ること遲き上に、創業費に三千五百八十餘萬圓の多額を要するあり、而も其の純益は現行制度に比して八百餘萬圓を增收するに過ぎず。又第二案は機關一時に整備せざるを以て、完成に至るまでの間は民業と竝存せざるべからず、其の間競爭其の他の弊害を生じ易く、兩案共に直に取りて實施すべからざるに似たり。然れども精密の調査を盡さば創業費は更に節約することを得べく、又經費の支出も方法に依りては幾分を減ずることを得べきを以て、結局政府は右案は大體に於て有益の制度にして精査を積むべき價値ありとなし、一方には其の調査を繼續せしむると共に、他方には現行葉煙草專賣法を改正して、尙ほ暫く其の施行に任せんとしたり（前節參照）。

其の後調査會に於て續行せる調査進行し、明治三十五年七月に至り更に二箇の方法を案出せり。第一案は、明治三十七年度より專賣收入を得るの目的に依り、設備の如きも可成各專賣支局の現在建物を利用することとし、作業工場に限り支局現在敷地の許す範圍內に於て應急的假建築をなして之を使用し、原料又は製品貯藏所は其の一部分を支局構內に假築し、其の不足分は民間の倉庫を借入れ工場の建築は後の計畫に讓らんとするものにして、其の製造量目は刻煙草千八十萬貫、口付紙卷煙草百二十萬貫、兩切紙卷煙草七十五萬貫、其の差金は二千三十九萬七千千十六圓なりとす。第二案は同じく三十七年四月より實施するものにして、上中品の葉組葉卷の作業に限り政府の直營とし、其の他は總て賃切に付することとし、其の差金は千八百九十九萬千八百四圓なり。然るに此の兩案は內容に於て互に長短あるを以て、調査會は之を折衷して更に第三案を作成したり。第三案に依れば、政府は明治三十七年度より煙草專賣を實施することと爲すも、製造場其の他の建築には三十六年四月より著手し、三十七年十月迄一年七箇月を要するものと豫定し、尙ほ諸器械の据付製造開始の準備等の爲め數箇月の期間を見積り、三十八年四月に入り始めて製造に著手するものなり。從て三十七年度に於ては、刻煙草は現在製造人の集團地と認むべき地方に就き直徑凡三里の圈を劃し、其の一區域內に於ける製造量目、距離の遠近、取締の難易、運搬の便否等を參酌して製造人を選定し、之をして全部賃切を爲さしむることとし、此の賃切の爲め政府に於て特に要する工場は、一箇年限り使用の目的を以て應急の建築を爲して充用すべく、口付及兩切紙卷煙草製造工場は民間に於ける現在の工場中、其の目

的に適すと認めらるるものを買收して之に充つることと爲す。但し刻煙草の製造工場は右の如く三十六年度より建築に著手し三十七年度に完成すべきに付、三十八年度より直接製造と爲し、漸次に賃切制は之を廢止し得るの見込なり。而して第三案に依る益金は三十七年度千八百五十五萬七千五百三圓、三十八年度千九百九十五萬八千二百九十二圓、三十九年度二千五萬四千三百圓なり。以上を調査會の第二回調査成績とす。

此の年十一月專賣局長仁尾惟茂は歐洲各國の煙草專賣制度の調査を了して歸朝したり。而して現行制度の改善を圖るには、結局伊・墺等の制度に倣ひ、製造專賣制度を採るの外なき旨を稟議したるを以て、玆に內議決定し、前記の計畫を以て、直に同年末開會の第十七回帝國議會に提案するの準備を爲したるが、同議會は會〻解散に遭ひし爲め遂に提案の機會を逸したり。

此の時に當り製造官營の內議は逸早く一般に周知せられ、物議は遽然として沸騰し、就中當業者の反對論熾烈を極めたり。是れ所謂煙草問題なりとす。此等の反對に抗して其の計畫を遂行せんと欲せば、政府は更に調査を精密にして時勢に適應せしめざるべからざるを以て、翌明治三十六年七月更に大藏省に煙草問題特別委員會を設置し、既に立案せし煙草專賣法案の修正竝に實施に關する事項を審議せしめたり。特別委員會は阪谷總務長官を委員長とし、水町參事官・橋本專賣局書記官を理事とし、松尾理財局長・自賀田主稅局長・仁尾專賣局長・長森官房長・妻木技師・若槻書記官・塚田參事官・佐々木專賣局技師を委員として組織せられ、同年八月四日を以て開會せられたり。爾來委員會は數回諸般の審議を盡したる末、同年九月二十一日其の報告書を提出せしが、此の報告は後の計畫の基礎を爲したるものなるを以て、左に其の全文を揭ぐべし。

『

第一●建築計畫

(一) 建築は自明治三十六年十二月至同三十七年七月八箇月間を諸準備及工事施工著手の時期とし、明治三十七年八月より工事に著手す。

(二) 工事を分ちて第一期・第二期及第三期とし、自三十七年八月至三十九年八月間を第一期とし刻煙草二百七十九萬貫の製造所を建築し、自三十七年十月至四十年三月間を第二期とし、刻煙草四百五十萬貫に對する製造所を建築し、自三十九年九月至四十二年三月間を第三期とし、刻煙草三百五十萬貫の製造所を建築し、口付煙草十五萬貫の製造所は自三十八年八月至四十二年三月間に建築し、砂掃場の本建築は自三十七年八月至三十九年三月間に、同假建物は自三十七年四月至九月間に建築す。

(三) 機械の据付は建築工事竣成後三箇月の時日を以て完成すべし。

(四) 製造所の建築は木造とす。

(五) 製造所內に暖房器を据付く。但し其据付を要する場所及經費は特別委員會に於て豫め決定する所に依る。

(六) 製造所事務所內の室數を減ずること左の如し。

(イ) 所長室・事務官技師室・事務室・技師室・應接室・會議室、五室を合併して二室とす。

(ロ) 小使室・湯沸所・坪數を以て宿直室を問に合はすこと。

(七) 製造所は其永久的なると否との區別に依り、構造に精粗の差等を設く。

(八) 建築費總額の豫算は七百十三萬八千八百七十二圓とす。

（九）前項の建築費は妻木技師の調査報告に對し、建坪の單價其他に於て削減を加へたるものにして、將來實施上建坪の單價に不足を生ずることあるも、妻木技師は其責に任せず。

第二　賠償計畫

（一）煙草專賣法發布の際に現在する煙草製造用の建物及其敷地及其製造場備付の煙草製造用の器具機械は、政府に於て之を徵收することを得。此場合には之に對して補償金を交付す。

（二）煙草製造業者竝煙草賣買業者の所有する葉煙草は政府之を徵收し、之に對し補償金を交付す。

（三）煙草製造專用の器具機械は政府之を徵收し、之に對し補償金を交付す。

煙草製造業者の現に使用する煙草製造專用の器具機械以外の煙草製造及裝置用器具機械は之が買上を政府に請求することを得。

（四）煙草製造業者の所有に係る煙草の製造及裝置に使用すべき物品は、之が買上を政府に請求することを得。但煙草製造專用の包裹及紙類は政府之を徵收し、之に對し補償金を交付す。

前項の物品は政府製造に於て必要なる一箇月分を以て最大限度とす。

（五）補償金の交付は徵收物の所有權者に對して之を爲し、其物の上に存する抵當權、質權、先取特權、留置權又は其他の權利の有無に關することなし。

（六）政府は煙草製造業者に對し、其煙草製造營業より生ずる所得金額の一箇年分に相當する金額を交付す。但煙草製造用の建物及其敷地を所有するものにして、其建物及敷地の全部の徵收又は買上を受けざる者に對しては、一箇年半分に相當する金額を交付す。

（七）前項の煙草製造業者は煙草專賣法發布の一箇年前より營業を繼續したる者に限る。

（八）第六項の所得金額は最近三箇年の所得の平均を以て之を定め、其營業繼續の年限三箇年に達せざる者は最近二箇年の平均に依り之を算定し、其二箇年に達せざる者は一箇年の所得高に依り之を算定す。

（九）煙草製造業者にして元賣捌人に指定せられたる者には第六項の交付金を交付せず。其政府の職工となることは第六項の交付金に何等の影響を及ぼさず。

（十）第六項の所得金額は所得稅法に依り決定したる所得金額に依る。但其金額二百圓未滿なるとき、又は所得稅法に依り決定したる所得金額なきときは、其所得金額は二百圓と看做す。所得稅法に依り決定したる所得金額中、煙草製造以外より生じたる所得を包含するときは、政府は所得金額決定の參考に供したる書類其他政府に於て確實なりと認むる書類に依り之を決定す。但如何なる場合に於ても其金額は所得稅法に依り決定したる所得金額に超過することを得ず。

煙草製造業者隱蔽の自首又は其追申に係る所得金額は第六項の所得金額に加へず。

所得金額は大藏大臣之を決定するも、其實際の決定は稅務署長之を爲す可し。稅務署長の調査に付きては專賣局も其材料を提供す可し。

（十一）第六項の交付金は煙草製造業者に限り、葉煙草仲買業者及製品賣買業者に及ぼすと雖も此等の營業者にして製造業を兼業とする者は製造業者を以て之を論ず。

（十二）煙草專賣法施行の爲め、煙草製造專用の工場として使用する建物の價格に減少を來したる

るものあるとき、其減少價格に相當する補償金を交付することを止め、第六項の但書を以て之に代へ、其旨趣を貫く。

（十三）第六項の交付金は其交付金額五十圓未滿の端數を除くの外、公債證書を以て之を交付す。

（十四）協議員及鑑定人の組織左の如し。

（イ）各專賣支局に協議委員を置き、補償及買上に關し協議の任に當らしむ。

（ロ）補償價格及買上價格に關し協議整はざるときは、鑑定人の意見を徵し政府之を決定す。

（ハ）前項の決定に對し不服ある者は十日以內に其申立を爲すことを得。此場合に於て政府は更に鑑定人の意見を徵し之を裁定す。

（ニ）協議員又は鑑定人に選定す可きものは凡そ左の如し。

協議員

一、葉煙草
- 一　專賣局高等官
- 二　專賣局技手
- 三　專賣局屬
- 四　準備局技師技手

二、器具器械
- 一　專賣局高等官
- 二　專賣局技手
- 三　專賣局屬
- 四　專賣局囑託員

三、消耗品
- 一　專賣局高等官
- 二　專賣局技手
- 三　專賣局屬
- 四　準備局技師技手

四、土地家屋
- 一　大藏省技師
- 二　大藏省技手
- 三　專賣局高等官及技手
- 四　準備局技師技手

（ホ）大藏省以外より囑託したる協議委員及鑑定人には相當手當及旅費を支給す。

（ヘ）鑑定人は三名以上とし、其內少くも其半數を官吏以外より選定するものとす。

（十五）徵收及買收費豫算及交付金豫算左の如し。

徵收及買收費　九百二十六萬二千六百五十三圓

交付金　三百五十萬圓

第三　製造計畫

（一）刻煙草は明治三十八年四月一日より專賣す。刻煙草製造數量は大凡一千八十萬貫に付、三十八年度に於ては其全部を貸切に付す。

三十九年度に於ては九十三萬貫を政府直接作業とし、九百八十七萬貫を貸切に付す。

四十年度に於ては六百十七萬二千五百貫を政府直接作業とし、四百六十二萬七千五百貫を賃切に付す。

四十一年度に於ては七百三十萬貫を政府直接作業とし、三百五十萬貫を賃切に付す。

四十二年度に於ては九百九十二萬五千貫を政府直接作業とし、八十七萬五千貫を賃切に付す。

四十三年度以降は全部直接作業とす。

（二）　巻煙草は三十七年七月一日より專賣す。

其內

（イ）　口付巻煙草製造數量は大凡百二十萬貫に付

三十七年度に於ては四十五萬貫を政府直接作業とし、四十五萬貫を賃巻に付す。

但三十萬貫（卽四月より六月迄三箇月間の推定量目）は民間製造とす。

自三十八年度至四十年度三箇年間は毎年六十萬貫を政府直接作業とし、六十萬貫を賃巻に付す。

四十一年度に於ては七十五萬貫を政府直接作業とし、四十五萬貫を賃巻に付す。

四十二年度に於ては百十萬貫を政府直接作業とし、十萬貫を賃巻に付す。

四十三年度以降は全部政府直接作業とす。

（ロ）　兩切巻煙草製造數量は大凡七十五萬貫に付

三十七年度に於ては五十六萬貫を政府直接作業とす。

但十九萬貫（卽四月より六月迄三箇月間の推定量目）は民間製造とす。

三十八年度以降は全部政府直接作業とす。

煙草製造計畫一覽表

科目＼年度	三十七年度	三十八年度	三十九年度	四十年度	四十一年度	四十二年度
刻煙草	一〇、〇〇〇、〇〇〇貫	一〇、四〇〇、〇〇〇貫	一〇、八〇〇、〇〇〇貫	一〇、八〇〇、〇〇〇貫	一〇、八〇〇、〇〇〇貫	一〇、八〇〇、〇〇〇貫
政府作業賃切	—	—	九、三〇〇、〇〇〇	六、一七三、五〇〇	七、三〇〇、〇〇〇	九、九二五、〇〇〇
民間製造	—	—	九、八七〇、〇〇〇	四、六二七、五〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	八七五、〇〇〇
口付煙草	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
政府作業巻	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
民間製造	四五〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
兩切煙草	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
政府作業巻	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇
賃巻	五五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇
民間製造	一九〇、〇〇〇	—	—	—	—	—

第四　輸出計畫

（一）　政府事業としては煙草の輸出事業を營むも充分成功の望なし。故に直輸出をなす設備をなさず。

（二）　民間より輸出向の製造を注文する者あらば、出來得る限り其注文に適する樣製造し、又出來得る限りの便利を與ふべし。

（三）原計畫中兩切卷煙草の製造量目六十五萬貫に更に十萬貫を增加し、其場所は口付に充てたるものの內にて充用す。

（四）第三項の結果、當分口付の分中賃卷に出す可きもの凡そ二十五萬貫を增加するものとす。

（五）民間に於て輸出向煙草を製造せんとする者に對しては、煙草特別保稅倉庫法に依り之を保護す。

（六）煙草特別保稅倉庫設置のことは之を立法するも、製造者の所有する機械の徵收は之を見合はすことなし。

（七）特別保稅倉庫を設置し、製造を開始する迄の間輸出を希望する者あらば專賣局に申出でしめ、專賣局は第三項に依り製造したる兩切卷煙草十萬貫を以て之に應ずるものとす。

（八）輸出の爲葉煙草の賣渡しを請求するものあるときは、政府は特に定めたる價格を以て之を賣渡すことを得。

第五　賣捌計畫

（一）賣捌機關として元賣捌所及小賣人を設定す。

（二）元賣捌所は官設及民設とす。

（三）民設元賣捌所の設定は競爭入札の方法に依る。但初年に在りては在來の煙草營業者をして左の列記順位に依り競爭せしめ、落札者に對し一定の年數を限りて之を許可す。

（イ）一箇年に若干貫以上を製造するの煙草製造業者、一箇年に若干貫以上を賣買する葉煙草仲買業者、又は一箇年の所得金額若干以上の製品賣買業者。但煙草專賣法發布前一箇年以上其營業を繼續したる者に限る。

（ロ）前號に洩れたる煙草製造業者・葉煙草仲買業者又は製品賣買業者。但煙草專賣法發布前一箇年以上其營業を繼續したる者に限る。

（ハ）營業繼續の年限煙草專賣法發布前一箇年未滿の煙草製造業者・葉煙草仲買業者又は製品賣買業者。

（ニ）前三號に該當せざる一般人民。

（四）專賣法施行の際は、煙草專賣法發布前一箇年以上引續き營業せる製品小賣業者、及元賣捌人に指定せられざる製造煙草仲買業者、又は明治三十六年十二月三十一日に現在したる葉煙草賣買業者、及煙草製造業者にして元賣捌人に指定せられざる者は、其希望に依り小賣人に指定す。

（五）元賣捌人と小賣人との取引上の關係は當事者の自由契約に依る。

（六）元賣捌人の代金納付は現金を以てす。但第一回の場合には保證金に依ることを得。

（七）元賣捌人が政府製造所より煙草を引取る可き時日は交互に之を豫定し、其間に混雜を生ずることなからしむ。

（八）小賣人は消費者以外の者に煙草を販賣することを得ず。

（九）小賣人は元賣捌所以外より煙草を購入することを得ず。

第六　運搬計畫

（一）政府製造所より元賣捌所に至るまでの運賃は政府之を負擔す。

（二）元賣捌所より小賣人に至るまでの運賃は、當事者の契約に依りて其負擔者を定む。

(三) 元賣捌人が小賣人に煙草を配達するの義務の有無は、元賣捌人と小賣人との契約に依りて之を定む。

(四) 元賣捌人及小賣人をして消費者に對し煙草の供給を缺乏せしめざらしむる樣、政府之が監督を爲すべし。

第七　輸入計畫

(一) 政府は製造原料として外國產葉煙草を使用する爲め、概ね左の方法を以て之が輸入を爲す。

(イ) 政府の官吏をして之が買入を爲さしむること。

(ロ) 競爭入札に付すること。

(ハ) 斯業に經驗信用ある者に特命し輸入を取扱はしむること。

(二) 政府製造所に於て當初より各種の煙草を製造するは困難なるに依り、當分葉卷煙草又は土耳其紙卷の如きは、葉煙草の輸入と同一方法に依り之を輸入し、相當價格を以て之を賣渡さんとす。

(三) 外國製品の輸入は政府の外絕對に之が輸入を禁止すれども、消費者の健康上若は習慣上缺くべからざる者に對して、其自用に供する製造煙草は相當の數量に限り一定の關稅を徵收し之が輸入を許容す。

(四) 特別保稅倉庫が設置せられたる場合に於て、其製造原料として輸入するものに付きては輸入を以て之を論せず。

第八　原料供給計畫

(一) 刻煙草及口付卷煙草は內地耕作を以て其原料を供給す。

(二) 兩切卷煙草は亞米利加より葉煙草を輸入し其原料を供給す。但漸次內地耕作に依りて其供給を爲すに至らしむる計畫なり。

第九　創業費及收入計畫　附資金計畫

(一) 煙草製造專賣創設準備費左の如し。

		圓
創業事務費		一、〇九八、二〇六
作業準備費		二五二、三二七
煙草製造所建設費		二三、九三〇、八九一
內	建築費	七、一三八、八七二
	徵收及買收費	九、二六二、六五三
	器械其他設備費	二、九五九、〇〇〇
	交付金	三、五〇〇、〇〇〇
	共通費	一、〇七〇、三六六
合計		二五、二八一、四二四

(二) 煙草專賣作業の收入左の如し。

			圓
三十七年度	歲入		三一、三七五、三五四
	歲出		一三、六八三、八七〇
	益金		一七、六九一、四八四
三十八年度	歲入		四五、九九九、五九八
	歲出		二六、三八〇、八〇二
	益金		一九、六一八、七九六
三十九年度	歲入		四六、二六五、〇一九
	歲出		二六、三八九、九一三
	益金		一九、八七五、一〇六
四十年度	歲入		四七、七六一、二一九
	歲出		二六、一九一、三五二
	益金		二一、五六九、八六七
四十一年度	歲入		四八、二一四、一五一
	歲出		二六、〇五五、三九六
	益金		二二、一五八、七五五
四十二年度	歲入		四九、二六九、三二六
	歲出		二五、九八六、三〇一
	益金		二三、二八三、〇二五

四十三年度	歲入	四九、六〇六、四八一円
	歲出	二五、八五六、〇三六
	益金	二三、七五〇、四四五

(三)　專賣作業持越物品價格及所要運轉資本左の如し。

三十七年度		
持越物品價格		四、七五二、八〇二円
內	葉煙草	四、三五二、八〇二
	備品	四〇〇、〇〇〇
運轉資本		六、〇〇〇、〇〇〇
內	物品價格	四、七五二、八〇二
	現金	一、二四七、一九八
三十八年度		
持越物品價格		六、三二七、八〇二
內	葉煙草	五、四九九、五五二
	製造煙草	四二八、二五〇
	備品	四〇〇、〇〇〇
運轉資本		八、〇〇〇、〇〇〇円
內	物品價格	六、三二七、八〇二
	現金	一、六七二、一九八
三十九年度		
持越物品價格		六、三二七、八〇二
內	葉煙草	五、四九九、五五二
	製造煙草	四二八、二五〇
	備品	四〇〇、〇〇〇
運轉資本		八、〇〇〇、〇〇〇
內	物品價格	六、三二七、八〇二
	現金	一、六七二、一九八

(四)　煙草專賣作業は特別會計とす。

第十　製造所元賣捌所小賣所及耕作倉庫設置の場所

(一)　煙草製造所設置地名

(イ)　剉煙草製造所設置地名

(ロ)　口付煙草製造所設置地名

東京甲	一、〇〇〇、〇〇〇貫	四〇〇、〇〇〇貫
仙臺	三六〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
名古屋	三三〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
大阪甲	六〇〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇
岡山	三五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
鹿兒島	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
計	二、七九〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇
水戸	二五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
高崎	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
須賀川	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
郡山	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
新潟	二五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
長岡	二五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
柴野	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
岐阜	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
金澤	四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
府中	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
廣島	五〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
松山	三五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
岡	三六〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
鹿兒島	四〇〇、〇〇〇貫	二八〇、〇〇〇貫
臼杵	二〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
計	四、五一〇、〇〇〇	三、一五〇、〇〇〇
東京乙	三〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
都宮	三〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
東根	二〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
小出	一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
松本	二〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
豐橋	二〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
彥根	二五〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇
四日市	二〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
大阪乙	六〇〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇
姬路	四〇〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇
下ノ關	一五〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
米子	二〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
德島	二五〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇
竹田	一五〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
計	三、五〇〇、〇〇〇	二、四五〇、〇〇〇
合計	一〇、八〇〇、〇〇〇	七、五六〇、〇〇〇

東　京	七五〇、〇〇〇貫	熊　本	一五〇、〇〇〇貫
大　阪	三〇〇、〇〇〇		

（ハ）兩切煙草製造所設置地名

京　都	七五〇、〇〇〇貫

（二）民設元賣捌所設置總數　　六百四十六箇所

內　譯

東京市は每區一人	一五人	外各市一人宛	四七人
大阪市は每區一人	四	郡役所々在地每に一人	五四一
京都市は每區一人	二	區役所々在地每に一人	五
橫濱市二人	二	島廳所在地每に一人	八
神戶市二人	二	北海道支廳所在地每に一人	一八
名古屋市二人	二		

（備考）右は大體の標準なるを以て實際に於ては多少の增減あるべし。

（三）官設元賣捌所設置地名

群馬縣	沼田	和歌山縣	新宮	鹿兒島縣	大口
秋田縣	扇田	京都府	龜岡	富山縣	城端
神奈川縣	橫濱	同	曾我井	同	上市

岐阜縣	御嵩	兵庫縣	八鹿	和歌山縣	松原
同	高須	新潟縣	安塚	兵庫縣	市村
福井縣	西津	長野縣	飯田	岡山縣	津山
富山縣	小泉	鳥取縣	郡家	山口縣	太田
山形縣	鶴岡	高知縣	後免	宮崎縣	都ノ城
新潟縣	十日市	長崎縣	長崎	鹿兒島縣	志布志
和歌山縣	田邊	大分縣	四日市		

（四）小賣捌所

（イ）原案に於ては、小賣捌所一箇所の地積二・四平方哩の割合にて全國に六〇、二五八箇所を設置する積なりしも、右にては需用者に對する便利上不足を感ずる嫌なきに非ざるを以て、其數を倍加することを至當と認む。

（ロ）煙草專賣法施行の際は、從來の營業者をして其の營業を失ふの不利益を免れしめんが爲め、煙草專賣法發布の日に於て製造煙草の小賣を業としたる者、及元賣捌人に指定せられざる葉煙草仲買業者及製品賣買業者にして小賣人たることを希望する者は、悉く小賣人に指定すと雖も、漸次整理して第一項の數に減ずる方針なり。

（五）收納所

收納所は耕地整理の曉には多少其の數を減ずる見込なり。

第十一　業務組織

（甲）準備事務組織

（一）煙草專賣法實施の爲め必要なる準備事務を處理する爲め、常時事務機關と區別し準備部を設置す。

（二）準備部に部長を置き、其の下に副部長を置く。準備部長には總務長官を以て之に充て、副部長には專賣局長を以て之に充つ。

（三）準備部に書記官三人及技師十一人（製造四人、建築六人、機械一人）を置く。

（四）準備部の事務を分ちて第一徵收買收交付金、第二建築、第三創業準備、第四庶務の四課となし、各主任を置く。

（五）準備部の事務を處理する爲め地方に事務官を置き、專賣支局長を以て之に充つ。

（六）準備部と專賣支局とは官制及豫算を異にす。

（七）準備部は場合に依り地方に出張所を設く。其設けたる場合には專賣支局を以て之に充つ。

（八）準備部の事務を處理する爲め專賣支局に增員せしめざる爲め、準備部に全國共通の官吏を置き、全國各地方に派出す。但其派出は出張となし又は在勤となす。

（九）準備事務を處理する爲め三十六年度中に大凡左の增員を要す。

建築　技師一人、技手十五人、屬官五人、雇員二十人
製造　技師二人、技手十人
行政　高等官二人、屬二十人

右增員に要する經費にして他に支出の途なきときは、前年度豫算の差額を以て之を支辨すべく、追加豫算に依ることを要せず。

（乙）常時事務組織

（一）中央局組織左の如し。

（イ）中央局に局長を置き、煙草專賣の事務を統轄し、地方機關全體に亙る指揮及其各箇に對する監督を爲す。

（ロ）中央局の事務を分ちて行政及技術とし、行政の事務は書記官之を擔任し、技術の事務は技師之を擔任す。但庶務細則に依り書記官も技術に關する事務を執ることあるべし。

（ハ）書記官及技師は補助の官吏にして職權を有せず。局長を以て中央局唯一の責任者とす。

（ニ）準備部存續中は專賣局經常の建築事務は其部の所轄とし、準備部閉鎖の後は相當機關を設置す。

（ホ）中央局定員配置左の如し。

局長	一人
書記官專任	三人
技師專任	十人
屬專任	若干人
技手專任	若干人

（二）地方機關の組織左の如し。

（イ）各收納所に所長一人を置き、其下に技術官若干人、庶務の者若干人及檢查監督の者若干人

を置く。

出張所多き收納所には特に事務官を置く。其數は全國通じて九人とす。

（ロ）各製造所に所長一人を置き、其下に技術者若干人、庶務の者若干人及檢査監督の者若干人を置く。

賃卷賃切時代に限り製造所に事務官を置く。其數は全國にて二十七人とす。

（ハ）官設元賣捌所は特別の機關とし、製造所長之を司管す。

（ニ）收納所及製造所に於ける責任者は所長一人とす。

（ホ）耕作の檢査々定に付きては總べて官吏を用ふ。但助手としては雇員を使用す。

（ヘ）製造の檢査監督は略耕作の場合に同じ。其檢査官吏の三分の一は從來の官吏より、三分の二は從來の煙草營業者より採用する見込なり。

（ト）製造所に於て使役する職工中、職工長、組長等は現在の營業者より採用し、技術員の名を付して之に特別の利益を與へ、又官制以外として特別の給與規則を制定し、恩給、養老金、日給等に關して之に名譽を與へ、以て其勞力の效驗をして大ならしめんことを期す。

（チ）煙草賣捌の監督は專賣局の主管に屬す。

第十二　法令の調査

特別委員會に於て修正を加へたる煙草專賣法案は左の如し。

煙草專賣法案

第一條　煙草ノ製造ハ政府ニ專屬ス

第二條　煙草ハ政府及政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス

第三條　煙草ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ耕作スルコトヲ得ス

第四條　煙草耕作者ノ收穫シタル葉煙草ハ政府之ヲ收納ス

第五條　煙草ノ耕作區域ハ政府之ヲ定ム

第六條　政府ハ每年耕作スヘキ煙草ノ種類、耕作反別及葉煙草ノ賠償價格ヲ定メ豫メ之ヲ公示ス

第七條　煙草ヲ耕作セムトスル者ハ每年煙草苗床ノ位置及坪數、煙草耕作地ノ位置及反別、煙草ノ種類、本數、乾燥場及藏置場ヲ定メ政府ニ申請シ許可ヲ受クヘシ其之ヲ變更シ又ハ耕作ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第八條　煙草ノ耕作ヲ承繼セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クヘシ前項ニ依リ耕作ヲ承繼シタル者ハ煙草耕作ニ關シ前耕作者ノ負擔シタル義務ヲ承繼スルモノトス

第九條　煙草耕作者ニ非サレハ煙草苗ヲ育成スルコトヲ得ス

煙草苗ノ讓渡及讓受ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ政府ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第十條　煙草耕作者ハ政府ノ定ムル方法及手續ニ依リ其耕作ヲ完成スル義務ヲ負フ

第十一條　政府ハ收穫前ニ於テ葉煙草ノ收穫量目又ハ葉數ヲ査定ス

前項査定ノ場合ニ於テハ煙草耕作者ハ之ニ立會フヘシ若立會ハサルトキハ其ノ査定ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十二條　煙草耕作者前條ノ量目又ハ葉數ノ査定ニ不服ナルトキハ即時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徴シ政府之ヲ決定ス

異議申立人ノ主張ニ係ル葉煙草ノ量目又ハ葉數ト前項決定額トノ差カ前條ノ査定額ト前項決定額トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ異議申立人ノ負擔トス

第十三條　煙草耕作者ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非サレハ第十二條ノ査定前ニ於テ葉煙草ヲ採取シ又ハ幹根ヲ拔除スルコトヲ得ス第十三條ニ依リ異議ノ申立ヲ爲シタル者其決定前ニ於テモ亦同シ

第十四條　煙草耕作者一番葉ノ收穫ヲ終リタルトキハ直ニ其幹根ヲ拔除シ其幹ニ附著スル葉煙草ハ之ヲ廢棄スヘシ

種子ノ採取又ハ二番葉ノ收穫ヲ爲サムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ採取又ハ收穫ヲ終リタルトキハ第一項ノ處置ヲ爲スヘシ

第十五條　煙草耕作者ノ收穫シタル葉煙草ハ乾燥調理ノ後政府ニ納付スヘシ

納付ノ期日及場所ハ政府之ヲ定ム

第十六條　煙草耕作者ノ納付シタル葉煙草ハ鑑定人ヲシテ鑑定セシメ其ノ等級ニ依リ賠償金ヲ交付ス

煙草耕作者前項ノ鑑定ニ不服ナルトキハ再鑑定ヲ求ムルコトヲ得但賠償金ノ請求ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

再鑑定申立人ノ主張ニ係ル葉煙草ノ等級ト再鑑定等級トノ差カ第一項ノ鑑定等級ト再鑑定等級トノ差ヨリ大ナルトキハ再鑑定ニ關スル費用ハ其ノ申立人ノ負擔トス

再鑑定ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條　煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ査定若ハ決定シタル量目又ハ葉數以上ノ葉煙草ヲ納付セサルトキハ政府ハ其ノ不足額ニ對シ第十九條第二項ノ規定ニ準シテ算定シタル金額ノ三倍以下ヲ納付セシムルコトヲ得

第十八條　煙草耕作者私ニ耕作反別ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シタルトキハ政府ハ其ノ減作地又ハ廢作地ニ生產スヘキ葉煙草ノ價格ニ相當スル金額ヲ納付セシムルコトヲ得

前項葉煙草ノ價格ハ其年ニ於ケル近傍類似煙草耕作地ノ葉煙草生產額及之ニ對スル賠償金額ヲ標準トシ之ヲ算定ス

第十九條　煙草耕作者其耕作反別ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シタル場合ニ於テ其耕作ヲ繼續スル者ナキトキハ政府ハ其現存スル煙草又ハ煙草苗ヲ廢棄セシムルコトヲ得

第二十條　煙草耕作者ノ葉煙草ハ其耕作地、乾燥場、藏置場又ハ其收納官署ノ外他ニ之ヲ運送スルコトヲ得ス

政府ハ必要ト認ムルトキハ葉煙草運送ノ通路及時間ヲ指定スルコトヲ得

第二十一條　公共團體又ハ私人ニ於テ試作場ヲ特設シ煙草ノ試作ヲ爲サムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ試作ニ關シテハ第四條第七條第九條第十五條第十六條第一項及第十九條ノ規定ヲ準用ス但試作ノ廢止ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條　製造煙草ハ政府又ハ政府ノ指定シタル煙草賣捌人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

煙草賣捌人及煙草ノ販賣ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條　煙草賣捌人ハ政府ノ定メタル價格ヲ以テスルニ非サレハ製造煙草ヲ消費者ニ販賣スルコトヲ得ス

第二十四條　煙草賣捌人ハ製造煙草ノ包裹ヲ開披シ若ハ之ヲ改裝シ又ハ包裹ノ破損シタル製造煙草ヲ販賣スルコトヲ得ス

第二十五條　輸出ノ爲メ葉煙草又ハ製造煙草ノ賣渡ヲ請求スル者アルトキハ政府ハ特ニ定メタル價格ヲ以テ之ヲ賣渡スコトヲ得

輸出ニ供スル煙草ヲ製造セムトスル者ノ爲メ政府ハ一定ノ地域ニ於テ煙草自由倉庫ヲ設置シ又ハ其設置ヲ特許スルコトヲ得

煙草自由倉庫及其特許ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條　前條ニ依リ輸出ノ爲メ葉煙草又ハ製造煙草ヲ買受ケタル者ハ政府ノ指定シタル期間內ニ輸出免狀ニ外國仕向港ニ陸揚ヲ爲シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添ヘ政府ニ差出ス

ヘシ

正當ノ事由ナクシテ前項ノ免狀及書類ヲ差出ササルトキハ政府ハ葉煙草ニ付テハ第二十九條製造煙草ニ付テハ第三十條ノ規定ニ依リ相當金額ヲ納付セシム

第二十七條　輸出ノ爲メ政府ヨリ買受ケタル葉煙草又ハ製造煙草ノ輸出ヲ廢止シタルトキ又ハ買受ノ日ヨリ一箇年ヲ過キ之ヲ輸出セサルトキハ其使用ニ適スルモノニ限リ政府之ヲ收納シ其他ハ之ヲ廢棄セシム

前項ノ收納ヲ爲ストキハ鑑定人ヲシテ鑑定セシメ賠償金ヲ交付ス但其賠償金ハ第二十六條ニ依ル賣渡價格ニ超過スルコトヲ得ス

第二十九條　本法ノ規定ニ依リ輸出シ廢棄シ及收納セラレタル葉煙草並現在葉煙草ノ總量目カ政府ヨリ買受ケタル葉煙草ノ總量目ニ比シ正當ノ事由ナクシテ不足シタルトキハ政府ハ輸出者ヲシテ其不足額ニ對シ第二十五條ノ賣渡價格ニ相當スル金額ノ四倍以下ヲ納付セシムル

第三十條　本法ノ規定ニ依リ輸出シ廢棄シ及收納セラレタル製造煙草並現在製造煙草ノ總量目カ政府ヨリ買受ケタル製造煙草ノ總量目ニ比シ正當ノ事由ナクシテ不足シタルトキハ政府ハ輸出者ヲシテ其不足額ニ對シ第二十五條ノ賣渡價格ト第二十五條ノ賣渡價格トノ差額

ニ相當スル金額ノ二倍以下ヲ納付セシムル

第三十一條　政府ハ標本ニ供スルモノニ限リ葉煙草ヲ交付シ又ハ煙草ノ輸入ヲ許可スルコトヲ得

標本ニ供スル煙草ハ政府ノ許可ヲ受ケ標本トシテ他ニ讓渡讓受ケ又ハ試驗ノ用ニ供シ又ハ廣業スルノ外之ヲ處分スルコトヲ得ス

第三十二條　健康上若ハ習慣上缺クヘカラサル製造煙草ハ自用ニ供スルモノニ限リ自用者ニ於テ政府ノ許可ヲ受ケ之ヲ輸入スルコトヲ得

第三十三條　輸出ノ爲メ買受ケタル煙草ハ政府ノ許可ヲ受ケタル場所ニ非サレハ之ヲ藏置スルコトヲ得ス

第三十四條　何人ト雖モ本法ニ於テ認メタル場合ノ外政府ノ證票ヲ附セサル製造煙草ヲ所持シ又ハ讓渡讓受クルコトヲ得ス

第三十五條　何人ト雖モ營業ノ目的ヲ以テ煙草ニ代用スヘキ物品ヲ製造シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

第三十六條　煙草製造專用ノ器具機械及紙類ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ製作シ販賣シ又ハ藏置スルコトヲ得ス

第三十七條　煙草耕作者、試作者又ハ煙草製造專用ノ器具機械及紙類ノ製作者若ハ販賣者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ耕作、試作又ハ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三十八條　政府ハ煙草ノ苗床、耕作地、試作地、乾燥場、藏置場又ハ煙草苗、煙草若ハ煙草製造器具機械ノ所在ト認ムル場所又ハ煙草苗、煙草若ハ煙草製造器具機械ヲ檢査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

當該官吏ハ前項ノ檢査ニ際シ必要ト認ムルトキハ關係人ヲシテ之ニ立會ハシムルコトヲ得

第三十九條　行政執行ノ手續ニ依リ費用ヲ納付セシムル場合ニ於テ義務者ニ交付スヘキ金額ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第四十條　本法ニ依リ納付セシムヘキ金額ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用スルアルトキハ之ヲ差引スルコトヲ得

第四十一條　第三條又ハ第九條第一項ニ違反シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草又ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス許可ヲ受ケスシテ試作ヲ爲シタル者亦同シ

第四十二條　煙草耕作者許可ヲ受ケサル土地ニ煙草ヲ耕作シ若ハ煙草苗ヲ育成シ又ハ許可ヲ受ケサル種類ノ煙草ヲ耕作シ又ハ許可ヲ受ケスシテ煙草苗ヲ讓渡シ若ハ讓受ケタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草又ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス

第四十三條　煙草耕作者許可ヲ受ケサル場所ニ葉煙草ヲ乾燥シ又ハ藏置シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

情ヲ知リテ前項ノ場所ヲ供與シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十四條　第十三條ニ違反シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第四十五條　天災其他避クヘカラサル事變ニ依ルニ非スシテ第二十條第一項ニ違反シ又ハ政府ノ指定シタル通路若ハ時間ニ依ラスシテ葉煙草ヲ運送シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第四十六條　第十四條及第十九條ニ依リ葉煙草ヲ廢棄スヘキ者其葉煙草ヲ收穫シ又ハ種子ヲ採取シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル葉煙草又ハ種子ハ之ヲ沒收ス

第四十七條　煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル納付期日ニ葉煙草ヲ納付セサルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條　政府ニ納付スヘキ葉煙草ヲ他ニ讓渡シ又ハ消費シ又ハ隱蔽シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス之ヲ讓受ケタル者亦同シ

第四十九條　煙草賣捌人ニ非スシテ製造煙草ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル製造煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十條　煙草賣捌人第二十三條又ハ第二十四條ニ違反シタルトキハ五圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十一條　第二十七條ニ違反シタル者ハ三十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス之ヲ讓受ケタル者亦同シ

第五十二條　第三十一條第二項ニ違反シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス其煙草ヲ

讓受ケタル者亦同シ

第五十三條　第三十二條ニ依リ輸入シタル煙草ヲ他ニ讓渡シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十四條　第三十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス情ヲ知リテ藏置ノ場所ヲ供與シタル者亦同シ

第五十五條　許可ヲ受ケタル者ノ耕作若ハ試作シタル葉煙草又ハ煙草耕作者、試作者ニ非サル者ノ育成シタル煙草苗又ハ權利者ノ不明ナル葉煙草若ハ煙草苗ヲ所持スル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル葉煙草若ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス

第五十六條　煙草賣捌人第三十四條ニ違反シタルトキハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル製造煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十七條　煙草賣捌人以外ノ者情ヲ知リテ第三十四條ニ違反シタルトキハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル製造煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十八條　私ニ煙草ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタルトキハ其犯罪ニ係ル製造煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十九條　第三十五條ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル物品及製造器具機械及紙類ハ之ヲ沒收ス

第六十條　第三十六條ニ違反シタル者又ハ權利者不明ノ煙草製造專用ノ器具機械及紙類ヲ所

持シタル者ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル煙草製造專用ノ器具機械及紙類ハ之ヲ沒收ス

第六十一條　本法ニ依リ沒收スヘキ物件ニシテ他ニ讓渡シ又ハ之ヲ消費シタルトキハ其價額ニ相當スル金額ヲ追徵ス

第六十二條　當該官吏ノ尋問ニ對シ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第六十三條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ不論罪、減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用キス但刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此限リニアラス

第六十四條　煙草耕作者、試作者、煙草賣捌人、煙草製造專用ノ器具機械及紙類ノ製作者若ハ販賣者又ハ煙草輸出者ハ其代理人、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第六十五條　法人ニシテ本法ニ違反シタルトキハ明治三十三年法律第五十二號ヲ準用ス

第六十六條　間接國稅犯則者處分法ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ違反事件ニ準用ス但同法ニ定メタル職務ヲ行フ官吏ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

第六十七條　本法ハ明治三十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但第七十二條ハ本法發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際ニ於ケル煙草製造業者ハ明治三十八年三月三十一日迄刻煙草ノ製造ニ限リ其營業ヲ繼續スルコトヲ得

前項刻煙草ノ製造及其原料ニ供スル葉煙草ノ賣買ニ關シテハ明治三十八年三月三十一日迄本法ノ規定ヲ適用セス仍ホ明治二十九年法律第三十五號葉煙草專賣法ヲ適用ス

第六十八條　本法施行ノ際ニ於ケル葉煙草耕作者ハ本法ニ依ル煙草耕作者ト看做ス

第六十九條　左記物件ハ政府之ヲ徵收シ之ニ對シ補償金ヲ交付ス

一　明治三十七年五月三十一日ニ現在スル刻煙草製造專用ノ器具機械、包裹及紙類但刻煙草製造專用ノモノヲ除ク

二　明治三十八年三月三十一日ニ現在スル刻煙草製造專用ノ器具機械、包裹及紙類

三　明治三十八年三月三十一日ニ現在スル煙草製造業者竝葉煙草賣買業者ノ所有スル葉煙草

第七十條　本法施行ノ際政府ノ保管ニ係ル輸出葉煙草ニ關シテハ本法施行後ト雖モ仍ホ明治二十九年法律第三十五號葉煙草專賣法ヲ適用ス

第七十一條　明治三十七年五月三十一日ニ現在スル刻煙草以外ノ煙草製造業者ノ所有ニ係ル葉煙草ハ明治三十七年六月三十日迄ニ刻煙草製造業者若ハ葉煙草賣買業者ニ讓渡シ又ハ之カ買上ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

第七十二條　本法發布ノ際ニ現在スル煙草製造用ノ建物及其敷地及其製造場備付ノ煙草製造

用ノ器具機械ハ政府ニ於テ之ヲ徴收スルコトヲ得此場合ニ於テハ之ニ對シ補償金ヲ交付ス」政府ハ本法發布ノ後煙草製造業者ノ營業場ニ就キ徴收スヘキ物件ヲ調査シ徴收目錄ヲ調成ス

徴收目錄ハ本法發布後六十日以内ニ之ヲ所有主ニ告知ス

前項ノ告知後ハ所有主ハ政府ノ承認ヲ受クルニ非サレハ徴收目錄ニ記載シタル物件ヲ處分スルコトヲ得ス

徴收目錄ニ記載シタル物件ハ明治三十七年六月一日ニ徴收セラレタルモノト看做ス

第七十三條　煙草製造業者ノ所有ニ係ル煙草ノ製造及裝置ニ使用スヘキ物品竝其現ニ使用スル煙草製造及裝置用器具機械ニシテ第七十條ノ規定ニ該當セサルモノハ之カ買上ヲ政府ニ請求スルコトヲ得但刻煙草以外ノ煙草製造業者ニ在テハ明治三十七年五月三十一日ニ現在スル者ニ限リ刻煙草製造業者ニ在テハ明治三十八年三月三十一日ニ現在スル者ニ限ル

前項ニ依リ買上ヲ請求シ得ヘキ物品ノ種類、數量竝器具機械ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條　政府ハ煙草製造業者ニ對シ其請求ニ依リ其煙草製造營業ヨリ生スル所得金額ノ一箇年分ニ相當スル金額ヲ交付ス但第七十三條ニ依リ煙草製造用ノ建物及其敷地ノ徴收ヲ受ケサル者ニ對シテハ尚其金額ノ五割ヲ增給ス

煙草製造業者ニシテ煙草元賣捌人ニ指定セラレタル者ニ對シテハ前項ノ規定ヲ適用セス

第一項ノ所得金額ハ明治三十四年ヨリ明治三十六年ニ至ル三箇年間所得ノ平均高ニ依リ之ヲ算定シ明治三十四年二月以後ニ其營業ヲ開始シタル者ハ明治三十五年ヨリ明治三十六年ニ至ル二箇年間所得ノ平均高ニ依リ明治三十五年二月以後ニ其營業ヲ開始シタル者ハ明治三十六年ノ所得高ニ依リ之ヲ算定ス

第一項ニ煙草製造業トアルハ刻煙草以外ノ煙草製造業者ニ在テハ明治三十六年一月末日以前ヨリ明治三十七年五月末日ニ至ル迄刻煙草製造業者ニ在テハ明治三十六年一月末日以前ヨリ明治三十八年三月末日ニ至ル迄其營業ヲ繼續シタル者ニ限ル

第七十五條　第七十四條第一項ノ所得金額ハ所得稅法ニ依リ決定シタル所得金額ニ依ル所得稅法ニ依リ決定シタル所得金額中煙草製造營業以外ヨリ生シタル所得ヲ包含スルトキハ政府ハ所得金額決定ノ參考ニ供シタル書類其他政府ニ於テ確實ナリト認ムル書類ニ依リ之ヲ決定ス但其金額ハ所得稅法ニ依リ決定シタル所得金額ニ超過スルコトヲ得ス

所得稅ヲ課セラレサル煙草製造業者ニ係ル第七十四條第一項ノ所得金額ハ二百圓ト看做ス」明治三十六年十月以後ノ所得ノ追加申告及所得稅法第四十六條ノ自首ニ係ル所得金額ハ第七十四條第一項ノ所得金額中ニ加ヘス

第七十六條　第六十九條、第七十二條ノ補償價格及第七十一條、第七十三條ノ買上價格ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議整ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徴シ政府之ヲ決定ス

前項ノ決定ニ對シ不服アル者ハ十日以内ニ其申立ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テ政府ハ更ニ鑑定人ノ意見ヲ徴シ之ヲ裁定ス

鑑定人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十七條　第六十九條第一號ノ物件ヲ所有スル者ハ明治三十七年六月五日迄ニ又同條第二

號ノ物件ヲ所有スル者ハ明治三十八年四月五日迄ニ其種類數量ヲ政府ニ申告スヘシ此期限ヲ過キ申告ヲ爲ササルトキハ其物件ノ藏置ニ關シテハ第三十六條及第六十條ヲ適用ス

前項ニ依リ申告ヲ爲シタル物件ノ藏置ニ關シテハ之カ徵收ヲ終ル迄第三十六條ヲ適用セス

第七十八條　第六十九條第三號ノ物件ヲ所有スル者ハ明治三十八年四月五日迄ニ其種類數量ヲ政府ニ申告スヘシ此期限ヲ過キ申告ヲ爲ササルトキハ其物件ノ藏置ニ關シテハ第五十五條ノ例ニ依リ處分ス

第七十九條　第七十三條ニ依ル物件買上ノ請求ハ刻煙草以外ノ煙草製造業者ニ在テハ明治三十七年六月五日迄ニ又刻煙草製造業者ニ在テハ明治三十八年四月五日迄ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第八十條　第七十四條ニ依ル交付金ノ請求ハ刻煙草以外ノ煙草製造業者ニ在テハ明治三十七年八月三十一日迄ニ刻煙草製造業者ニ在テハ明治三十八年六月三十日迄ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第八十一條　本法施行ノ際現在スル製造煙草又ハ刻煙草製造業者ノ明治三十八年三月三十一日迄ニ製造シタル刻煙草ハ本法ノ規定ニ依ラス之ヲ所持シ又ハ讓渡讓受クルコトヲ得

政府ハ必要ト認メタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ製造煙草ニ包裹ヲ施サシメ竝ニ定ノ證票ヲ貼付セシムルコトヲ得

前項ニ依ル命令ニ違反シ包裹ヲ施サス又ハ證票ヲ貼付セサル製造煙草ニ關シテハ第三十四條、第五十六條及第五十七條ヲ準用ス

第八十二條　煙草製造業者又ハ製造煙草ヲ販賣スル者ハ明治三十七年五月三十一日ニ於テ現ニ其所持ニ係ル刻煙草以外ノ製造煙草ノ種類、數量ヲ明治三十七年六月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ

明治三十八年三月三十一日ニ現在スル刻煙草製造業者ハ其所持ニ係ル刻煙草ノ種類、數量ヲ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ申告スヘシ

第八十三條　本法施行後政府ノ賣渡ササル製造煙草ヲ販賣スル者ハ營業ニ關スル帳簿ヲ調製シ明治三十七年六月以後每月末日ニ於ケル製造煙草ノ種類、數量及其月ノ受拂高ヲ翌月五日迄ニ政府ニ申告スヘシ

第八十四條　第八十二條及第八十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十五條　明治二十九年法律第三十五號葉煙草專賣法ニ違反シタル者ニハ本法施行後ト雖モ仍ホ同法ヲ適用ス

第八十六條　本法ハ勅令ヲ以テ指定シタル島嶼ニハ之ヲ施行セス

政府ノ外本法ヲ施行セサル地ヨリ煙草ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス犯シタル者ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス

第八十七條　明治三十八年ニ於テハ煙草製造業者及葉煙草賣買業者ニ係ル免許料ハ之ヲ徵收セス

明治三十七年ニ於ケル刻煙草以外ノ製造業者ニ係ル免許料ハ其十二分ノ七ヲ還付ス

第八十八條　第七十四條ノ交付金ハ國庫債券ヲ以テ之ヲ給付ス但五十圓未滿ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ給付ス

第八十九條　本法施行ニ必要ナル費用ニ充ツル爲メ政府ハ二千六百萬圓ヲ限リ一箇年百分ノ六以下ノ利子ヲ以テ國庫債券ヲ發行シ若ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ借入金ヲ償還スル爲メ國庫債券ヲ發行スルコトヲ得

前二項ノ國庫債券及借入金ハ發行又ハ借入ノ年ヨリ二箇年以內据置キ十箇年以內ニ償還スヘシ

但借入金償還ノ爲メ國庫債券ヲ發行シタルトキハ其債券ノ償還期間ハ借入金ヲ爲シタル年ヨリ起算ス

國庫債券ニ關シ本條ニ規定スルモノノ外ハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ準據ス又借入金ノ借入ノ方法、規約、償還年限其他必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム』

製造計畫は以上を以て決定したりしが、委員會は更に其の實施上の收支計算に就き充分の精査を遂げて漸く成案を得たるを以て、茲に始めて本案を帝國議會に提出するの運びとなれり。今再調の結果決定したる創業費豫算を掲ぐれば左の如し。

創業事務費	一、一〇六、九〇五圓
作業準備費	二五二、三二七
製造所建設費	二〇、四九三、〇二一
建築費	七、一三八、八七二
徵收及買收費	九、二六二、六五三
器械其他設備費	二、九四四、九三〇
交付金	七六、二〇〇
外に債券	三、四二三、八〇〇
共通費	一、〇七〇、三六六
計	二一、八五二、二五三
外に債券	三、四二三、八〇〇

此の計算に依れば、其の創業費は前調査の總額に比して僅に五千三百七十一圓の減少に過ぎず。而して四十三年度以降完成に至り二千四百五十一萬八千六百四十三圓の收益を得るものなり。

以上を煙草問題特別委員會に於ける調査成績とす。而して政府は此の計畫に依る案を明治三十六年十二月召集の第十九回帝國議會に提出する豫定なりしが、同議會は其の開會後直に解散せられしを以て又提案の機なく、遂に次期議會の開會を待つこととなれり。然るに翌明治三十七年二月に至り遂に日露の國交破れ、露國に對して宣戰を布告せらるるに至り、之に要する軍費は巨額に上り、而も平和克復の日は容易に豫測すべからざるものあり、隨て新に鞏固なる財源を得て、以て國庫の收入增加を圖るの必要甚だ緊切となれり。茲に於て政府は各種の租稅を增徵又は新設すると同時に、速に煙草製造專賣を斷行することに其の方針を決定し、前掲法律案に多少の變更を加へたる上、之を同年三月召集の第二十回帝國議會に提出することとなしたり。今變更を加へし主なる點を擧ぐれば

(一)煙草製造業者に交付すべき轉業補償金は、前案に於ては所得高の一年分と定めしを、輿論に顧みて之を三年分に增額せしこと

(二)專賣施行に必要なる經費支辨の爲め發行する國庫債券は、前案に於て

は其の發行制限額を二千六百萬圓、其の利子を年五分以下、其の償還年限を十年と定めしを、提出案に於ては其の制限額を除き、利子を年五分、償還年限を七年と改めしこと(三)施行期日は前案に於ては明治三十七年六月一日よりとなせしを、同年七月一日よりと改めしこと等なりとす。

次に右法案の實施に關する計畫に就ても、前揭の計畫に比し多少の改訂を行はれたり。卽ち其の創業費は大體に於て前計畫より減額せしと雖も、其の中交付金は却て五百六十萬圓を增額したり。之れ卽ち前述の如く法律案に於て轉業補償金を增額したるに因るものにして、從て創業費の總額に於ては前計畫より更に四百餘萬圓を增加して二千九百四十七萬餘圓となれり。又新計畫に於ては戰時增收の必要上前計畫に於ける製造煙草の定價に更に二割を增加し、且つ臨時支出は創業上の必要に依る徵收買收費・交付金・假建物建築費竝に建築計畫に屬する事務費に止め、其の他は總て之を國庫の增收の中に繰入るることとしたり。尙ほ新計畫に於ては製造工場の本建築の完成時期を延期して、明治四十六年度に於て竣工せしむることと爲したるを以て、其の創業より完成迄の期間は十箇年を要することとなり、前計畫に比し更に五箇年を延長したり。卽ち第一期は紙卷煙草製造所の建築にして、之を四十年度に完成し、其の翌年度より紙卷の全部は政府直營となる。第二期以下は刻煙草製造所の建築にして、第二期四十二年度迄に二百七十九萬貫、第三期四十四年度迄に四百五十一萬貫、第四期四十六年度迄に三百五十萬貫の工場を建築し、以て之を完成するの計畫なり。而して其の間機關未だ備はらざる分は、舊營業者の適當なる者を指定して場外作業擔當人と爲し、以て之を補充する點は前計畫と同樣なりとす。

以上の如くにして明治三十三年始めて調査會を設け、製造專賣に關する調査を開始してより、計畫を改むること十數次、案を立つること亦數次、玆に至りて漸く議會に提案するを得たり。

第二款　製造專賣計畫に對する當業者の動靜

前述の如く政府は明治三十三年以來引續き煙草製造專賣に關する計畫に就き調査せしが、此の計畫の中途にして民間に洩るるや物議は遽然として沸騰し、之に對する當業者の反對運動は猛烈に起りたり。以下之が經過の概略竝に之に對する政府の處置を敍述すべし。

明治三十五年十二月中央煙草協會は役員會を開き、政府の煙草製造計畫に對し左の如き反對決議を爲したり。之を反對說公表の發端とす。是より先き政府の製造計畫は稍民間の話頭に上ることありしも、未だ急迫に至らざりしが、此の年十一月仁尾專賣局長の歐洲專賣制度の視察を終へて歸朝し、大勢に鑑み我國も亦歐洲諸國の如く煙草製造を官營とせざるべからざるの意見を發表するに及び、玆に始めて反對說も表面に現はるるに至れり。

『決議

一政府の煙草製造專賣は我々同業者が祖先來苦心經營せし既得の營業權を、法律を以て漫りに掠奪するものなるのみならず、政府財政の時機にも適合せざるものなるを以て、當協會は絕對に反對の態度を以て機宜の活動をなし、自己の目的を達すること。

一當會會員にして本決議の遂行を妨ぐる行爲あるものは斷然制裁を加へ、毫も假借せざること。』

同協會は右の決議を爲したる後檄を全國の煙業組合に發して、其の反對運動を促したるに、全國の當業者は之を導火として翕然之に應じ、遂に日本煙草製造業者組合聯合會を組織せしが、尋いで同年

末帝國議會の解散せらるるや、協會及聯合會は之を機とし連名を以て全國同業組合に通牒を發し、明年の改選に際しては製造專賣反對を條件として被選者を牽制せしむることとせり。各府縣同業組合は固より異論なく此の旨に依り行動したり。

明治三十六年五月協會及聯合會は各府縣同業組合の代表者を招致して聯合大會を東京に開き、煙草製造專賣計畫を打破せんが爲に左の各項を實行すべきことを議決し、同時に大要左記の如き反對宣言書を發したり。

『一　政府に對して本計畫の不可を說き以て反省を促すこと
二　帝國議會に對し贊同を求むること
三　輿論を喚起すること
四　益〻團結を鞏固ならしめ大勢をなすに努むること
五　反對運動を繼續すること

宣　言　書

政府の製造專賣を實施せんとするものは、吾人が生活を託する業務の利得を奪取し、且つ其營業權利を占領せんとするに外ならず。若し國家の財政にして危急存亡の機に迫り、此計畫を實施するの餘儀なきものならんには、吾人何ぞ必ずしも反對せん、甘じて祖先以來生命を託する所の業務を政府に獻じ、失業の流民たるに至るも決して辭せざるなり。然れども今の財政は爾く急なるにあらず、今や却て過大に失する財政行政の整理節約の必要を公認せらるるの時なり。故に吾人は當然其營業の利得を保ち、以て人間生活の權利を維持するの當然なるを主張せんとす。

假りに政府主張の如く製造官業を以て、現行葉煙草專賣制度を擴張し、消費稅の徵收を普及するの一方法たりとするも、此徵收法の下に我煙草業者のみ人間生活の權利と營業の既得權とを犧牲に供せざるべからざるの義務なし。且經濟上より論ずるも政府は由來商業を行ふに適せざるものなり。既往諸種の官業皆失敗の實例を示さざるなし。況んや本業の如く細密の注意に依りて成るべき事業の經驗を有せざる政府者にして、成功すべき理あらざるに於てをや。更に財政上より云ふも數千萬圓の公債を發行して官業の資に供する如きは、民間の資本を奪取して金融を阻礙せしむるの甚しきものなり。何れの點よりするも製造官營は不理不當且不利益なるを信ずるを以て、茲に同業大會の決議に依り反對を宣言し、且つ其目的の貫徹を期せんとす。』

此の會に於て選定せられたる運動委員は各自縣の選出代議士を訪問して同意を求め、貴衆兩院議員に其の意見書を配布し、又總理大臣及大藏大臣に陳情する等の運動を開始したり。

同年九月二十八日協會及聯合會は、地方反對團を糾合して煙草製造官業反對聯合同盟會を組織し、臨時大會を開きて又復左記の反對決議を爲したり。

『一　吾人同志は煙草製造官業に對し絕對的の反對を爲す。
二　第十九議會に官業案通過を計りたる代議士及其同志者は、吾人の對敵として終始一貫の方針を以て之を排斥す。』

一般の狀況は既に斯くの如し。卽ち各處に於ける遊說演說·反對決議·建議陳情·新聞論說等は紛々擾々として、何れも其の初志を貫徹するに非ざれば止まざらんとせり。從來政府の施設にして世論の反抗を受けしこと稀ならずと雖も、本計畫の如きは其の最も甚しきものの一なりと云ふべし。

抑ゝ政府が本制度を施行せんとするに方りては、既述の如く之が立案計畫は愼重且つ精密を盡せしものなるを以て、一旦其の方針を確立せる以上區々反對論に遭ふも、容易に之が斷行を躊躇すべきものに非ず。然れども之が爲め一般の狀勢をして紛擾を極めしめ、且つ當業者に苦痛を蒙らしむるが如きは、固より其の本旨にあらず、宜しく民心を融和し、之に心服せしむるに若かざるなり。故に政府は反對論に鑑みて既述の如く專賣法案に一大修正を加へ、法實施に依りて營業を繼續すること能はざるに至りたる製造者には、一定の標準に依り轉業の補償金を交付することとしたり。而も右法案には此の外に尙法實施に依り製造工場の不用に歸し、爲めに生じたる價格の減少は之を補償することと、又不用に歸したる材料原料等は徵收若は買上の方法に依り相當代金を補給すること、又當業者は一定の條件に依り元賣捌人に指定せらるるを得ること等の規定を存し、又別に實施の計畫に於て場外作業擔當の規定を置き、舊營業者は其の擔當人たるを得しむることと爲せしを以て、政府は民間に傳ふるが如く、無償にて國民の營業を奪取するの計畫を立てしものにあらず。故に最初より其の內容を周知せしむるときは、反抗狀態も或は彼の如く甚しからざりしやも知るべからざりしと雖も、計畫の基礎未だ定まらざるに方り、評論橫議を恣にせしむるときは、往々事を敗りたるの前例あるに鑑み、其の計畫の內容は一切之を祕密に付し、漏洩を禁じたるを以て、徒に民間當業者をして揣摩臆測せしめたる結果、此の誤解を生ずるに至りしものなり。仍て政府は此の際寧ろ其の施行の順序を明にし、一般をして危惧を去らしめんとし、明治三十六年十月二十日煙草製造專賣制度理由及施行順序を左の如く公表したり。

第一章　煙草製造專賣施行の理由說明

歐米各國に於て煙草を以て主要なる國庫財源の一と爲すが如く、我國亦之を以て國家財政の基礎の一と爲すを得べきことは我煙草消費高に徵して明白なり。

煙草を目的とする收入徵收の方法に大體五種の別あり。

一　政府に於て煙草を專賣するものにして、佛國、伊國、墺國の如き是れなり。

二　從量印紙稅として之を徵收するものにして、米國の如き是れなり。

三　從價印紙稅として之を徵收するものにして、露國の如き是れなり。

四　葉煙草從量稅（例外として耕地段別稅）として之を徵收するものにして、獨國の如き是れなり。

五　煙草の內地耕作を禁止し、關稅として之れを徵收するものにして、英國の如き是れなり。

右五種の方法中、其第五方法は最も單純にして容易なるも、英國の如く古來其國の煙草產出額甚だ僅少にして、其供給の大部分は之を外國に仰ぐが如き國にあらざれば行はれ難し。我國に於ける煙草の耕作は往時幾度か之を禁じたることあるも遂に之を許し、既に數百年の慣習を成せり。今日に於て之を禁せむか二十有餘萬の耕作者は忽ち其業を失ふに至るべし。又單に政府の收入を容易ならしめむが爲め內國產業を廢絕し、煙草の供給一に之を外國の輸入に仰ぐが如きは、國家經濟上不利益の甚だしきものと謂はざるべからず。

其第四方法も亦之を我國に適用すること甚だ困難なり。蓋我國に於ける煙草の性たるや雪に栽培法の巧拙如何に依り其收穫高及び品質に多大の影響を來すのみならず、氣候土質の如き天然的要素の適否に依り其價格の高低を生ずること甚だしきこと、獨國に於ける煙草と同一の論に在らず。我國に於ける煙草の特性此の如くなるに拘らず、之に對し收穫量目若は耕作段別を標準

として、同一率の稅金を課するが如きは決して適當の課稅法と謂ふべからず。

其第三方法は最も複雜にして困難なるのみならず、多大の收入を得べからざることは我國の實驗に徵して既に明白なり。我國に於ては明治九年より明治二十九年に至る凡そ二十年間此の方法を實行せしと雖も、課稅の標準を定價に定めたるの結果、或は煙草仲買人又は小賣人にして時價の騰貴と稱し定價を無視して高價に販賣するものあり。或は製造人にして販賣人又は消費者と通謀して、定價百匁に付二三十錢に相當する製造煙草に對し、僅に五六錢の定價を附記するものあり、之に加ふるに全く無印紙の煙草を販賣するもの尠からず。其取締の煩雜なる、其收入の豫期の如くならざる、遂に此方法を捨てて他の方法を採擇するの已むを得ざるに至らしめたり。

其第二方法卽ち從量印紙稅法は、第三方法に比すれば取締上に於ては多少優る所ありと雖も、亦之を我國に適用すること難し。抑も米國に在りては製造煙草の種類僅々たるに反し、我國煙草の種類は彼國と大に其趣を異にし、其數數百種に達し品質の優劣甚だしく懸隔し、最低百匁當十錢最高二圓に至り、其間實に一圓九十錢の差あるは現に市場に於て目擊する所なり。斯くの如く價格に於て著大の懸隔あるものに對し、同一率の從量稅を課するに於ては、下等品に至るに從ひ其負擔甚だしく偏重となり、從て下層消費者の苦痛激增するの結果となるを以て、公平の課稅方法と謂ふべからず。

以上陳べたるが如く、第二乃至第五方法は採て以て之を我國に行ふこと至難なるに反し、第一方法は後段に於て詳述するが如く、煙草收入の方法としては比較的最も完全なることを認め、曩に

明治二十八年戰後の經營を計畫するに當り、從來實行したる煙草印紙稅則を廢し、前記第一方法に依るの方針を定めたり。唯だ準備の俄に整頓し難きものあるに依り其完成を後日に期し、先づ實行の第一階段として葉煙草の專賣のみを設定せり。

然りと雖も斯の如き不完全なる專賣は、專賣の利益の全部を收むること能はず。而して專賣に伴ふ總ての弊害を受くることは復之を論ずるを須たず。故に大藏省は可成速に當初の計畫を完成せんことを期し、爾來汲々として其準備に務め、內に於ては專賣成功の第一要件たる耕作規程の整理竝製造方法の研究を務め、外に於ては外國に於ける專賣の實況、其得失竝技術の應用を調査せむが爲め、吏員を歐米に派遣すること前後五六回に及べり。今や財政經濟上の利害得失竝技術に關する研究略々終結し、實行の準備殆ど完備せり。

又翻て目下の我國煙草製造界の趨勢を觀るに、卷煙草の需用日に增加し、製造器械の發明せらるに從て小製造家は漸く大製造家の爲に壓倒せられ、個人獨占に移らむとするの傾向歷然として蔽ふべからざるものあり。殊に煙草專賣未施行の英獨諸國の煙草製造界を侵略し、淸國の煙草製造業をも其掌裡に握らんとするの徵を示せる某煙草會社は、漸く我國にも其勢力を扶植せるを以て、若し現狀に放任するに於ては我國煙草製造業も遂に其獨占に歸するの虞あるを察し、政府は益々煙草製造專賣施行の必要を感じ、茲に之が實行の計畫を立てたり。

左に現行葉煙草專賣制度實行上の不利益及び製造專賣施行の利益を說明し、更に進みて煙草製造專賣制度に對する異論を辯明し、煙草專賣擴張の必要にして且つ正當なる所以を明にせむとす。

第一　現行葉煙草專賣制度實行上の不利益

一　收入の寡少

葉煙草專賣法施行以來各年度に於ける差益は左の如し。

明治三十年	二九二、一四一圓四
明治三十一年	五、一四五、九九九
明治三十二年	七、五五九、五三三
明治三十三年	八、一三五、六三八
明治三十四年	一一、九六四、七三一
明治三十五年	一三、四〇九、〇〇〇

三十三年度以前の益金の尠きは、當時條約の關係上未だ海關稅率改正の時機に至らざるに際し外國煙草の大輸入を招きたると、改正海關稅率實施前に於て當業者が多額の見越輸入をなしたると、法律改正前密賣・自家消費等の多かりしとは其主たる原因にして、葉煙草專賣は創始以來相當の階梯を踏み、其益金の如き亦每年逐次增加して以て現狀に至れり。今試に三十五年度の差益を以て、從前の從價印紙稅の收入額約三百萬圓に比すれば殆ど四と一との差ありと雖も、尙我が專賣の益金を以て之を歐洲諸國に於ける專賣の益金に比較すれば、其懸隔固より同日の論にあらず。收支の割合は固より事業施行の巧拙に依り多少の異同あるべしと雖も、我の彼に比し收入の少なき所以は主として制度の異るの致す所なり。卽ち彼にありては煙草の產出より製造煙草の販賣に至るまで、煙草の經過する所政府の範圍を出でず。政府は耕作者に耕作料、賣捌人に割引を與ふるの外、總て煙草の收益を專占するに反し、我は單に葉煙草の第一次の賣買を專占するに過ぎず。是れ其收入の少なき所以にして、畢竟制度の致す所なりと謂ふべし。

二　收入基礎の不確實

收入の確實を期せんとせば之が基礎は一定不動のものたらざるべからず。然るに葉煙草專賣制度の下に在りては收入の基礎は、殆ど不動性を有する國內の消費高に置くにあらず、又其製造高に置くにもあらずして、主として甚しく可動性を有する葉煙草の賣渡高に置くが故に、其結果に大差を生ずるは到底避くべからざることに屬す。

現行制度にありては政府より葉煙草の賣渡を受くるものは、煙草製造業者若は葉煙草賣買業者に限れり。而して煙草製造業者の需用する葉煙草の供給は、政府若は葉煙草賣買業者の二途あるが故に、政府より製造業者に賣渡すべき量目は常に製造業者と賣買業者との取引高の多少に依り左右せらるるを免れず。而して葉煙草賣買業者は煙草の作柄又は品質の如何、若は經濟界の變動又は金融の狀況に依り、或は見込買を爲し或は買控を爲すことあるが爲め、政府の賣渡高は益々不定となり、從て收入の確實を期することを能はざるなり。苟も收入の確實を期せんには到底消費高に之が基礎を置かざるべからざることを明なりと謂ふべし。

三　收入伸張力の缺乏

葉煙草專賣制度の下に在りては、收入を增加するは主として收入率の增加に依らざるべからず。而して收入率の增加は一般經濟事情に關係を有するものありて、其實行頗る困難なるのみならず、之に伴ひ豫期の如く收入の增加を圖らむとするは殆んど不能の事に屬す。從て該收入は財

源として必要なる伸張力を缺乏せりと謂ふべし。現行の制度たるや耕作者の耕作せる葉煙草は政府之を收納し、其收納したる葉煙草は一定の收入率を乘じ、之を煙草營業者に賣渡すにあるを以て、耕作者より直に營業者に密賣するに於ては、兩者の共に利する所尠なからざるに因り、收入率の增加は益々不正の利益を多大ならしむるの結果、啻に密賣を誘發するのみならず、耕作地區域外に於ける無許可耕作を續出するに至るべく、而も其區域の廣汎なる、其檢査時期の短少なる、如何に多大の經費と多數の官吏とを以てするも之を根絶すること能はざるべきを以て、逋脫の數量漸く多を加へ、國庫の收入之が爲めに減損せらるべし。

又收入率增加するときは煙草營業者は資本の運轉に困難を來し、薄資の者倒れて個人獨占の弊を生ずべきのみならず、密賣品增加の爲め正當なる製造煙草の販路を妨げ、製造業の衰退を招くの虞あるを以て、收入率の增加は容易に行ふこと能はざるの不便あり。

收入率の增加は又大に其手段と其方法とを愼まざるべからず。之が增率は必ずや漸進を要し之が增率の歩合は可成僅微なるを要し、之が度數は可成頻繁ならざるを要す。然らずんば增率の結果は獨り煙草經濟の秩序を攪亂するのみならず、煙草行政の危殆を招くの虞あるべし。

收入率の增加は常に關稅率と相伴はざるべからず。兩者にして其均衡を失せむか、忽ち外國製品の大輸入を促し、遂に內地製造業の衰退を來すべし。斯の如く收入率と關稅率とは常に之が均衡を保つの必要あるを以て、政府は單に收入率の增加のみを爲すこと能はず、必ずや關稅率の改正と相俟て之を實施することを要す。而して關稅率の改正は容易に其目的を達し難きに依り、收入率も亦機宜に應じて之が增加を爲すこと能はざるの不便あり。

四　專賣取締の困難

葉煙草專賣制度に於ては一方には耕作者あり、他方には葉煙草賣買業者・製造業者・製造煙草賣買業者のあるありて、逋脫の途頗る多し。若し其取締の周密を期せんと欲せば、更に耕作の監督を嚴重にするは勿論、併せて製造販賣をも嚴密に監督せざるべからず。爲に多大の煩勞と費用とを要し、而も尙完全に其目的を達し難き困難あり。監督を嚴密にし處罰に續くに犯則を以てせば、世の風敎を傷ふこと亦少からざるべし。

五　耕作段別の不定

政府に於て每年賣渡すべき葉煙草の量目不定なるの結果、翌年度に持越すべき現品に多少の差あるべきを以て、政府は其持越品の多少を參酌して其年の耕作段別を決定せざるべからざるに依り、產地は年々伸縮せられ耕作者の不安を招き、耕作上の設備不用に歸すべきものあるのみならず、農家經濟を紊亂し、又產地整理・耕作の統一に關し少からざる不便を來し、每歲政府の需用額を充すこと頗る困難なりとす。

以上列擧したる不利益は現行制度創設の當時より人の皆豫見したる所にして、專賣實行以來數年の實跡は正に之を確證せり。思ふに此制度は製造專賣創設の階段としては最も適當なるべきも、永久の制度として之を存續せしむべきにあらず。宜しく當初の計畫に從ひ專賣制度を擴張し、佛澳等諸國に行はるる如く煙草の製造販賣に及ぼすべきなり。

第二　製造專賣施行の利益

一　收入の伸張力

煙草專賣制度の一大特質は其收入の伸張力を有すること是れなり。則ち他の徵收の方法にありては其收入額に一定の限度ありて、之が限度以上の收入を必要とする場合にありては、從て其稅法に變更を加ふるにあらざれば其目的を達すること能はざるも、煙草專賣は其限度最も高くして自由に製品の賣渡價格を上下せしむることを得るが故に、國庫の必要に應じ其收入の增加を爲すこと極めて簡便なり。而して其賣渡價格を昇騰せしむるの必要ありとするも、之が爲めに關係法規は勿論、製造販賣等に關する手段方法を著しく變更するを要せざるなり。

二　消費者の直接負擔

煙草專賣制度にありては消費者が製品を買受くると同時に、其稅金を納付するが故に、法律の目的に從ひ課稅すべき人に直接に課し得べきこと、他の煙草課稅法に見ざる特徵なり。從量印紙稅の如き、關稅の如きは、耕作者・製造業者・賣買業者等より豫め消費稅を徵收するの方法にして、其稅金は此等中間者の手を經、間接に消費者の負擔となるを以て、負擔の轉嫁豫期に反すること多きのみならず、其製品の消費者に移轉するの間に於て其貨物は損傷又は滅失することあるに依り、稅金前納者は爲めに稅金及其利子の損失を蒙むることあるべし。

三　課稅の公平

煙草專賣制度にありては煙草の品質に應じ其稅尺を定むることを得るも、他の煙草課稅法にありては然らず。則ち各種の從量稅の如き、品質の如何に拘はらず凡て同一率の稅金を課するものにありては、其結果多數貧者は少數富者に比し過重の稅金を負擔することとなるべし。葉煙草專賣法にありては略ぼ品質に應じ其稅金を定むるを得れども、煙草營業者に於て各種の原料を混合し、又隨意に其製品の價格を定むるが故に、實際消費者の負擔すべき稅金は必ずしも其品質に比準すと謂ふべからず。之に反し煙草專賣にありては、煙草の品質に應じ相當に其賣價を定め、以て上等製品より下等製品に至る迄通じて公平の稅金を課することを得るなり。

四　代用品の消滅

煙草の課稅漸く重く、煙草の價格次第に騰貴するに從ひ、代用品の使用益々增加し收入を減少するに至るは自然の趨勢なり。假令代用品の使用は法律上之を禁止するも、之が有效の取締を爲す至難なるを以て、代用品の使用に利便なるが如き課稅法は可成之を避けざるべからず。煙草專賣は卽ち製品に贋造なきを保證するの制度なるを以て、代用品の防止に有效なるは論を俟たざるべし。

五　耕作の改良

煙草專賣制度にありては耕作者は其耕作したる葉煙草の品質に應じ相當賠償金を得るが故に進むで其改良を圖るに至り、又政府は其葉煙草の直接需用者なるを以て耕作者との關係益々密接となり、耕作の改良發達を催進するに便宜あること他の課稅法の及ばざる所なり。

六　分業の利益

現在の製造業者中には相當の資力を有し、稍規律ある方法に依り營業を爲すものありと雖も、其數僅々にして多くは葉煙草の買入・運搬・調理・製造・販賣に至るまで自ら之に當り、甚しきは他業を

營むの傍ら之を兼ね、一年僅に數箇月間製造に從事するに過ぎざるもの尠なからず。如斯狀況にありては分業は到底行はれず、勞力と資力とを徒消すること大なり。然るに煙草專賣にありては其事業の廣大なるに伴ひ各般の分業整然として行はれ、遺利を收むること多く、國家經濟上に及ぼす所の利益至大なり。

七　製造法及器械の改良

現在の製造業者の多數は其製造力甚だ低く、從て其利益も亦少額に過ぎざるが故に、製造方法又は器具機械の改良に關し多大の望を屬すること能はずと雖も、煙草專賣にありては事業の規模廣大にして各種の專門技術者を有するが故に、研究發明行はれ易く、從て之が改良發達を謀るに容易なり。

八　裝置廣告費の節減

煙草製造業者は其營業の競爭の爲め、或は紙箱包紙の裝飾を美麗にし、或は寫眞繪紙の類を添付し、或は其店頭に新聞に雜誌に其他苟も多衆通行の場所には種々の方法を以て廣告を爲す等、年年費す所の金額甚だ尠なからざるべし。之を官業と爲すときは寫眞類の添付は無論、紙箱包紙等を故らに裝飾するの必要なく、又一定の賣捌人をして販賣を爲さしむるが故に、同業者と競爭するの必要なきを以て、著しく是等の費用を節するを得べし。

九　公衆衞生

煙草製造に從事する職工特に紙卷煙草の卷職工にして、公衆衞生上最も恐るべき肺病其他傳染性の疾病に罹る者尠なからざるより、不知不識嫌惡すべき疾病を消費者に傳染するの憂なきに

あらず。然るに政府の製造所にありては職工は總て身體檢査を經て之を採用し、常に其衞生に注意すべければ、民業に於けるが如く惡病媒介の根源を絕ち、公衆衞生上尠なからざる利益あるに至るべし。

十　製品の統一

現在の製造業者は概して其製造力低きのみならず、全國各地に散在し其販路極めて狹少にして一般需用の狀況に通せざるもの多きを以て、其製造煙草の品質は極めて區々に渉り、其價格も亦甚だ不相當なるものあり。之を官業とする時は是等の弊を去り製品の統一を見るに至るべし。

十一　取締の容易

煙草專賣の下に在りては政府と耕作人との關係愈々密接となり、而かも政府以外に製造者なく製造機械を有する者なく、製造專用の卷紙を有する者なく、又販賣者は政府との關係に於て殆むど政府の吏員たるが如く、圓滑の行動を爲し得べし。而して政府の煙草には特定の證票あり、出納運搬總て一定の手續を踐むべきものなるに依り、煙草印紙稅に於けるが如き又葉煙草專賣制度に於けるが如き逋脫の方法は殆むど行はれ難きを以て、取締容易となり逋脫者著しく減ずべきなり。

十二　財政學上の定論に合致すること

財政學上に於て國稅は可成間接稅に重を置くを以て定論となすことは、茲に之を言ふの必要なし。各國皆此方針に依りて進みつつあり。千八百九十三年以後獨逸聯邦が所得稅を除くの外地租及營業稅を擧げて地方財源に移したる如き、其最も著しき例なり。我國亦此方針に依り且

つ我が狀況に鑑みて煙草を以て主要財源の一と定め、而して此の目的を達するには多數外國の例に倣ひ專賣制度を設定するを以て最も適當とせり。則ち煙草專賣制度の設定は財政學上の定論に合致するものなり。

第三　製造專賣施行に對する異論及其辯明

一　事業獨占を非なりとするの說

世或は一般の事業獨占に對する非難を以て國家收入の徵收法たる政府專賣に適用し、其不當なることを論斷せむと試むるものあり。然れども一般の事業獨占に對する非難は元來平等の關係以外に立ち、且つ公益の保護を以て本然の職分とする國家の專賣に適用する能はざることは固より論ずるを須たざるべし。

二　經營上個人起業を利益とするの說

政府は事業の性質上政府の經營に依るにあらずむば完全なる效果を收むる能はざるものの外經營上個人の自由起業を利益とすと云ふ理論に基ける政府專賣に對する非難は、一般議論として之を承認せざるべからず。然れども事業の性質に依りて必ずしも然らざるものあり。消費稅徵收の一法たる煙草專賣の如き則ち是なり。煙草の製造方法には略ぼ一定の方式あり。而して其應用は敢て精巧特絕の技能を必要とするものにあらず、又其國內の需要高は略ぼ一定しありて、其販賣の爲めに特に敏捷の活動を必要とするものにあらず。唯嗜好の變移供給の便利に關し常に周密なる注意を加ふれば則ち充分なるものなり。煙草を以て主要財源と定むる諸國が多くは政府專賣制度を設定し、而して皆克く成功するは全く之れが爲めなり。

三　煙草營業者及職工の利益を剝奪すとの說

煙草專賣の設定は多數營業者の利益を奪ひ、又一般經濟上の利益を害すとの議論は非難中最も強大なるものなり。若し國家の不得止必要の命ずることあるなくむば、煙草專賣は可成之を避くるを可とすべし。

然れども煙草を以て主要財源の一と爲すことは、我財政上免かるべからざるの必要に屬するを以て、唯總ての關係に於て最も善く煙草專賣を施行するの手段方法を講じ、其經過の可成圓滿ならむことを期すべきのみ。

政府は煙草製造業者が專賣施行の結果、其營業所得の亡失及製造用の建物及其敷地の價格減少に依りて蒙る損害に對しては相當の補償を爲し、又不用に歸すべき物件は之を買上げ、以て其損失を免れしむるの方法を講ぜり。

煙草專賣施行の結果、現在の葉煙草賣買業者・煙草製造業者・製造煙草の仲買を業とする者は、一旦其業を失ふの觀ありと雖も、政府は製造專賣施行後煙草元賣捌人又は小賣人に指定し、又は其技能如何に依り製造所の技術員に採用するの見込なるを以て、其多數は其生業を失ふの懸念なかるべし。

現在の小賣人は其希望に依り煙草小賣人に指定するの見込なるを以て、煙草專賣施行の結果其營業を失ふに至る者は殆むど之れ無かるべし。政府の製造所に於ては多數の職工を要するに依り、現に民間に於て煙草製造に從事せる者は、其希望に依り可成之を採用するの見込なるを以て、志望者は其最寄製造所に於て或は職工となり、或は職工長となり、或は其技能の如何に依り技

手として其職業を求め得べきなり。

四　煙草の品質を粗惡ならしむるとの說

專賣制度の下にありては煙草の品質粗惡となり、大に消費者に苦痛を與ふべしと論ずるものあれど、之れ一を知て二を知らざるの論のみ。澳國等の各製造所に於ける原料の選擇・調合其他包裹の如き、其注意周到にして其製品たる之を專賣未施行國の製品に比するに優る所あるも劣る所なきを見るべし。故に品質の粗惡なると良好なるとは專賣制度自然の結果にあらずして、當局者の方針如何に存するなり。

又之を制度上より見るも、專賣以外の徵收方法を以て專賣の收入と同額の收入を得むとすれば消費者の負擔頗る重きを以て、製造者竝販賣者は多少煙草の品質を粗惡にし、其價格を廉にし、以て消費者負擔の過重に苦むの觀を輕減し、依て以て消費高を減せざることを努むるは理の當然にして、常に實見する所の事實なり。之に反し政府完全なる專賣權を有するときは、消費者の負擔斯の如く甚しからざるを得るに依り、煙草の品質を低下するの必要に迫らるること殆むど稀なり。且つ收入增加は固より政府の希望する所なりと雖も、收入增加の爲めに妄に人民の苦痛を甚しくするは、政府たるものの本分の許さざる所なるに依り、一般營業者の如く偏に其私利の爲めに品質を粗惡にするを顧みざる如き迷謬あるべからず。故に若專賣の管理其宜を得ば煙草の品質は專賣に依りて寧ろ改良せらるることを期すべきなり。況や專賣の實施に依り專門の技術者之が經營の任に當り、精良なる器械の使用大に增すべきに於てをや。

第二章　製造專賣施行計畫の大要

一　一般計畫

政府は明治三十七年六月一日より本法を施行し、煙草の製造を獨占し、刻煙草の製造に限り明治三十八年三月三十一日に至る迄民間營業を繼續せしめ、三十七年度より實施する刻以外の煙草、卽ち口付・兩切紙卷煙草の製造は、民間に於ける現在の工場中其目的に適すと認むべきものを買收若は徵收し、之を製造所に充用し、同年度の六月より著手せむとす。但其工場のみにては全部の製造を爲す能はざるを以て、口付煙草の原料六十萬貫に對する分の紙卷は當分之を政府工場外の作業に付せむとす。

政府工場外の作業は早晩之を廢止すべき見込なるを以て、更に二箇所の工場を設置し、其完成を俟て其全部を政府工場に於て製造するの見込なり。

刻煙草の製造は其製造工場の完成する迄は暫く民間の製造業者に就き、其製造力・距離の遠近・取締の如何・運搬の便否等を參酌選定して、政府工場外の作業に付するが爲に要する工場、則ち原料の受拂・砂掃・骨拔・葉卷及製品の刻煙草を政府工場外の作業に付するが爲に要する工場、則ち原料の受拂・砂掃・骨拔・葉卷及製品の受拂場等、其特設を必要とするものは一時應急の建物を建築して之に充用せんとす。

刻煙草の製造工場は三十七年度より建築に著手し、三十九年度十一月に至り二百七十九萬貫に對する工場を、又四十年度六月に至り四百五十一萬貫に對する工場を、又四十二年度六月に至り三百五十萬貫に對する工場を完成せしめんとす。而して其工場の完成するに從ひ逐次政府工場外作業を減少し、之を新設の工場に移し、四十二年度七月限り全部政府工場内の作業に歸せしむるの計畫なり。

二　準備事務

煙草專賣の創設及製造所建築事務を掌理せしむるが爲め、三十七年度より煙草製造準備部を設置せむとす。準備事務中機械の設備及建築に關するものを除くの外、三十八年九月に至り之を終了し、四十三年三月を以て本部を閉鎖するの見込なり。

而して其準備に要する總金額は建築費、作業準備費及創設事務費を合せ、二千五百二十七萬六千五十三圓なり。

三　煙草の耕作

政府に於ては每年製造の原料として內國產葉煙草千二百萬貫（刻煙草及口付紙卷煙草）を使用するの計畫なり。而して製造の準備として約三百萬貫は常時之が貯藏を要するも、新法施行の際民間營業者より徵收すべき葉煙草約二百五十萬貫あるべき見込なるを以て、此葉煙草は將來永く巡環して製造の準備貯藏となるべきに依り、每歲耕作者をして生產せしむべき葉煙草は約千二百萬貫なり。則ち現今の耕作段別に比し大差あることなし。

煙草耕作に關しては概ね現行法に同じ。卽ち耕作者は每年耕作許可の申請を要し、一定の地域內に於て指定段別以內にあらざれば之を許可せざることとし、又命令の定むる所に依り其耕作を完成するの義務を有し、政府は收穫前耕作地に就き收穫すべき葉煙草の數量を査定し、正當の理由なくして査定數量に不足したるものあるときは、其耕作者をして相當賠償金を納付せしむ。又收穫したる葉煙草は乾燥調理の上、一定の收納官署に納付せしめ、其納付の葉煙草に對しては鑑定の上相當賠償金を交付す。

賠償金は肥料代、人夫賃、乾燥調理費等一切の生產費を計算し、尙ほ相當の利益を加へて之を定め耕作者をして豫め賠償金の如何に鑑みて其耕作を決するの便を得せしめんが爲め、每年耕作著手前に公示すべし。

四　葉煙草收納官署

耕作者の耕作したる葉煙草は現在の專賣支局又は出張所に納付せしむるを以て、之が爲めに特に設備を要することなし。

五　煙草の製造

製造煙草は刻煙草、口付紙卷煙草、兩切紙卷煙草の三種に大別し、其製造高は現在の需用高を標準として之を定め、每年刻煙草は千〇八十萬貫、口付紙卷煙草は百二十萬貫、兩切紙卷煙草は七十五萬貫を製造せむとす。

製造方法に關しては將來改良し得べしと認むるの點少なからずと雖も、之が實地試驗を行ひたる後にあらざれば今遽に之を決定し能はざるに依り、先づ民間に於て現に實行しつつある方法中最も善良と認むべきものに準じ、之が製造を爲さむとす。

製造煙草の小賣價格は現時民間に於て製造する現品に對し、可成異動を來さざるの範圍內に於て之を定めむとす。而して消費者に對しては小賣價格以外の價格を以て製造煙草を販賣することを禁じたるを以て、需要者は現今の價格と同一の價格を以て、現今の現品と略同等の現品を得らるべきなり。

六　政府工場外作業の方法

刻煙草・口付紙巻煙草・兩切紙巻煙草の全部は、最初より政府の製造工場に於て製造し能はざるに依り、一時經過の方法として相當期間政府工場外の作業に付せむとするは、一般計畫に於て已に之を述べたり。左に其方法を概說せん。

口付紙巻煙草は製造所より各職工に塡充器を供給し、一定の刻煙草巻紙及口紙を交付し、其製品は重量・本數・巻方の良否等を檢査し之を收領す。

刻煙草は製造所より各職工に刻器械を供給し、一定の包紙を交付するの外、製造器械の修繕及砥丁砥石の如き製造に要する一切の器具及消耗品等は職工の負擔とす。而して職工に交付すべき原料は、其製品の如何に依り或は原包の儘之を交付し、或は各種の配合を行ひ、秤量を爲したる上之を交付するものとす。而して製品は領收の際其量目裝置の如何・配合の適否・刻製の精疎等を檢査す。

政府工場外作業地には其製造人の多少と、製造量目の如何と、土地の情況とに應じ、常時屬及技手を駐在せしめ、一面製造場に就き製造に關し實地の監督を爲さしむると同時に、一面現品の逋脫を豫防せむとす。

七　販賣機關

全國に約六百五十二の元賣捌區域に官設販賣所又は元賣捌所一箇所づつを、又小賣人は現在の人員を標準とし、普く全國に設置せむとす。而して元賣捌人は政府より製造煙草を買受け之を小賣人に賣渡し、小賣人は定價を以て之を消費者に賣渡すものとす。

元賣捌人の設定は本法施行の際に限り特別の方法に依り之を定めむとす。

小賣人の設定は政府の指定に依る。但本法發布の際に限り可成現在の狀態に變更を來さざる方針に依り之を許可せむとす。

八　建築

製造所は刻煙草に關するもの三十五箇所、口付紙巻煙草に關するもの一箇所を設置せむとす。而して之が位置は職工募集の難易・原料運搬の便否・產地との關係・物價の高低・製品の集散等に鑑み之を定む。

新設を要すべき工場其他の建築坪數及新設費は左の如し。

建築坪數及金額一覽

	坪數	金額
假建物	一〇、二四五坪	一一七、八一七・五円
工場	四七、六八一	四、〇二三、〇九六・〇
倉庫	五、八五一	四六二、二二九・〇
事務所及官舍	七、五一一	六二八、九一〇・五
計		
附屬雜工事		一、三七二、一九四・〇円
敷地	七一、二八八坪	六、六〇四、二四七・〇
合計	七六、三七五	五三四、六二五・〇
地計		七、一三八、八七二・〇

九　葉煙草の輸入

政府は製造原料として外國產葉煙草を使用するに依り、之が輸入を爲さざるべからず。其輸入の方法は概ね左の如し。

一　政府の官吏をして之れが買入を爲さしむること

二　競爭入札に付すること

三　斯業に經驗信用ある者に特命し輸入を取扱はしむること

十　製造煙草の輸入

政府製造所に於て當初より各種の煙草を製造するは困難なるに依り、當分或種の葉巻煙草又は土耳其紙巻の如きは葉煙草の輸入と同一の方法に依り之を輸入し、相當價格を以て之を賣渡さむとす。

外國製品の輸入は政府の外絶對に之が輸入を禁止したれども、消費者の健康上若は習慣上缺くべからざる者に對しては、一々政府自ら輸入の衝に立つの煩勞と、消費者の不便とを避けむが爲め、其自用に供する製造煙草は相當の數量を限り、一定の關稅を徴收し、之が輸入を許容せんとす。

十一　煙草の輸出

政府自ら煙草の輸出事業を營むの設備を爲さずと雖も、我製造煙草は數年來清韓諸國に輸出せらるるもの少からず。尚益々進歩する狀況あるを以て、政府專賣の爲めに此の利益を失墜せざるを期せむが爲め、政府は輸出向煙草を製造し、輸出商に賣渡さむとす。而して煙草を輸出せむとする者に對しては、政府に於て特に定めたる價格を以て之を賣渡すの制を採り、以て其の輸出に便益を與へむとす。又外國輸出の目的を以て煙草の製造を爲さむとする者に對しては、地域を限定し、此の地域内に限り輸出煙草の製造を個人に許容せむとし、政府は別案として之を提出せむとす。

十二　徴收買上及交付金

煙草專賣施行に對し、個人の所持を危險とする物件、卽ち葉煙草・煙草製造專用の器具機械及巻紙は政府之を徴收す。又煙草專賣實施の必要に充つる爲め、本法發布の際現在する煙草製造用の建物、其敷地及其製造所備付の煙草製造用の器具機械にして、政府に於て必要と認めたるものは之を徴收し、之に對し相當の補償金を交付す。

專賣制度の設定に依り煙草製造業者の所有に係る煙草製造及裝置に使用すべき物品及器具機械の不用に歸し、爲めに損害を蒙るべきものは、所有者の請求に依り之が買上を爲さむとす。

煙草專賣設定に依り煙草製造業者は從來の營業を失ひ、他の營業に轉ずる爲相當の期間を要すべきを以て、其營業所得の亡失を補償せむが爲に、其煙草營業より生ずる所得金額の一箇年分に相當する金額を交付す。尚煙草製造者にして煙草製造用の建物及其敷地を所有し、之が徴收又は買上を受けざるときは從前の如く煙草製造用として使用する能はざるに至り、價格の減少を來し損害を蒙むるべきに依り、其減少價格を補償するの目的を以て更に五割を增給す。但し煙草元賣捌人に指定せられたるものは自ら其利益に霑浴するが故に、此の交付金を給與するの必要なき者と認めたり。

徴收又は買上の場合に於ける補償價格又は買上價格は協議に依りて之を定め、若協議整はざるときは別に定むる所の規定に依り、政府又は民部より選出したる鑑定員をして鑑定せしめ、準備部長之を決定す。若此の決定に對し不服あるときは、大藏大臣は更に鑑定人の意見を徴し、之を裁定することとし、價格決定の公平を得むことを期したり。

交付金額算定の標準たる煙草製造營業より生ずる所得金額は、公平と正確とを期せむが爲め、所得稅法に依り決定せられたる所得金額に依り之を定め、該所得金額中に煙草製造營業以外より

生じたる所得を包含するときは、所得稅調査に供したる書類其他確實なりと認むる書類に依り政府は所得稅法に依り決定したる金額の範圍内に於て、煙草製造營業より生ずる所得金額を決定す。此の方法に依り決定せられたる金額二百圓に滿たざる者及所得稅を課せられざる者に對する交付金額は總べて二百圓とす。

補償金・買上金及交付金の合計は千二百七十六萬二千六百五十三圓にして、其內譯左の如し。

種別	三十七年度	三十八年度	計
製造工場	一、〇八七、九七五圓	九九〇、四九〇圓	一、〇八七、九七五圓
器具機械其他の物品	八一七、〇七七	一、八〇七、五六七	一、八〇七、五六七
葉煙草	一、八四六、二五〇	四、五二〇、八六一	六、三六七、一一一
交付金	一、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
計	五、二五一、三〇二	七、五一一、三五一	一二、七六二、六五三

十三　民有製造煙草の處分

本法施行の際に現在する製造煙草又は刻煙草製造業者の明治三十八年三月三十一日迄に製造したる刻煙草は、本法施行後俄に其賣買又は所持を禁ずる能はざるに依り、自由に之を所持し又は讓渡讓受くることを得せしむると雖も、此種の煙草は密賣の手段となるの危險あるものにして、嚴重なる取締を要すべきを以て、其販賣者には營業に關する帳簿を調製せしめ、三十七年六月以後每月末日に於ける製造煙草の種類・數量及其月の受拂高を政府に申告せしむ。但し政府に於て必要ありと認めたるときは、前陳の製造煙草に包裹を施さしめ、且つ一定の證票を貼付せしむるを得ることとせり。

十四　益金の增加

煙草專賣を實施するの結果其每年度の純益は、三十七年度に於て一千七百七十萬圓にして、同年度以後は煙草製造所の設備竣成するに從ひて次第に其益金を增加し、四十三年度則ち設備完成するを告ぐるに至れば、其純益二千四百五十萬圓に達すべし。則ち現行制度の下に於ける三十六年度豫算純益一千二百六十萬圓に比し、三十七年度に於て五百萬圓を增加し、四十三年度に於て約一千二百萬圓を增加するの計算なり。

然れども三十七年創業後四十三年完成の時期に至る迄の間、人口の增加に伴うて其需要高を增加し、又事業は漸く整頓して製造費の如き大に節約を加へ得べく、取締も亦次第に周密となるべきに依り、密賣無許可耕作等著しく減少するに至るべく、又米國種の煙草は內地に於て其適地を發見し、目下試作中に屬するを以て、六七年後には其所要原料の過半は內地に於て生產するを得るに至るべき見込あり。

如上の事由に依り四十三年度の純益は更に數百萬圓を增加し、殆むど三千萬圓以上に達すべき胸算あり。

第三章　煙草專賣施行國の狀況

歐洲に於て煙草專賣を施行する主なる國は佛國・澳國・伊國にして、其他尙ほ數箇國あれども、煙草の耕作・製造に關しては孰れも大同小異なるを以て、左に佛・澳・伊三國の專賣に關する重要事項を摘錄し、併せて我國煙草專賣の計畫に關する事項を附記すべし。』

各國專賣統計摘要

	佛國（一、九〇〇年）	澳國（一、九〇〇年）	伊國（一、九〇〇年）	日本（事業完成のとき）
一　收支計算				
歲入	一六六、九八五、八二八円	八六、七四六、一五五円	七六、七七九、七四六円	五〇、二三五、五四八円
歲出	三三、七三九、〇六五	三一、二二六、七五二	二〇、五一七、一一〇	二五、七一六、九〇五
差引純收入	一三三、二四六、七六三	五五、五一九、四〇三	五六、二六二、六三六	二四、五一八、六四三
歲出に對する歲入の割合	四十九割四分九厘	二十七割七分七厘	三十七割四分二厘	十九割五分三厘強
歲入に對する純收入の割合	七割九分七厘	六割二分六厘	七割三分二厘	四割八分八厘強
歲出に對する純收入の割合	二十九割四分九厘	十七割七分七厘	二十七割四分二厘	九割五分三厘強
二　輸入及輸出に關する事項				
輸入葉煙草 量目	四、八六三、九六五貫	三、八一六、七七五貫	五、四四一、三七九貫	七五〇、〇〇〇貫
輸入葉煙草 代金	九、六九三、二一五円	一〇、六三六、一八八円	一〇、六三六、一八八円	一、八七五、〇〇〇円
輸入葉煙草 同一貫當	一・九九二円	三・六九七円	一・九五四円	二・五〇〇円
輸入製品 量目	三一、八〇〇貫	一三、八〇八貫	一〇、七三三貫	七、五〇〇貫
輸入製品 代金	一、四七七、六六六円	六八六、五一三円	一二七、一四五円	九三、三九六円
輸入製品 同一貫當	四六・四六七円	四九・七二〇円	一一・八四六円	一二・四五三弱円
輸出葉煙草 量目	三、四六五貫	一四、一一三、〇一七円	二、五四一貫（一、八九九年）	一〇〇、〇〇〇貫
輸出葉煙草 代金	—	三・六九七円	四、三五四円	七〇、〇六〇円
輸出葉煙草 同一貫當	—	一四、四一八貫	一・七一三（〃）	七〇・七一弱円
輸出製品 量目	七三、三四五貫	五一、五七七貫	八一、六二二貫	七七、〇〇〇貫
輸出製品 代金	七八七、六七三円	六二三、三一五円	七八一、二三七円	四六〇、〇〇〇円
輸出製品 同一貫當	一〇・七三九円	一二・〇八五円	九・五七一円	五・九七四弱円
三　製品種類及量目				
刻煙草	七、七〇六、九二八貫	六、七一五、七七〇貫	一、七一三、三九二貫	七、五六〇、〇〇〇貫
紙卷	四六三、八五九	八三九、六〇八	一、一五一、一九七	一、四一七、五〇〇
葉卷	八三五、一二二	一、五七二、一二二	一、六九四、五六八	—
其他	一、二七一、六九四	三六七、一九七	六八九、三六七	—
合計	一〇、二七七、六〇三	九、四八八、六九七	五、二四八、五二四	八、九七七、五〇〇
四　製造所數	二〇ヶ所	三ヶ所	一六ヶ所	四〇ヶ所
五　職工員數	一八、〇八五人	三七、三二二人	一五、九五六人	五四、五三六人
六　大賣捌所	三六五ヶ所	九六七ヶ所	二一五ヶ所	六五二ヶ所
官設			三三二	
私設				
一箇所に對する人口	一〇四、七三三人	三、六九七人	五七、八九三人	六九、六三六人
一箇所に對する地積	五五九平方哩	一九二平方哩	二〇二平方哩	二二六平方哩
一箇所當一箇年賣捌量目	二六、九七八貫	九、八七六貫	八、六八〇貫	一三、七八一弱円
同上代價	四一二、七六三円	七四、〇八九円	一三九、七四八円	八八、三二八強
一箇年一箇所當所得	—	—	—	定價の五分として算出す四、四一六強
七　小賣捌所				
一箇所に對する人口	四五、六八六人	八三七人	一、一九二人	一二〇、〇〇〇人
一箇所に對する地積	一平方哩	四平方哩	一平方哩	三七八強
一箇所當量目	二一五貫	一一貫	一七九貫	七四強
同上代價	三、七〇五円	九三九円	二、八八二円	四八〇弱円

一箇所一人の所得	三一一・六円	四七・五円	二四一・二円	三八・四弱					
小賣割引歩合（定價）	八分四二	五分〇六	八分三七	定價に對し 八分〇〇					
八 一人當消費量目	二六五匁	三六三匁	一五三匁	一九六匁強					
同上代價	四・一一二円	三・二〇四円	二・三〇四円	一・二六八強円					
九 收納所數	一ヶ所	一六ヶ所	一六ヶ所	二〇ヶ所					
一〇 耕作に關する事項	六箇所、内二箇所は各二箇所づつ出張所を有す			外出張所 一六一					
耕作人員	五八、一五一人	四三、六七二人	不詳	二四一、七〇三人					
耕作段別（豫定）	一七、六五〇町			三三、六一一町					
耕作段別（實際）	一六、六三九								
收穫量目（豫定）	七、〇七八、八三七貫	三、六七五町	植付本數分配數 九三、五五一、二二六本 同最終檢査 七二、六九三、七九九 四、九五一町	一二、一〇〇、〇〇〇貫					
收穫量目（實際）	六、六一八、二六二								
賠償金額	八、四四四、八六五円	一、四五二、四三三貫	一、四二三、四〇三貫	八、四七七、二六〇円					
耕作段別	二、八一八段	〇・九四一段		一・三九一弱段					
耕作人一人當 收穫量目	一一三、八一一貫	一、五三二、一三〇円	一、四五〇、八三五円	五〇〇、〇六一強貫					
賠償金額	一四、五、九一〇円	三三、二五七貫		三五、〇七三強円					
耕作地 收穫量目	三九、七七五貫	三九、五二〇貫	二八、七四〇貫	三六、〇〇〇強貫					
一段歩當 賠償金額	五〇、九九三円	四一、六九〇円	二九、三〇〇円	二五、二二二弱円					
一貫匁當賠償金	一、二八二	一、〇五四	一、〇一〇	七〇〇弱					

從來訛傳は訛傳を生み、政府は杜撰の計畫に依り當業者の資業を奪取すと憶測せられ居たるもの玆に至り其の施行は根據あり、其の救濟は方法あること明かとなれり。此の時に方り對露關係は漸く險惡となり、砲火相見るの日は將に遠からざらんとし、爲に歳入を增加して國費の支辨に備ふるは當面の急務となりしが、當時他の課稅目的は既に增徵を盡して其の上增率の餘地なく、恒久の財源を得る途は唯煙草製造を官營とするの外なきこと明かとなりしを以て、今や本計畫の實施は殆く已むを得ざるものなること、漸く一般に認識せらるるに至り、形勢は自ら一轉したり。卽ち此の機會に於て當業者の一部は反對同盟より分離して、同年十二月煙草官營問題全國聯合研究會を組織し、前記施行順序に規定したる補償方法を討議するを目的としたり。其の要旨に曰く、『煙草專賣の官營は時勢の必要に依り已むを得ざる處なれば、必ずしも反對せざるべきも、其の內容に至りては不可なるもの甚だ多し。卽ち交付金の標準を所得稅に置くは不當なるを以て、宜しく賣上高一割の十年分又は二十年分とすべし。又葉煙草及既成品の賣買業者に補償を與へず、又は元賣捌人に指定せらるる權利を認めざるは不當なるを以て、宜しく相當率に依り救助すべし』と。仍て同月八日全國聯合大會を東京に開き、此の趣旨を以て左の決議を爲すと共に、委員を擧げて主務大臣に陳情したり。

『一　交付金の標準所得金の一箇年分とあるを、賣上高一割の十年分とすること。

二　製造業者に對し各自平等に金五百圓を交付すること。

三　葉煙草賣買業者、製品仲買人に賣上高二分五厘の十箇年分を交付すること。

四　右三營業者は製造業者と同じく元賣捌人又は小賣人に指定せらるること。

五　元賣捌人又は小賣人に對しては二十箇年間の特權を付與すること。』

玆に交付金の標準を所得屆高に採るを不當となせし所以は、明治三十三年より三十五年に至る間煙草製造より生ずる所得金平均額二百十三萬三千八百八十九圓の內、百二十四萬圓は製造業者村井商會の所得高に係り、總額の五割八分二厘に當るを以て、若し政府案に基き補償金を交付するとせば其の過半は一村井商會に歸し、僅に其の餘の四割强を以て全國同業者五千餘人に分配せざるべからざる結果となり、兩者間に非常の懸隔を生ずべし。是れ畢竟所得屆方の正當ならざるに基因するものにして、到底標準となすを得ざるものなれば、改めて賣上高を標準とし、成るべく平均を得るに近からしめんとするに在りたり。

此の際反對同盟は尙ほ一方に對峙し、此の研究會を目して裏切者となし、辯難攻擊を重ね、互に其の隱微を摘發して亂戰したり。然れども今や反對同盟は其の勢力を半減せしのみならず、全國の當業者は日を逐うて研究會に加盟し、且つ前記の如く世論は漸く時局に顧みて政府計畫の當然なるを認むるに至りしを以て、其の運動も殆んど實效を奏せざりき。

世論の趨勢は斯の如く漸次反對を去ると同時に、他方に於ては當業者其の他より官營の實施を贊成して建議するもの甚だ多く、團體を以てするもの三十四件、個人を以てするもの二千三百五十九人に達したり。斯くて明治三十七年三月法案の帝國議會に提出せらるるに當りては、議會は一人の反對說を唱ふるものなく、平穩に之を通過せしめたり。其の審議の狀況は款を改めて之を說くべし。

第三款　煙草專賣法の成立及公布

明治三十七年三月二十日煙草專賣法案の衆議院に提出せらるるや、衆議院は同月二十四日第一讀會を開きて直に之を二十七名の特別委員に付託し、委員會は卽日之を開きて審議を行ひしが、右委員會に於て仁尾專賣局長は製造專賣計畫に就きて大要左の如き說明を爲したり。

『煙草製造業の內卷煙草に屬する分は、從來民間の製造所中に完備したるものあり、今別に建築を要することなく、之を徵收して其の用に充つるものとせば、本年七月より直に其の製造に著手するを得べし。刻煙草製造にありては民間の製造場數五千を越え、而も其の規模皆狹小にして直に採りて政府の工場に充つるに足るものなきを以て、其の製造は三十八年四月より著手するの豫定なり。而して刻煙草製造に要する工場は數百箇所に達すべきも、今之を如何ともするを得ざるが故に、政府の工場の足らざるものは、旣設製造所中其の適當なるものを選擇して官業の一部を擔當せしめ、相當の賃銀を支給して之を補充するの外なし。今や軍國多事に際し、物價騰貴し工場の新築に不利なるを以て、今後凡そ三年間は之を据置とし、第四年目より順次工場の新築に著手し、四十六年迄に全國の製造所工場を完成し、玆に始めて本事業の完成を見るを得べし。專賣の收入は現在の小賣價格を基礎とし、成るべく現狀に變更を加へざる方針なりと雖も、戰時增收の爲め之に二割を加へたるものを以て標準とし、製造業者の處分に關しては、官營に依り資業を喪失するものは、其の轉業に資する爲め各自年所得高の三箇年分を交付することとし、尙ほ其の廢業に因り直接の利用を喪ひたる土地建物の間接損害を補償する目的を以て、一箇年所得

高の五割を增給すべし。又當業者が從來其の製造に使用したる附屬器具機械の如きは、全く不用に歸し損失を蒙るべきを以て、總て之を徵收し又は買上ることとし、成るべく當業者の苦痛を少からしむべし。是れ計畫の大要なり云々。』

尋いで委員會は制度完成の期限・葉煙草の査定・耕作地の制限・販賣制度等に關し論議する所ありしが、此等の點は結局皆原案通に決定したり。唯轉業補償金の交付に關しては、其の標準及給額に關して政府と委員會との間に意見大に隔絕し、政府委員は原案維持を主張するに對して、委員會は原案の所得高三年分を改めて、一箇年賣上高の二割と爲さんことを主張したり。卽ち其の論據に曰く、『交付金を所得高に據らしむるときは一見公平を得るに似たりと雖も、其の實は大に不當なるものあり。蓋し所得高は年々所得の實蹟に依り屆出づるものなるが故に、其の營業の年度間幸に事故を生せざるときは、其の申告高自から多額なるべしと雖も、若し其の年度間に災害其の他の損失あるときは之を控除せざるべからざるを以て、同一狀態の營業にして其の年度間偶然の損得に因り、其の所得申告高に多寡を生ずべし。之れ營業實態の標準と爲すに足らざる所以なり。右の外尙ほ所得高の不均一となる最大理由あり。例へば玆に甲乙二會社あり、甲會社は三十六年分の賣上高八百九十萬圓にして、之に對する所得金額は百六十一萬圓なり。乙會社は賣上高百三十萬圓にして、所得金高は八萬餘圓に過ぎず、卽ち甲は賣上高の凡二割を所得とし、乙は一割以內を所得とするに過ぎず。蓋し所得稅の決定は相當の手續に依り之を審査すと雖も、固と各自任意の申告に基くものにして、其の間自から區々たるを免れず。此の區々不同のものを以て給付の標準と爲すは決して實際に適するものに非ず。或は云はん、所得額の同一率に出でざるは之れ申告の際の虛僞に基くものにして、爲に交付金の給與の不公平を來すことあるも、之れ自ら求むる所なりと」と。然れども交付金の給與は誠實と虛僞とを賞罰する意味を有するものに非ず。唯職業を失ひたるに因り活資を缺きたるものを救護する精神に出でしに外ならず。原案の如く所得額を標準とせば右の如き不同の率に據らざるべからず。然らば卽ち交付金總額の十分の六は甲會社に歸屬すべく、僅に殘餘の十分の四を以て總數五千餘人に分配することとなり、其の結果の均衡を失すること甚しと云ふべし。且つ其の所得屆高にして眞實なりとせば或は已まん。然れども細密に其の事實を調査するときは、右甲會社は決して斯の如き利益あることなし。畢竟所得額の申告は其の人の自由意思に基くものなるを以て、斯の如き不公平の結果を生ずるものなり。之に反して賣上高を標準として交付金を決定するとせば、決して此の不公平を生ずることなし。蓋し賣上金高を計出するには法定の帳簿あり。其の賣渡帳は賣渡金高を明記して相當官吏の承認を經つつあるものなり。政府委員は此の賣渡帳は取締を主としたるものにして、賣渡高を確實に證明する性質のものに非ずと云ふも、果して然る場合には政府は更に他の書類等に依り、相當の方法を以て之を決定するを得べし。故に原案第七十五及七十六條は右の趣旨に依り之を修正し、交付金は煙草賣上高の二割を標準と爲し、且右の賣上高は確實なりと認むる帳簿書類に依り政府之を決定するものと爲すべし』と。之に對して政府委員は原案を支持して曰く、『交付金の標準を賣上高に求むるときは、本法の精神を達する能はざるのみならず、其の施行は甚だ困難にして又却て大なる不公平を生ずるものなり。元來交付金は轉業補償の意味なりと雖も、營業者は其の業を失ひたる爲に其の資本を全く亡失するものにあらず。唯資本を直に活用すること能はざるに因り、他日適當の業務を得るに至る迄は、從來の活用より生じたる利益を得る能はざるに過ぎず。卽

ち交付金は此の利益を補給する意味を有するものなるを以て、此の趣旨に最もよく適合する交付金の決定方法は、利益を基礎とするに在りと云はざるべからず。之れ本法の精神なり。然らば之が標準を定むるに於て、其の資本の活用に依り生じたる利益、即ち所得高に依らざるべからざるや明かなり。抑利益は年々歳々一定することなく、其の増減消長あるべきは理の當然なり。其の一定すべからざる利益に對し、單純に賣上高の一割と云ひ二割と云ふが如き率を以て是に分配すと云ふに至りては、標準の適當を得ざるは勿論なり。即ち其の營業より利益を得ること多きものに寡く與へ、少きものに多く與ふるの結果となることあるべし。例へば賣上高均しく一萬圓にして、一は勤勞と技倆とに依り千五百圓の純益を得たるに反し、一は怠慢と拙劣とに依り僅に五百圓を得たるに過ぎざるとき、同一率に賣上高を標準とするが如きは本法の精神を誤るものと云はざるべからず。施行上の困難は更に又甚だしきものあり。彼の省令を以て定むる處の營業帳簿の如き、本來の趣旨は取締の爲めに設備したるものにして、賣渡高の確實を保證するものに非ず。即ち賣上帳には小賣と卸賣とを混記したるものあり、且つ帳簿は營業者の手に存する爲め營業者は隨意に加除記入を爲すを得べく、其の結果不誠實に記帳したるもの却て多くの利益を得るに至るべし。假令政府に認定權ありと雖も、他に徴すべき確實の書類なく、斯かる不完全の書類に依らざるを得ざるに於ては、認定權行使上往々情弊を惹起するの虞あり、若し然らずとするも其の調査は非常に困難なるべく、決して迅速の給與を了することを得ざるべし」と。斯の如くにして政府委員は詳密に賣上高に依るの不可なる所以を述べ、反覆辯明頗る原案維持に努めたりと雖も、委員會は遂に修正に一決したり。

尚ほ政府原案は所得金二百圓未滿のもの及所得稅を課せられざる製造業者に對しては、補償金六百圓を給與するものと爲せしが、之れ亦委員會に於ては前記の標準に依り、賣上高の二割相當額が六百圓に滿たざる場合に交付することに修正し、且つ其の給與額六百圓は多額に過ぐるものとして、之を五百圓に減額したり。

衆議院特別委員會に於ける修正は以上の如し。而して此の中最低交付金額六百圓を五百圓に改めし點は、必ずしも不當と稱すべからずと雖も、唯交付金の標準を賣上高に依ることと爲せる修正は政府の承認し難き所なるを以て、同月二十六日本會議に上程せらるるに當り、大藏大臣は委員會修正の不可なる所以を說明して、議會の考慮を求めたりしも、其の注意を惹くことを得ず、衆議院は多數を以て遂に修正案を可決したり。

貴族院は同月二十七日を以て本案の第一讀會を開きて直に十五名の特別委員に付託せしが、委員會は衆議院の修正通り可決すべきものと議決し、翌二十八日本會議に於て委員會決定通り可決確定したり。政府も亦大局に鑑み議會の修正に同意を與へしを以て、茲に右法律案は明治三十七年四月法律第十四號を以て、左の如く公布せられたり。

煙草專賣法（明治三十七年四月一日法律第十四號）

第一條　煙草ノ製造ハ政府ニ專屬ス

第二條　煙草ハ政府及政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス

第三條　煙草ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ耕作スルコトヲ得ス

第四條　煙草耕作者ノ收穫シタル葉煙草ハ政府之ヲ收納ス

第五條　煙草ノ耕作區域ハ政府之ヲ定ム

第六條　政府ハ毎年耕作スヘキ煙草ノ種類、耕作段別及葉煙草ノ賠償價格ヲ定メ豫メ之ヲ公示スヘシ

第七條　煙草ヲ耕作セムトスル者ハ毎年煙草苗床ノ位置及坪數、煙草耕作地ノ位置及段別、煙草ノ種類、本數、乾燥場及藏置場ヲ定メ政府ニ申請シ許可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更シ又ハ耕作ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第八條　相續ニ因ルノ外煙草ノ耕作ヲ承繼セムトスルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

相續ニ因リ煙草ノ耕作ヲ承繼シタルトキハ政府ニ届出ヘシ

第九條　煙草耕作者ニ非サレハ煙草苗ヲ育成スルコトヲ得ス

煙草苗ノ讓渡及讓受ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第十條　煙草耕作者ハ政府ノ定ムル方法及手續ニ依リ其ノ耕作ヲ完成スル義務ヲ負フ

第十一條　政府ハ收穫前ニ於テ葉煙草ノ收穫量目又ハ葉數ヲ査定ス

前項査定ノ場合ニ於テハ煙草耕作者ハ之ニ立會フヘシ若立會ハサルトキハ其ノ査定ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十二條　煙草耕作者前條ノ量目又ハ葉數ノ査定ニ不服ナルトキハ卽時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

異議申立人ノ主張ニ係ル葉煙草ノ量目又ハ葉數ト前項決定額トノ差カ前條ノ査定額ト前項決定額トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ異議申立人ノ負擔トス

第十三條　煙草耕作者ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非サレハ第十一條ノ査定前ニ於テ葉煙草ヲ採取シ又ハ幹根ヲ拔除スルコトヲ得ス第十二條ニ依リ異議ノ申立ヲ爲シタル者其ノ決定前ニ於テ亦同シ

第十四條　煙草耕作者一番葉ノ收穫ヲ終リタルトキハ直ニ其ノ幹根ヲ拔除シ其ノ幹ニ附著スル葉煙草ハ之ヲ廢棄スヘシ

種子ノ採取又ハ二番葉ノ收穫ヲ爲サムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ採取又ハ收穫ヲ終リタルトキハ第一項ノ處置ヲ爲スヘシ

第十五條　煙草耕作者ノ收穫シタル葉煙草ハ乾燥調理ノ後政府ニ納付スヘシ

納付ノ期日及場所ハ政府之ヲ定ム

煙草耕作者ノ收穫シタル葉煙草ニシテ政府ノ收納ニ適セサルモノハ政府ノ承認ヲ經テ之ヲ廢棄スヘシ

第十六條　煙草耕作者ノ納付シタル葉煙草ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシメ其ノ等級ニ依リ賠償金ヲ交付ス

煙草耕作者前項ノ鑑定ニ不服ナルトキハ再鑑定ヲ求ムルコトヲ得但シ賠償金ノ請求ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

再鑑定申立人ノ主張ニ係ル葉煙草ノ等級ト再鑑定等級トノ差カ第一項ノ鑑定等級ト再鑑定等級トノ差ヨリ大ナルトキハ再鑑定ニ關スル費用ハ其ノ申立人ノ負擔トス

再鑑定ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條　煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ査定若ハ決定シタル量目又ハ葉數以上ノ葉煙草ヲ納付セサルトキハ政府ハ其ノ不足額ニ對シ第十八條第二項ノ規定ニ準シテ算定シタル金額ノ三倍以下ヲ納付セシムルコトヲ得

第十八條　煙草耕作者私ニ耕作段別ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シタルトキハ政府ハ其ノ減作地又ハ廢作地ニ生產スヘキ葉煙草ノ價格ニ相當スル金額ヲ納付セシムルコトヲ得

前項葉煙草ノ價格ハ其ノ年ニ於ケル近傍類似煙草耕作地ノ葉煙草生產額及之ニ對スル賠償金額ヲ標準トシ之ヲ算定ス

第十九條　煙草耕作者其ノ耕作段別ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シタル場合ニ於テ其ノ耕作ヲ承繼スル者ナキトキハ政府ハ其ノ現存スル煙草又ハ煙草苗ヲ廢棄セシムルコトヲ得

第二十條　煙草耕作者ノ葉煙草ハ其ノ耕作地、乾燥場、藏置場又ハ其ノ收納官署ノ外他ニ之ヲ運送スルコトヲ得

政府ハ必要ト認ムルトキハ葉煙草運送ノ通路及時間ヲ指定スルコトヲ得

第二十一條　公共團體又ハ私人ニ於テ試作場ヲ特設シ煙草ノ試作ヲ爲サムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ試作ニ關シテハ第四條、第七條、第九條、第十五條、第十六條第一項及第十九條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條　製造煙草ハ政府又ハ政府ノ指定シタル煙草元賣捌人若ハ煙草小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

煙草賣捌人及煙草ノ販賣ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條　煙草小賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ以テスルニ非サレハ製造煙草ヲ消費者ニ販賣スルコトヲ得ス

第二十四條　煙草賣捌人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル製造煙草ノ包裹ヲ開披シ若ハ之ヲ改裝シ又ハ包裹ノ破損シタル製造煙草ヲ販賣スルコトヲ得ス

第二十五條　輸出ノ爲葉煙草又ハ製造煙草ノ賣渡ヲ請求スル者アルトキハ政府ハ特ニ定メタル價格ヲ以テ之ヲ賣渡スコトヲ得

前項煙草ノ賣渡ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ帳簿ヲ調製シ其ノ營業ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

輸出ニ供スル煙草ヲ製造セムトスル者ノ爲政府ハ一定ノ地域ニ於テ煙草自由倉庫ヲ設置シ又ハ其ノ設置ヲ特許スルコトヲ得

煙草自由倉庫及其ノ特許ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條　前條ニ依リ輸出ノ爲葉煙草又ハ製造煙草ヲ買受ケタル者ハ政府ノ指定シタル期間內ニ輸出免狀ニ外國仕向港ニ陸揚ヲ爲シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添ヘ政府ニ差出スヘシ

正當ノ事由ナクシテ前項ノ免狀及書類ヲ差出ササルトキハ政府ハ葉煙草ニ付テハ第二十九條製造煙草ニ付テハ第三十條ノ規定ニ依リ相當金額ヲ納付セシム

第二十七條　輸出ノ爲政府ヨリ買受ケタル葉煙草又ハ製造煙草ハ輸出前之ヲ他ニ讓渡シ又ハ消費スルコトヲ得ス但シ其ノ使用ニ適セサルニ至リタルモノハ政府ノ許可ヲ受ケテ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第二十八條　輸出ノ爲政府ヨリ買受ケタル葉煙草又ハ製造煙草ノ輸出ヲ廢止シタルトキ又ハ買受ノ日ヨリ一箇年ヲ過キ之ヲ輸出セサルトキハ其ノ使用ニ適スルモノニ限リ政府之ヲ收納シ其ノ他ハ之ヲ廢棄セシム

前項ノ收納ヲ爲ストキハ鑑定人ヲシテ鑑定セシメ賠償金ヲ交付ス但シ其ノ賠償金ハ第二十五條ニ依ル賣渡價格ニ超過スルコトヲ得ス

第二十九條　本法ノ規定ニ依リ輸出シ、廢棄シ及收納セラレタル葉煙草竝現在葉煙草ノ總量目カ政府ヨリ買受ケタル葉煙草ノ總量目ニ比シ正當ノ事由ナクシテ不足シタルトキハ政府ハ輸出者ヲシテ其ノ不足額ニ對シ第二十五條ノ賣渡價格ニ相當スル金額ノ四倍以下ヲ納付セシム

第三十條　本法ノ規定ニ依リ輸出シ、廢棄シ及收納セラレタル製造煙草竝現在製造煙草ノ總量目カ政府ヨリ買受ケタル製造煙草ノ總量目ニ比シ正當ノ事由ナクシテ不足シタルトキハ政府ハ輸出者ヲシテ其ノ不足額ニ對シ第二十三條ノ賣渡價格ト第二十五條ノ賣渡價格トノ差額ニ相當スル金額ノ二倍以下ヲ納付セシム

第三十一條　政府ハ標本ニ供スルモノニ限リ葉煙草ヲ交付シ又ハ煙草ノ輸入ヲ許可スルコトヲ得

標本ニ供スル煙草ハ政府ノ許可ヲ受ケ標本トシテ他ニ讓渡シ又ハ試驗ノ用ニ供シ又ハ廢棄スルノ外之ヲ處分スルコトヲ得ス

第三十二條　健康上若ハ習慣上缺クヘカラサル製造煙草ハ自用ニ供スルモノニ限リ自用者ニ於テ政府ノ許可ヲ受ケ之ヲ輸入スルコトヲ得

第三十三條　輸出ノ爲買受ケタル煙草ハ政府ノ許可ヲ受ケタル場所ニ非サレハ之ヲ藏置スルコトヲ得ス

第三十四條　何人ト雖本法ニ於テ認メタル場合ノ外葉煙草、政府ノ證票ヲ附セサル製造煙草又ハ煙草製造專用ノ器具機械及卷紙ヲ所持シ、讓渡シ若ハ讓受クルコトヲ得ス

前項ノ物件ハ本法ニ依リ沒收スル場合ノ外政府ニ於テ之ヲ處分ス

第三十五條　何人ト雖營業ノ目的ヲ以テ煙草ニ代用スヘキ物品ヲ製作シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

第三十六條　煙草製造專用ノ器具機械及卷紙ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ製作シ、販賣シ又ハ藏置スルコトヲ得ス

第三十七條　煙草耕作者、試作者又ハ煙草製造專用ノ器具機械及卷紙ノ製作者、販賣者若ハ藏置者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ耕作、試作、藏置又ハ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三十八條　政府ハ煙草ノ苗床、耕作地、試作地、乾燥場、藏置場又ハ煙草苗、煙草若ハ煙草製造器具機械及卷紙ノ所在ト認ムル場所又ハ煙草苗、煙草若ハ煙草製造器具機械及卷紙ヲ檢査シ又ハ

監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

當該官吏ハ前項ノ檢査ニ際シ必要ト認ムルトキハ關係人ヲシテ之ニ立會ハシムルコトヲ得

第三十九條　行政執行ノ手續ニ依リ費用ヲ納付セシムル場合ニ於テ義務者ニ交付スヘキ金額アルトキハ之ヲ差引スルコトヲ得

第四十條　本法ノ規定ニ依リ納付セシムヘキ金額ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第四十一條　第三條又ハ第九條第一項ニ違反シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草又ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス許可ヲ受ケスシテ試作ヲ爲シタル者亦同シ

第四十二條　煙草耕作者許可ヲ受ケサル土地ニ煙草ヲ耕作シ若ハ煙草苗ヲ育成シ又ハ許可ヲ受ケサル種類ノ煙草ヲ耕作シ又ハ許可ヲ受ケスシテ煙草苗ヲ讓渡シ若ハ讓受ケタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草又ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス

第四十三條　煙草耕作者許可ヲ受ケサル場所ニ葉煙草ヲ乾燥シ又ハ藏置シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第四十四條　第十三條ニ違反シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

情ヲ知リテ前項ノ場所ヲ供與シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第四十五條　第十四條及第十九條ニ依リ葉煙草ヲ廢棄スヘキ者其ノ葉煙草ヲ收穫シ又ハ種子ヲ採取シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草又ハ種子ハ之ヲ

第四十六條　天災其ノ他避クヘカラサル事變ニ依ルニ非スシテ第二十條第一項ニ違反シ又ハ政府ノ指定シタル通路若ハ時間ニ依ラスシテ葉煙草ヲ運送シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第四十七條　煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル納付期日ニ葉煙草ヲ納付セサルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條　政府ニ納付スヘキ葉煙草ヲ他ニ讓渡シ又ハ消費シ又ハ隱蔽シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス之ヲ讓受ケタル者亦同シ情ヲ知リテ葉煙草隱蔽ノ場所ヲ供與シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十九條　煙草賣捌人ニ非スシテ製造煙草ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル製造煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十條　第二十三條又ハ第二十四條ニ違反シタル者ハ五圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十一條　煙草輸出者帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十二條　第二十七條ニ違反シタル者ハ三十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス之ヲ讓受ケタル者亦同シ

第五十三條　第三十一條第二項ニ違反シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ煙草ヲ讓受ケタル者亦同シ

第五十四條　第三十二條ニ依リ輸入シタル煙草ヲ他ニ讓渡シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十五條　第三十三條ニ違反シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス情ヲ知リテ藏置ノ場所ヲ供與シタル者亦同シ

第五十六條　許可ヲ受ケサル者ノ耕作若ハ試作シタル葉煙草又ハ煙草耕作者、試作者ニ非サル者ノ育成シタル煙草苗又ハ權利者ノ不明ナル葉煙草若ハ煙草苗ヲ所持スル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草若ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス

第五十七條　第三十四條第一項ニ違反シテ製造煙草ヲ所持シ、讓渡シ又ハ讓受ケタル者ハ煙草賣捌人ニ在リテハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ他ノ者ニ在リテハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル製造煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十八條　私ニ煙草ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草及煙草製造器具機械及卷紙ハ之ヲ沒收ス

第五十九條　第三十五條ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル物品竝其ノ原料、製造器具機械及卷紙ハ之ヲ沒收ス

第六十條　第三十六條ニ違反シタル者又ハ權利者不明ノ煙草製造專用ノ器具機械及卷紙ヲ所持シタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草製造專用ノ器具機械及卷紙ハ之ヲ沒收ス

第六十一條　本法ノ犯罪ニ係ル物件ヲ他ニ讓渡シ若ハ消費シタルトキ又ハ其ノ物件ニシテ他ニ所有者アル爲沒收スルコトヲ得サルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徵ス

第六十二條　當該官吏ノ尋問ニ對シ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第六十三條　煙草耕作者、試作者、煙草賣捌人、煙草製造專用ノ器具機械及卷紙ノ製作者、販賣者若ハ藏置者又ハ煙草輸出者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六十四條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第六十五條　煙草耕作者、試作者、煙草賣捌人、煙草製造專用ノ器具機械及卷紙ノ製作者、販賣者若ハ藏置者又ハ煙草輸出者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第六十六條　明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第六十七條　間接國稅犯則者處分法ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ違反事件ニ之ヲ準用ス但シ同法ニ定メタル職務ヲ行フ官吏ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

第六十八條　本法ハ明治三十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十二條第二項及第七十三條ハ本法發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際ニ於ケル煙草製造業者ハ明治三十八年三月三十一日迄刻煙草ノ製造ニ限リ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得

前項刻煙草ノ製造及其ノ原料ニ供スル葉煙草ノ賣買ニ關シテハ明治三十八年三月三十一日迄本法ノ規定ヲ適用セス仍葉煙草專賣法ヲ適用ス

第六十九條　本法施行ノ際ニ於ケル葉煙草耕作者ハ本法ニ依ル煙草耕作者ト看做ス

第七十條　左記ノ物件ハ政府之ヲ徵收シ之ニ對シ補償金ヲ交付ス

一　明治三十七年六月三十日ニ現在スル煙草製造專用ノ器具機械及卷紙但シ刻煙草製造專用ノモノヲ除ク

二　明治三十八年三月三十一日ニ現在スル刻煙草製造專用ノ器具機械

三　明治三十八年三月三十一日ニ現在スル葉煙草

第七十一條　本法施行ノ際政府ノ保管ニ係ル輸出葉煙草ニ關シテハ本法施行後ト雖仍葉煙草專賣法ヲ適用ス

第七十二條　明治三十七年六月三十日ニ現在スル刻煙草以外ノ煙草製造業者ノ所有ニ係ル葉煙草ハ明治三十八年三月三十一日迄ハ刻煙草製造業者若ハ葉煙草賣買業者ニ限リ之ヲ讓渡シ又ハ之ヲ所有スルコトヲ得但シ外國產葉煙草ニ限リ明治三十七年七月二十日迄ニ其ノ買上ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ニ對シ補償金ヲ交付ス

政府ハ本法發布ノ後煙草製造業者ノ營業場ニ就キ前項ニ依リ徵收スヘキ物件ヲ調査シ徵收目錄ヲ調成ス

徵收目錄ハ本法發布後六十日以內ニ之ヲ所有者ニ告知ス

前項ノ告知後ハ所有者ハ政府ノ承認ヲ受クルニ非サレハ徵收目錄ニ記載シタル物件ヲ處分スルコトヲ得ス

第七十四條　煙草製造業者ノ所有ニ係ル煙草ノ製造及裝置ニ使用スヘキ物件竝其ノ現ニ使用スル煙草製造及裝置用器具機械ニシテ第七十條ノ規定ニ該當セサルモノハ其ノ買上ヲ政府ニ請求スルコトヲ得但シ刻煙草以外ノ煙草製造業者ニ在リテハ明治三十七年六月三十日ニ現在スルモノニ限リ刻煙草製造業者ニ在リテハ明治三十八年三月三十一日ニ現在スルモノニ限ル

前項ニ依リ買上ヲ請求シ得ヘキ物件ノ種類數量竝器具機械ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十五條　政府ハ煙草製造業者ニ對シ其ノ請求ニ依リ煙草賣渡代金ノ二割ニ相當スル金額ヲ交付シ其ノ額金五百圓ニ滿タサル者ニ對シテハ金五百圓ヲ交付ス但シ煙草製造用ノ建物及其ノ敷地ヲ所有スル者ニシテ其ノ建物及敷地ノ全部ノ徵收又ハ買上ヲ受ケサル者ニ對シ

テハ尙交付金ニ相當スル金額ノ六分ノ一ヲ增給ス

煙草製造業者ニシテ煙草元賣捌人ニ指定セラレタルモノニ對シテハ前項ノ規定ヲ適用セス」

第一項ニ依リ交付スヘキ金額ハ總計金九百十萬圓ヲ以テ限度トス若此ノ金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ各自ニ按分シテ之ヲ減少ス

第一項ノ賣渡代金ハ明治三十五年ヨリ明治三十六年ニ至ル二箇年間ノ賣渡代金ノ平均高ニ依リ明治三十五年二月以後ニ其ノ營業ヲ開始シタル者ハ明治三十六年ノ賣渡高ニ依ル

第一項ニ煙草製造業者トアルハ刻煙草以外ノ煙草製造業者ニ在リテハ明治三十六年一月三十一日以前ヨリ明治三十七年六月三十日ニ至ル迄、刻煙草製造業者ニ在リテハ明治三十六年一月三十一日以前ヨリ明治三十八年三月三十一日ニ至ル迄其ノ營業ヲ繼續シタルモノニ限ル但シ家督相續人カ被相續人ノ營ミタル煙草製造業ヲ繼續シタル場合ニ於テ被相續人ノ營業期間ハ家督相續人ノ營業期間ト看做ス

第七十六條　第七十五條第一項ノ賣渡代金ハ確實ナリト認ムル帳簿書類ニ依リ政府之ヲ決定ス

第七十七條　第七十條、第七十三條ノ補償價格及第七十二條、第七十四條ノ買上價格ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議整ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

前項ノ決定ニ對シ不服アル者ハ十日以內ニ其ノ申立ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ハ更ニ鑑定人ノ意見ヲ徵シ之ヲ裁定ス

鑑定人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十八條　第七十條第一號ノ物件ヲ所有スル者ハ明治三十七年七月五日迄ニ、同條第二號ノ物件ヲ所有スル者ハ明治三十八年四月五日迄ニ其ノ種類數量ヲ政府ニ申告スヘシ此ノ期限ヲ過キ申告ヲ爲ササルトキハ其ノ物件ノ藏置ニ關シテハ第三十六條及第六十條ヲ適用ス

前項ニ依リ申告ヲ爲シタル物件ノ藏置ニ關シテハ之カ徵收ヲ終ル迄第三十六條ヲ適用セス

第七十九條　第七十條第三號ノ物件ヲ所有スル者ハ明治三十八年四月五日迄ニ其ノ種類數量ヲ政府ニ申告スヘシ此ノ期限ヲ過キ申告ヲ爲ササルトキハ其ノ物件ノ藏置ニ關シテハ第五十六條ノ例ニ依リ處分ス

第八十條　第七十四條ニ依ル物件買上ノ請求ハ刻煙草以外ノ煙草製造業者ニ在リテハ明治三十七年七月五日迄ニ、刻煙草製造業者ニ在リテハ明治三十八年四月五日迄ニ之ヲ爲スヘシ

第八十一條　第七十五條ニ依ル交付金ノ請求ハ刻煙草以外ノ煙草製造業者ニ在リテハ明治三十七年九月三十日迄ニ、刻煙草製造業者ニ在リテハ明治三十八年六月三十日迄ニ之ヲ爲スヘシ

第八十二條　本法施行ノ際現在スル製造煙草又ハ刻煙草製造業者ノ明治三十八年三月三十一日迄ニ製造シタル刻煙草ハ本法ノ規定ニ依ラス之ヲ所持シ、讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得

政府ハ必要ト認メタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ製造煙草ニ包裹ヲ施サシメ竝一定ノ證票ヲ貼附セシムルコトヲ得

前項ニ依ル命令ニ違反シ包裹ヲ施サス又ハ證票ヲ貼附セサル製造煙草ニ關シテハ第三十四條及第五十七條ヲ準用ス

第八十三條　煙草製造業者又ハ製造煙草ヲ販賣スル者ハ明治三十七年六月三十日ニ於テ現ニ其ノ所持ニ係ル刻煙草以外ノ製造煙草ノ種類數量ヲ明治三十七年七月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ

刻煙草製造業者ハ明治三十八年三月三十一日ニ於テ現ニ其ノ所持ニ係ル刻煙草ノ種類數量ヲ翌月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ

第八十四條　本法施行後政府ノ賣渡ササル製造煙草ヲ販賣スル者ハ營業ニ關スル帳簿ヲ調製シ明治三十七年七月以後毎月末日ニ於ケル製造煙草ノ種類數量及其ノ月ノ受拂高ヲ翌月五日迄ニ政府ニ申告スヘシ

第八十五條　第八十三條及第八十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十六條　葉煙草專賣法ニ違反シタル者ニハ本法施行後ト雖同法ヲ適用ス

第八十七條　本法ハ勅令ヲ以テ指定シタル島嶼ニハ之ヲ施行セス

本法ヲ施行セサル地ト本法施行地トノ間ニ於ケル煙草ノ移入移出ニ關シテハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ノ外本法ヲ施行セサル地ヨリ煙草ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス犯シタル者ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス

第八十八條　明治三十八年ニ於テハ煙草製造業者及葉煙草賣買業者ニ係ル免許料ハ之ヲ徵收セス

明治三十七年ニ於ケル刻煙草以外ノ製造業者ニ係ル免許料ハ其ノ十二分ノ六ヲ還付ス

第八十九條　第七十條、第七十三條ノ補償金、第七十二條、第七十四條ノ買上金ハ本人ノ請求ニ依リ國庫債券ヲ以テ給付スルコトアルヘシ

國庫債券ニ對シテハ一箇年百分ノ五ノ利子ヲ附シ發行ノ年ヨリ七箇年以內ニ之ヲ償還ス

國庫債券ニ關シテハ本條ニ規定スルモノノ外整理公債條例ニ準據ス

煙草專賣法の發布に伴ひて之を運用すべき施行細則を制定するの要あり。仍て政府は同年五月二十八日大藏省令第十九號を以て左の如く之を公布したり。

煙草專賣法施行細則（明治三十七年五月二十八日大藏省令第十九號）

第一條　煙草ヲ耕作セムトスル者ハ葉煙草收納所長ノ定ムル期間內ニ第一號書式ノ申請書ヲ所管葉煙草收納所ニ差出シ許可ヲ受クヘシ

前項耕作ノ許可ヲ受ケタル者ニハ第二號書式ノ許可證ヲ交付スヘシ

第二條　葉煙草收納所長ハ左ノ順序ニ依リ煙草ノ耕作ヲ許可スヘシ

一　前年ニ於テ煙草ノ耕作、乾燥、調理、包裝、品質等他ノ模範トナルヘキモノト認メラレタル者

二　前年迄煙草ノ耕作ヲ繼續シタル者